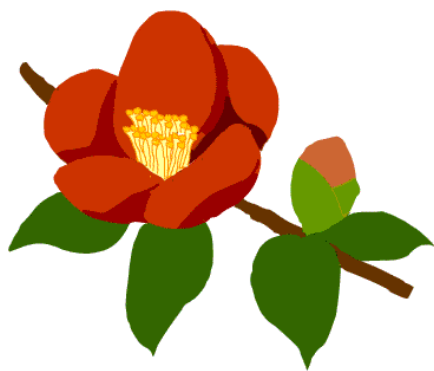


熊本市建築基準法取扱 (2022年度版)



熊本市都市建設局建築指導課

「熊本市建築基準法取扱」の発行にあたって

建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とし、制定されています。

一方で、建築物はそれぞれの機能や形態、目的等がさまざまなうえ敷地条件もさまざまで、その計画が建築基準法に適合しているかどうかの具体的な判断については、各々の地域で個別に判断をせざるを得ない場合もあります。しかし、その適合性を確認するにあたり、建築士と建築指導行政との間で法の解釈が異なっていたのでは、円滑な確認・検査業務を行うことが困難となります。

そこで、建築基準法における本市の考え方やこれまでの指導内容を明確化することを目的とし、「熊本市建築基準法取扱」として取りまとめました。市内建築物の確認申請に関する業務を行っている方々が、安全で安心できる建築やまちづくりのため、また、迅速な手続きのためにも活用されることを期待いたします。

平成25年（2013年）9月
熊本市都市建設局建築指導課

運用方針

1. 適用範囲

建築基準法、同施行令、同規則、熊本市建築基準条例、熊本市建築基準法施行細則、省庁告示のほか、建築基準関係規定に関する法令の解釈・運用として定めます。

2. 本書の使用に際して

- (1) タイトルには例規番号を記載しています。この例規番号で制定した年代及び改訂した回数が分かります。例規番号の 3 桁目は、その例規の改定回数を表します。例規番号の下 2 桁は法条項順にナンバリングした際の番号を表します。（例：総 13201 は、2013 年に制定した総則・雑則の 1 番目の例規で、改定が 2 回行われたもの）

各例規は今後も必要に応じて追加、改訂することがあります。

- (2) 法令の条項は以下の例に示すように省略して表記しています。

例：建築基準法第1条第2項第3号 = 法1条2項3号
 建築基準法施行令第1条の2第3項第4号 = 令1条の2・3項4号
本書における用語の定義は以下のとおりです。

法	=	建築基準法
令	=	建築基準法施行令
規則	=	建築基準法施行規則
市条例	=	熊本市建築基準条例
市細則	=	熊本市建築基準法施行細則
県例規	=	熊本県建築基準法例規集2012年版

3. 審査基準として扱う参考図書等

本市では、本書の他に以下の書籍等を審査基準として位置付けています。なお、『建築物の防火避難規定の解説2016（第2版）』及び『建築確認のための基準総則集団規定の適用事例（2017年度版）』については参考部分を含めて適用するものとします。また、『建築基準法等の運用について（熊本県版）令和2年3月』の2ページ目に記載の参考図書については本市においても同様の扱いとし、記載は省略します。

- 熊本県建築基準法例規集2012年版（2020年3月改訂）
（熊本県土木部建築住宅局建築課、熊本市都市建設局建築指導課他）
- 建築物の防火避難規定の解説2016（第2版）（編集 日本建築行政会議）
- 建築確認のための基準総則集団規定の適用事例（2022年度版）
- 建築設備設計・施工上の運用指針（2019 年版）（編集 日本建築行政会議）
- 建築基準法質疑応答集（建築基準法研究会編）
- 問答式 建築法規の実務（新日本法規出版）（編集 国土交通省住宅局建築指導課・市街地建築課）
- 誰にも分かる建築法規の手引き（新日本法規出版）（編集 国土交通省住宅局建築指導課・市街地建築課、建築法規研究会）
- 準耐火建築物の防火設計指針（編集 財団法人日本建築センター）（監修 建設省住宅局建築指導課、日本建築主事会議）
- 昇降機技術基準の解説（2016年度版）（追補版含む）（編集 一般財団法人日本建築設備・昇降機センター、一般社団法人日本エレベーター協会）

4. 目次

総則・雑則

ページ	例規番号	関係条文	内容	備考 (更新暦等)
1	総 13201	法 2 条他	カーポート及びサイクルポートの取扱い	2022 年更新
3	総 13202	法 2 条他	一戸建ての住宅に附属するテラスの取扱い	2022 年更新
4	総 13003	法 2 条他	レントゲン室・操作室の居室の取扱い	
5	総 18001	法 2 条他	長屋における一棟性の扱いについて	
6	総 21001	法 2 条他	建築物の屋上に設置されるヘリポートについて	
7	総 21002	法 2 条他	屋根及び外壁等における大規模の修繕・模様替の取扱いについて	
8	総 13304		空地、水路などの取扱い	2022 年更新
10	総 13005	法 6 条他	工事中における同敷地内別棟増築等の計画の取扱い	
11	総 13106	法 6 条他	確認申請書における添付図書の色分けについて	2018 年更新
12	総 14107	法 6 条他	別棟についての取扱い	
14	総 18002	法 6 条	地下車庫がある場合の取扱いについて	
15	総 19001	法 6 条他	建築基準法の確認審査及び完了検査における法適合の確認範囲について（敷地単位、建築物単位）	
17	総 14008	法 7 条他	検査済証の交付について	
18	総 15009	法 18 条	確認手続きにおいて計画通知となる機関について	
19	総 14110	法 28 条他	マンション等の納戸等における開口部の取扱い	2021 年更新
20	総 13111	法 48 条他	住宅展示場のモデルハウスの取扱い	2018 年更新
21	総 15012	法 48 条他	指定障害福祉サービス事業を行う店舗等の取扱いについて	
22	総 15013	法 48 条他	認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育施設の取扱いについて	
24	総 21003	法 48 条他	大学又は高等専門学校における学生食堂・売店等の取扱いについて	
25	総 18103	法 52 条他	自動車車庫の用途に供する部分の床面積の算定について	
26	総 13014	法 87 条他	用途変更の取扱い	
27	総 13215	法 92 条他	外気に有効に開放されている部分の判断について	2018 年更新
30	総 14016	法 92 条他	階とみなさない小屋裏物置等の取扱い	
31	総 18004		計画変更手数料の算定基準について	

単体規定

ページ	例規番号	関係条文	内容	備考 (更新暦等)
33	単 13001	法 28 条他	敷地内に別棟建築物がある場合の採光関係比率	
34	単 13002	法 28 条他	開口部前面の状況が部分的に異なる場合の採光関係比率	
35	単 21001	法 28 条他	2 室採光の際の開口部の幅の考え方について	
36	単 13003	法 34 条他	非常用昇降機の設置免除に係る法 2 条 9 号の 2 ロに規定する 防火設備の取扱い	
37	単 13104	法 35 条他	令 126 条の 2・1 項 1 号における区画について	
38	単 13105	法 35 条	排煙設備設置の適用除外について（令 126 条の 2・1 項 3 号）	
39	単 18002	法 35 条他	平 12 建告第 1436 号第一号、第二号及び第三号の同時適用につ いて	2014 年更新
40	単 15006	法 35 条他	排煙規定上の別棟扱いについて	2021 年更新
41	単 14007	法 35 条他	排煙上有効な開口面積の算定について	
42	単 13008	法 35 条他	避難経路に設ける建具について	
43	単 22001	法 35 条他	路地状敷地の非常用進入口等の取扱いについて	
44	単 14009	法 35 条他	非常用進入口（代替進入口）のガラスの種類について	
45	単 15010	法 35 条他	令 128 条の敷地内の通路における建築物上部の突き出しについ て	
46	単 21002	法 35 条他	100 m ² を超える廊下の平 12 建告第 1436 号四号ニ（2）の適用に ついて	
47	単 21003	法 35 条他	平 12 建告 1436 号四号ニの（2）（4）の屋内に面する開口部に設 置する戸の取扱い	
48	単 15011	法 36 条他	階段、スロープ等の手すりについて	
49	単 18201	法 36 条他	防火上主要な間仕切壁の設置位置について	2022 年更新
50	単 22002	法 36 条他	防火上主要な間仕切りの仕様(木板張等の仕上げ) について	
51	単 13012	法 36 条他	廊下と一体となった居室の取扱い	
52	単 15013	法 36 条他	天井がない場合の小屋裏隔壁の設置について	
53	単 21004	法 37 条他	べた基礎の鉄筋かぶり厚さについて	
54	単 15114	県例規	別棟基準の渡り廊下の取扱いについて	2022 年更新

集団規定

ページ	例規番号	関係条文	内容	備考 (更新暦等)
56	集 13001	法 2 条他	敷地の用途上不可分の取扱い	
57	集 21001	法 42 条	道路後退線の擦り付け方法について	
58	集 13002	法 43 条	暗渠水路またぎの敷地に関する接道の取扱い	
59	集 18001	法 43 条他	路地状の敷地で接する場合の取扱い	
60	集 13303	法 43 条他	里道またはつぶれ水路またぎの敷地に関する接道の取扱い	2022 年更新
62	集 15004	法 48 条	令 130 条の 3・1 項 1 号の事務所について	
63	集 15105	法 48 条	放課後等デイサービス、児童発達支援センターの取扱いについて	2021 年更新
64	集 13006	法 48 条	ガソリンスタンドの用途判断について	
65	集 13007	法 52 条	容積率算定の際の前面道路幅員について	
67	集 13008	法 52 条他	容積率：特定道路からの延長と加算幅員	
68	集 13009	法 52 条他	特定道路による容積率の緩和：前面道路の幅員	
69	集 21002	法 54 条他	敷地内の既存建築物に対する制限の緩和（外壁の後退距離、高さの限度）	
70	集 13010	法 56 条他	屈折道路に接する敷地の高さ制限（道路斜線制限）	
71	集 18002	法 56 条	道路交差点隅切り部分からの道路斜線について	
72	集 13011	法 56 条	道路と敷地との間に他の敷地がある場合の斜線制限	
73	集 15012	法 56 条他	道路と敷地との間に水路がある場合の斜線制限	
74	集 13013	法 56 条他	道路斜線制限の後退距離算定の特例に関する開口率について	
76	集 13014	法 56 条他	前面道路幅員が一定でない場合の後退距離	
77	集 13015	法 56 条他	高さ制限における前面道路と敷地の地盤面に高低差がある場合の後退距離について	
78	集 13016	法 56 条他	高さ制限における後退距離について（物置、ポーチその他これらに類するもの）	
79	集 13017	法 56 条の 2 他	敷地内に高低差がある場合の「日影による中高層の建築物の高さの制限」について	
81	集 13018	法 56 条の 2	熊本市における日影の倍率表	
82	集 14019	法 56 条の 2 他	敷地に高低差がある場合に日影制限の緩和を適用する「隣地又はこれに接続する土地」について	
83	集 13020	法 91 条	敷地が地域等の内外にわたる場合における集団規定等の適用判断	

構造

ページ	例規番号	関係条文	内容	備考 (更新暦等)
84	構 19001		改良地盤の許容応力度算定について	

工作物

ページ	例規番号	関係条文	内容	備考 (更新暦等)
85	工 21001	法 64 条	防火地域にある防火措置が必要な看板等の取扱い	
86	工 13001	法 88 条	工作物の申請について	2015 年更新
87	工 14102	法 88 条他	工作物として取扱うものの参考事例	
88	工 14003	法 88 条他	工作物の高さについて	

設備

ページ	例規番号	関係条文	内容	備考 (更新暦等)
89	設 13101	法 28 条の 2	シックハウス対策の換気計画について	2019 年更新
90	設 13102	法 34 条	寝台用エレベーターの設置条件について	2014 年更新
91	設 15003	法 35 条他	令 114 条 2 項における自動スプリンクラー設備等設置部分の防火 上主要な間仕切壁の設置の緩和について	
92	設 13104	法 36 条	『建築設備設計・施工上の運用指針 2019 年版』の取扱い	2014 年更新

関係規定

ページ	例規番号	関係条文	内容	備考 (更新暦等)
93	関 15001	BF 法 14 条 他	バリアフリー法による義務化対象時のオストメイト用設備の取 扱い	

熊本市建築基準法取扱

総 13201	カーポート及びサイクルポートの取扱い (1/2)	法 2 条、法 6 条、 法 92 条他
---------	--------------------------	-------------------------

1. 建築面積及び床面積について

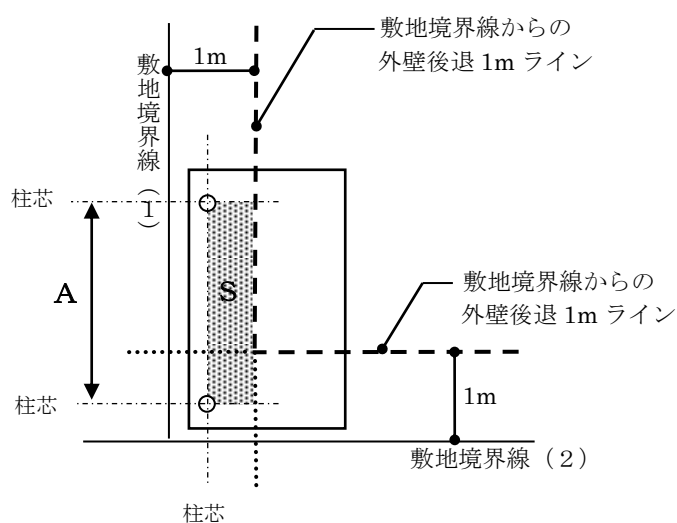
カーポート及びサイクルポートは、以下のすべての条件に該当する場合、建築面積及び床面積に不算入とすることができる。なお、面積不算入とした場合においても、防火・準防火地域内で建築を行う場合は建築確認申請の提出を要する。また、面積不算入とした場合でも棟数には算入するものとする。

- ① 一戸建ての住宅に附属する、既製品等の簡易なものであること。
- ② 柱本数は構造耐力上必要最小限なもの。
- ③ 外周すべてが壁を有さず開放され、かつ屋根材は日照の確保ができるもの。
(屋根材は当該敷地の防火規制に適合する材料であること。)
- ④ 屋根以外の部分はアルミ製、スチール製等の不燃材であること。
- ⑤ カーポート及びサイクルポートの水平投影面積は、 30m^2 程度までとすること。
- ⑥ 軒の高さは 2.3m 程度であるもの。

2. 外壁後退の緩和における取扱いについて

令 135 条の 22 に規定する外壁後退の緩和における柱間の長さ、及び床面積の取扱いについては、以下のとおりを取扱うこととする。なお、前項において、面積不算入とした場合においても、当該検討を行う。

【事例 1】片持ち型で、柱が敷地境界線からの外壁後退 1m ラインの中に含まれる場合



■柱間の長さ : A (m)

■床面積の合計 : S (m^2)

(敷地境界線 (1) からの外壁後退 1m ラインと柱間に面を形成することができる範囲を検討する。

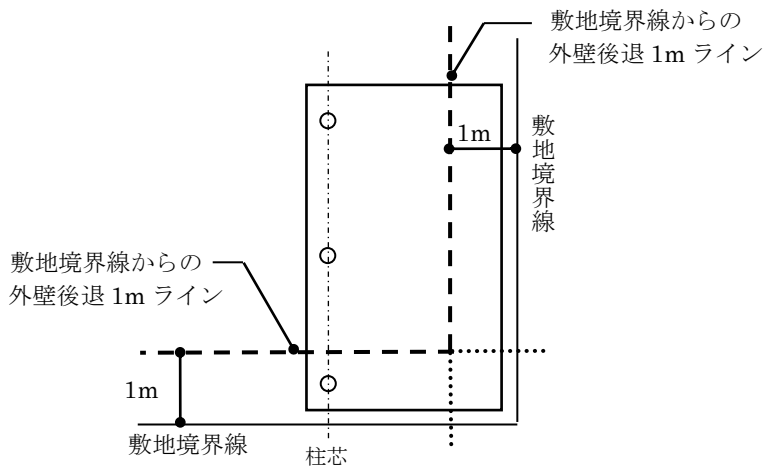
敷地境界線 (2) からの外壁後退 1m ラインと柱間では面を形成できないため、検討しない。)



熊本市建築基準法取扱

総 13201	カーポート及びサイクルポートの取扱い (2/2)	法 2 条、法 6 条、 法 92 条他
---------	--------------------------	-------------------------

【事例 2】片持ち型で、柱がそれぞれの敷地境界線からの外壁後退 1m ラインの中に含まれない場合



■柱間の長さ : 0 (m)

■床面積の合計 : 0 (m²)

(それぞれの敷地境界線からの外壁後退 1m ラインと柱間では面を形成できないため、検討しない。)



熊本市建築基準法取扱

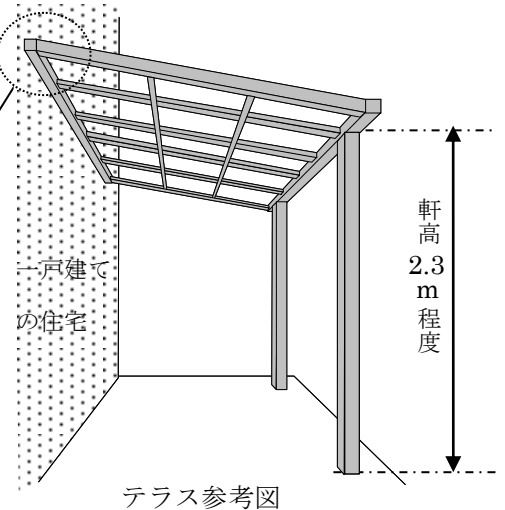
総 13202	一戸建ての住宅に附属するテラスの取扱い	法 2 条、法 6 条、 法 92 条他
----------------	----------------------------	---------------------------------

1. 建築面積及び床面積について

一戸建ての住宅に附属するテラス(下記参考図参照)は、以下のすべての条件に該当する場合、建築面積及び床面積に不算入とすることができる。なお、面積不算入とした場合においても、防火・準防火地域内で建築を行うときは建築確認申請書の提出を要する。

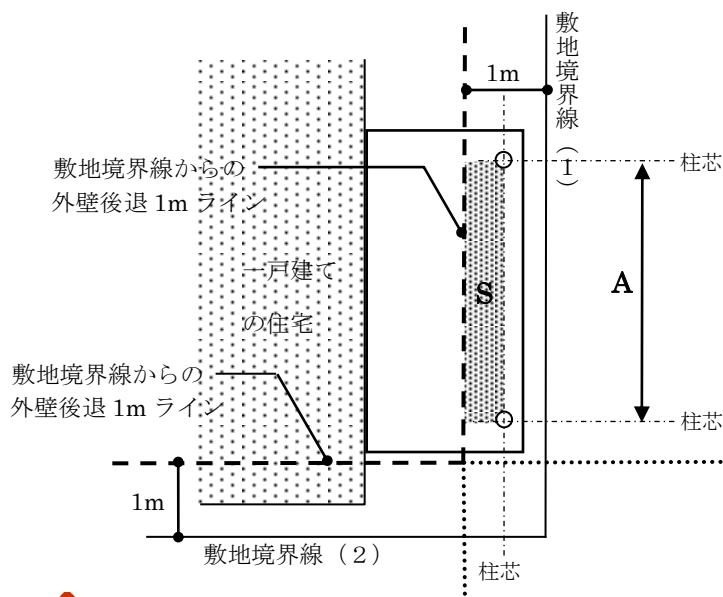
- ① 一戸建ての住宅に附属する、既製品等の簡易なものであること。
- ② 柱本数は構造耐力上必要最小限なもの。
- ③ 外周すべてが壁を有さず開放され、かつ屋根材は日照の確保ができるもの。
(屋根材は当該敷地の防火規制に適合する材料であること。)
- ④ 屋根以外の部分はアルミ製、スチール製等の不燃材であること。
- ⑤ 水平投影面積は、10m²程度までとすること。
- ⑥ 軒の高さは 2.3m 程度であるもの。
- ⑦ 一戸建ての住宅と構造耐力上一体でないこと。

一戸建ての住宅と
構造耐力上一体でないこと



2. 外壁後退の緩和における取扱いについて

令 135 条の 22 に規定する外壁後退の緩和における、①柱間の長さ、及び②床面積の取扱いについては、以下のとおりに取り扱うこととする。なお、前項において、面積不算入とした場合においても、当該検討を行う。



■柱間の長さ : A (m)

■床面積の合計 : S (m²)

(敷地境界線 (1) からの外壁後退 1m ラインと柱間にて面を形成することができる範囲を検討する。

敷地境界線 (2) からの外壁後退 1m ラインと柱間では面を形成できないため、検討しない。)



熊本市建築基準法取扱

総 13003	レントゲン室・操作室の居室の取扱い	法 2 条他
---------	-------------------	--------

診療所等のレントゲン室及び操作室で、以下のすべての条件に該当する場合は、建築基準法上の居室として取扱わないこととする。

- ① 職員が常時待機しているような利用形態でないこと。
- ② 室内に非常用照明が設置してあること。
- ③ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの。

なお、この取扱いはレントゲン室に附属する暗室も同様とする。



熊本市建築基準法取扱

総 18001	長屋における一棟性の扱いについて	法 2 条他
---------	------------------	--------

長屋とは、2以上の住戸を有する建築物で、隣接する住戸が開口部のない壁又は床(天井)を共有し、廊下・階段等の共用部分を有しないもので、下記の規定に適合しているものを言う。

- ① 住戸間で外壁及び屋根が接続していること。
- ② 界壁の長さは各住戸の界壁方向の壁の長さの $1/2$ 以上あること。
- ③ 界壁の高さは各住戸の界壁方向の壁の高さの $1/2$ 以上あること。

参考：「建築確認のための基準総則集団規定の適用事例（2022 年度版）」 P 29「一の建築物」



熊本市建築基準法取扱

総 21001	建築物の屋上に設置されるヘリポートについて	法 2 条、法 33 条、法 56 条、法 56 条の 2、令 2 条
---------	-----------------------	-------------------------------------

建築物の屋上に設置されるヘリポートについては「【2017 年度版】建築確認のための基準総則集団規定の適用事例(P.58)」にも記載があるが、本市では下記のとおり取り扱う。

○ヘリポートはその特性上、ある程度の広さを面で形成する必要があり、周辺環境へ与える影響が大きいことから建築物と外観上一体のものとして判断する。そのため、ヘリポートは**建築物の部分**として取扱う。

○ヘリポート下部に屋内的用途とみなされる部分がなければ、階とは扱わない。

○建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号ロの階段室、昇降機塔には該当しないものとしてヘリポートの面積が当該建築物の建築面積の 1/8 以内であっても高さに算入し、各高さの規定が適用されるものとする。



熊本市建築基準法取扱

総 21002	屋根及び外壁等における大規模の修繕・模様替の取扱いについて	法 2 条、法 6 条
---------	-------------------------------	-------------

屋根、外壁等の仕上材のみを造り替える場合は、大規模の修繕・模様替に該当しないものとする。この場合の仕上材とは瓦やサイディングなどの表面材をいい、野地板などの下地材まで含めて造り替える場合は、修繕・模様替に該当するものとする。

解説：

屋根、外壁に係る修繕について、主要構造部の過半となれば、建築基準法第 6 条第 1 項により、法 6 条第 1 項第 1 号から 3 号に掲げる建築物については確認申請が必要である。主要構造部とは、防火上の見地から主要な役割を果たす構造部分であることから、下地と仕上げを含めた全体を指すものと考えられる。従って、下地材を既存のままとした仕上材のみの修繕については、主要構造部の一部分の修繕であり、主要構造部そのものの修繕とは言い難いことから、確認申請が必要ないと考えられる。なお、折板屋根のように単独で主要構造部の構造体となる部分については、修繕や模様替えを行う割合が過半であれば確認申請が必要である。

主要構造部の屋根又は外壁におけるカバー工法については、原則、大規模の修繕（模様替）に該当しないものとする。なお、カバー工法については荷重増が伴うため、設計者において構造検討により安全性を確かめる必要がある。

大臣認定を受けている構造部分を触る場合は、認定を受けた仕様に適合しなくなる可能性があるため注意が必要である。また、確認申請が不要であっても、法への適合は当然に必要である。

(1) 確認申請が必要となる例（いずれも一種過半以上、概ね同じ位置・形状・寸法とする）

- ・木造の屋根で、野地板から取替える場合
- ・木造の外壁で、下地となる木摺や合板から取替える場合
- ・鉄骨造の屋根で、折板屋根を取替える場合
- ・鉄骨造の屋根で、デッキプレート上のコンクリート下地をはつり取る場合
- ・鉄骨造の外壁で、軽鉄下地に取り付けられたボード下地材を含めて取替える場合
- ・鉄骨造の外壁で、軽鉄下地に直接取り付けられた外装材を取替える場合

(2) 確認申請が不要となる例（いずれも一種過半以上、概ね同じ位置・形状・寸法とする）

- ・木造の屋根で、防水シートや屋根材のみを取替える場合
- ・木造の外壁で、下地の面材を残して外装材のみを取替える場合
- ・鉄骨造の屋根で、下地材を残して防水層のみを取替える場合
- ・鉄骨造の外壁で、下地の面材を残して外装材のみを取替える場合
- ・鉄筋コンクリート造の建物で、躯体を触らずに、防水層や外装材を取替える場合



熊本市建築基準法取扱

総 13304	空地、水路などの取扱い（1/2）	下記参照
---------	------------------	------

公園・広場等の空地及び川・水路が敷地に接する場合の各規定の取扱いは以下のとおりとする。緩和の対象となるものは、公的に所有・管理が行われ、将来にわたって同じ状態が担保できるものに限られる。

		【延焼の恐れのある部分】 法 2 条 1 項 6 号	【採光・有効面積の算定方法】 法 28 条、令 20 条 2 項 1 号	【建蔽率、角地緩和】 法 53 条 3 項 2 号	【道路斜線・2 A 適用】 法 56 条 1 項 1 号、令 134 条 1 項、 令 134 条 2 項	【隣地斜線】 法 56 条 1 項 2 号、 令 135 条の 3・1 項 1 号	【北側斜線】 法 56 条 1 項 3 号、 令 135 条の 4・1 項 1 号	【日影規制】 法 56 条の 2・3 項、 令 135 条の 12
公園	公的管理	○	△	○	○	△※1	×	×
広場	公的管理	○	△	○	○	△	×	×
墓地	公的管理	○	△	○	○	△	△	×
川・海		○	△	○ (幅 4m 以上のみ)	○	△	△	△
線路敷き※2		△	△	○	○	△	△	△
線路敷き（高架部）		△※3	△※3	○※3	○※2	△※1※2	△※4	△※4
水路	公的管理	△	△	○※5 (幅 4m 以上のみ)	○	△	△	△
調整池	公的管理	○	△	○	○	△	△	△
里道 ※6	4m 以上	△	△	○	○	△	△	△



熊本市建築基準法取扱

総 13304	空地、水路などの取扱い（2／2）	下記参照
---------	------------------	------

【凡例】 ○：全幅が緩和対象 △：全幅の半分が緩和対象 ×：緩和対象としない

※1 都市公園法施行令 2 条 1 項 1 号に規定する公園（街区公園）は除く。

※2 駅舎等駅構内に面する部分は除く

※3 駅舎等駅構内に面する部分は除く。高架下を建築物の敷地として現に使用している、又は使用する具体的計画がある場合は除く。

※4 駅舎等駅構内に面する部分は除く。高架下を建築物の敷地や公的管理の公園・広場として現に使用している、又は使用する具体的計画がある場合は除く。

※5 基準法道路と公的管理水路が並走し、道路及び水路の総幅員が 4.0m 以上確保されている場合も含む。

※6 基準法道路でない里道（4m 未満の場合は、緩和対象外）



熊本市建築基準法取扱

総 13005	工事中における同敷地内別棟増築等の計画の取扱い	法 6 条他
---------	-------------------------	--------

建築確認済証の交付を受けた建築物の工事中に、同敷地内の別棟の建築工事計画が発生した場合の取り扱いについては以下のとおりとする。

1. 申請の取扱いについて

同敷地内の別棟の建築工事計画は、原則として、先行する建築確認の計画変更として扱う。

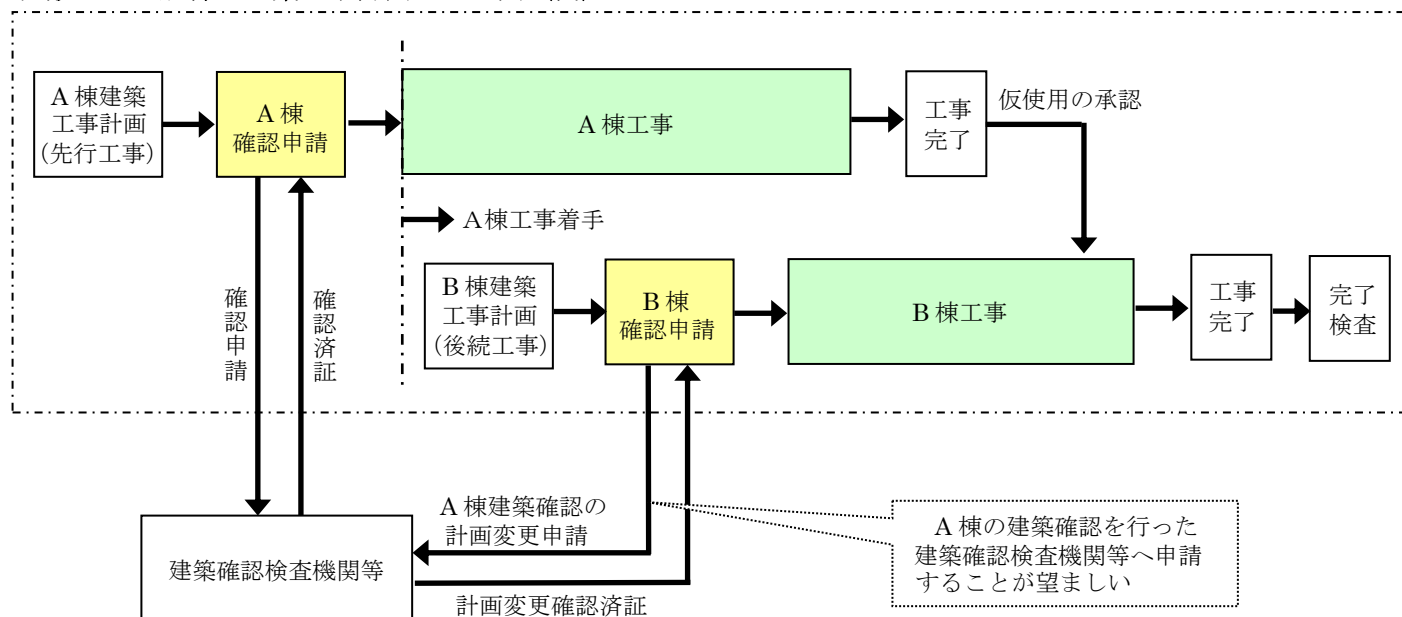
2. 計画変更の申請先について

建築主は、先行する建築確認を行った建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築確認検査機関等」とする。）へ、その計画変更を申請することが望ましい。やむを得ない理由により、先行する建築確認を行った建築確認検査機関等と別の建築確認検査機関等へ申請する場合、建築主は、その工事計画が、先行する建築確認に係る工事の部分に対して建築基準関係規定上不都合の生じない計画であることの確認を行い、先行する建築確認を行った建築確認検査機関等に対して、後続の計画変更の工事計画の概要について報告を行う。

3. 部分完了時の取扱いについて

後続の計画変更に係る工事が完了するまでの間、先行する建築確認に係る工事の部分を建築主が使用する場合は、特定行政庁による仮使用の承認を受けるものとする。（計画変更に係る工事が先に完了する場合も同じ）

同敷地内の別棟の建築工事計画フロー図（例）



熊本市建築基準法取扱

総 13106	確認申請書における添付図書の色分けについて	法 6 条他
---------	-----------------------	--------

確認申請書における添付図書（平面図、法チェック図）に、区画線の記入やハッチングを行う際は、以下の色分けを参考として下さい。

1. 区画線の色分けについて

桃色	竪穴区画	橙色	界壁
赤色	面積区画	黄緑色	防火上主要な間仕切壁
緑色	異種用途区画		

2. 「平成12年5月31日建設省告示第1436号4号ニ」におけるハッチングの色分けについて

(一)	青色	壁・天井の仕上げ準不燃 防火設備 非居室	(二)	水色	100m ² 以下で 防煙壁による区画 非居室
(三)	茶色	100m ² 以内に準耐火構造で 区画 居室	(四)	黄色	100m ² 以下で壁・天井を 下地・仕上げを不燃 居室



熊本市建築基準法取扱

総 14107	別棟についての取扱い (1/2)	法 6 条他 県例規 A2102、A2103
----------------	-------------------------	-----------------------------------

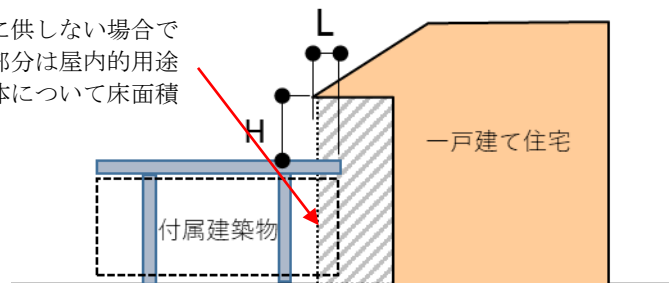
同一敷地内の独立した建築物の屋根（庇等を含む。以下同じ。）が重複する場合、原則として、「1 の建築物」とみなす。ただし、次の 1. または 2. の場合において、すべての条件を満たす場合は別棟としてみなすことができる。

1. 住宅と附属建築物（カーポート、サイクルポート、テラスを含む。以下同じ。）の屋根が重複する場合

- ① 一戸建て住宅とその附属建築物が、構造耐力上一体でないこと。
- ② それぞれの屋根が重複する部分は、壁（袖壁、垂れ壁を含む）等がなく、開放性のある形状であり、かつ屋内的用途に供さず、通行又は運搬の用途のみに供されること。
- ③ 附属建築物の主要構造部は、不燃材料で造られていること。ただし、屋根材については、以下のとおりとする。
 - イ 防火規制ありの地域は、防火規制に適合する材料とすること。
 - ロ 防火規制なしの地域は、材料は問わない。
- ④ 住宅の屋根の軒裏で、屋根が重複する部分については不燃材料又は防火構造とすること。
- ⑤ 屋根の水平方向の重複距離（L）が、高さ方向の離隔距離（H）以下であること（図 1 参照）。

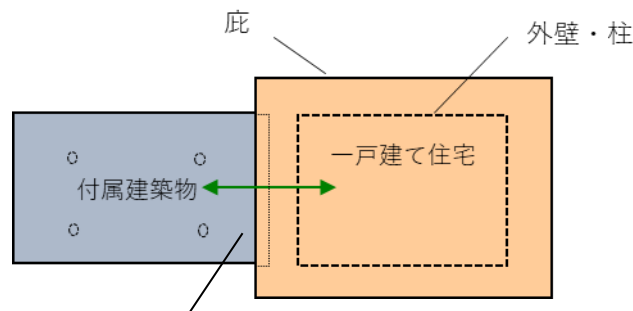
ただし、雨樋等、取り外し可能なものについては、離隔距離（H）の算定上、除くことができる。

注) 斜線部分が屋内的用途に供しない場合であっても、点線で囲まれた部分は屋内的用途になるので、附属建築物全体について床面積に算入すること。



斜線部分 屋内的用途（附属建築物が意図している用途を除く）に供さず、通行又は運搬の用途のみに供されること
 また、一戸建て住宅の軒裏の部分は、不燃材料又は防火構造とすること

水平方向の重複距離（L） ≤ 建築物間の隔離距離（H）



附属建築物と母屋間で行き来ができる状態であっても可とする。
（一戸建て住宅とその附属建築物に限る）

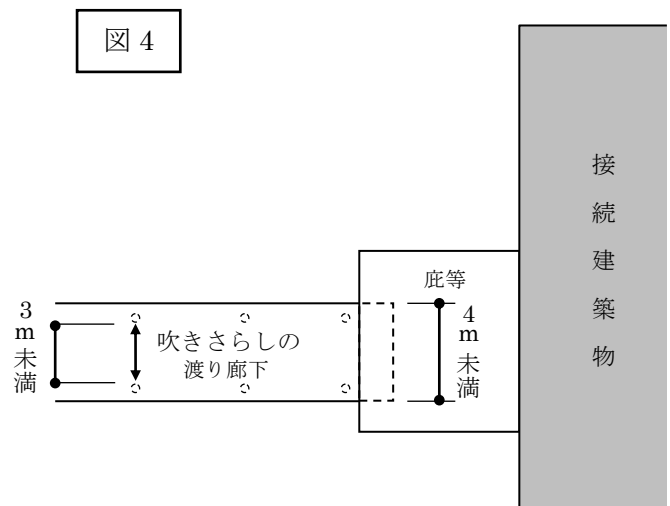
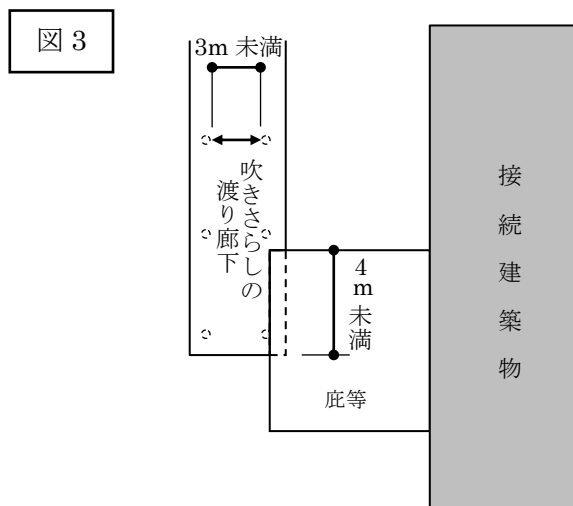
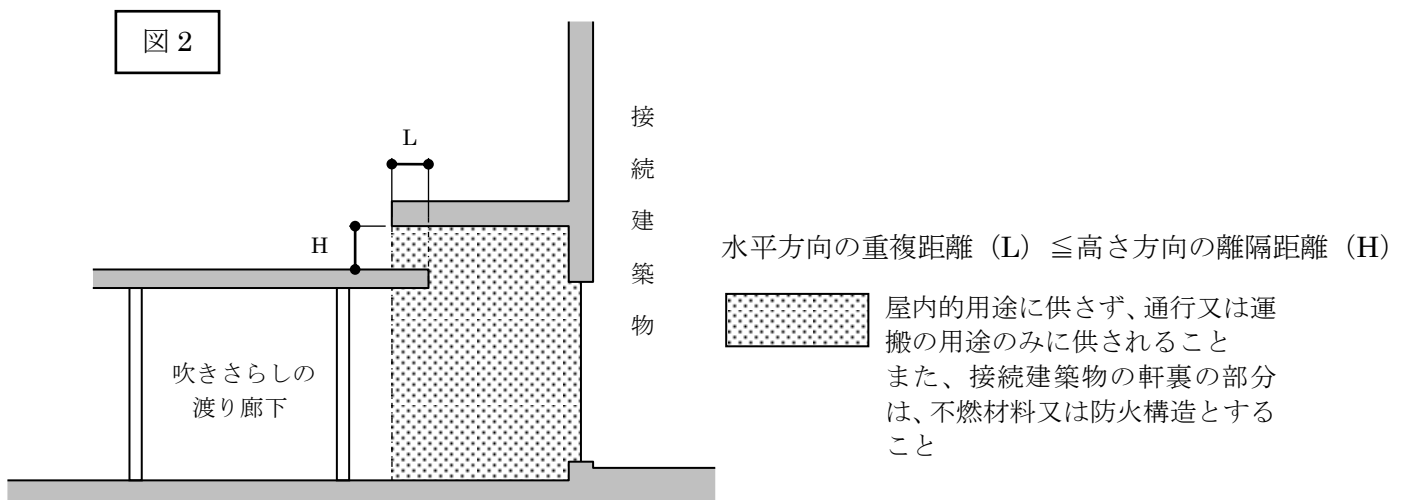


熊本市建築基準法取扱

総 14107	別棟についての取扱い (2/2)	法 6 条他 県例規 A2102、A2103
----------------	-------------------------	-----------------------------------

2. 建築物（以下「接続建築物」という。）と吹きさらしの渡り廊下の屋根が重複する場合

- ① 接続建築物と吹きさらしの渡り廊下が、構造耐力上一体でないこと。
- ② それぞれの屋根が重複する部分は、壁（袖壁、垂れ壁を含む）等がなく、開放性のある形状であり、かつ屋内的用途に供さず、通行又は運搬の用途のみに供されること。
- ③ 吹きさらしの渡り廊下の主要構造部は、不燃材料で造られていること。
(屋根材は当該敷地の防火規制に適合する材料であること。)
- ④ 吹きさらしの渡り廊下は平屋建てであり、かつ張間方向の柱間の有効幅が 3m 未満であること。
- ⑤ 接続建築物の屋根の軒裏で、屋根が重複する部分については不燃材料又は防火構造とすること。
- ⑥ 屋根の水平方向の重複距離が、高さ方向の離隔距離以下であること（図 2 参照）。
ただし、雨樋等、取り外し可能なものについては、離隔距離の算定上、除くことができる。
- ⑦ 接続建築物と吹きさらしの渡り廊下の接続部分の屋根の重複幅が 4m 未満であること（図 3・4 参照）。



熊本市建築基準法取扱

総 18002	地下車庫がある場合の取扱いについて	法 6 条
---------	-------------------	-------

地下車庫の上部に水平投影上の重複がある建築物（以下、上部建築物という）がある場合は、下記の全ての条件を満たす場合は、別棟として取り扱う。

- ① 地下車庫内部から上部建築物へ直接行き来ができないこと。
- ② 地下車庫と上部建築物が構造上接続がなく、別構造であること。
- ③ 地下車庫が上部建築物の荷重に対して安全上支障がないと当該建築物を設計する建築士が確認したもの。



熊本市建築基準法取扱

総 19001	建築基準法の確認審査及び完了検査における法適合の確認範囲について（敷地単位、建築物単位）（1/2）	法 6 条、法 7 条
---------	---	-------------

同一敷地内に既存建築物がある場合において、別棟の建築行為を行う場合の確認や完了検査の審査対象範囲については以下の通りとする。

1. 建築物の確認審査について

敷地単位にて審査を行う。ただし、敷地内の建築物以外の工作物及び昇降機については審査対象としない。

敷地内の別棟既存建築物及び既存ブロック塀については、確認済情報・検査済情報、適法性の調査結果等の内容を審査対象とする。

敷地内の別棟既存建築物及び既存ブロック塀の情報については下記の記載例にならい配置図等に記載すること。

なお、別棟の建築行為に伴い既存建築物の法条件が変わる場合についてはその内容についても審査対象とする。

既存建築物	記載事項	記載例
① 検査済証交付建築物	・確認済情報・検査済情報 ・その後の改変、劣化情報	・付属倉庫 S 造 2 階 80 m² S55 年築 ・確認済 S55.6.3 第〇〇号 - 検査済 S55.10.3 第〇〇号 ・検査済後の改変なし、著しい劣化なし
② 確認不要建築物	・既存建築物概要 ・建築年 ・適法性の調査結果 ・その後の改変、劣化情報	・付属倉庫 木造 2 階 120 m² S20 年築 ・法以前の建築物 ・著しい劣化・改変無し
		・付属カーポート S 造平屋 9 m² H22 年築 ・確認不要建築物、適法性に支障なし ・著しい劣化無し
③ 無検査建築物 (H12.4.1 以前に 確認済の 4 号物件)	・確認情報 ・適法性の調査結果 ・その後の改変、劣化情報	・一戸建ての住宅 木造 2 階 140 m² H8 年築 ・確認済 H8.6.3 第〇〇号 ・確認済との相違なし、建設当時の実態上の適法性に支障なし ・著しい劣化・改変無し



熊本市建築基準法取扱

総 19001	建築基準法の確認審査及び完了検査における法適合の確認範囲について（敷地単位、建築物単位）（2／2）	法 6 条、法 7 条
---------	---	-------------

④ 無検査建築物 （③以外）	・ 確認情報 ・ 12 条 5 項報告情報 ・ 適法性の調査結果 ・ その後の改変、劣化情報	・ 事務所 S 造 2 階 180 m² H 5 年築 ・ 確認済 S58.6.3 第〇〇号 ・ 法 12 条 5 項報告 H29.7.7 第〇〇号 ・ 確認済証との相違なし、建設当時の実態上の適法性に支障なし ・ 著しい劣化無し・改変無し
⑤ 無確認建築物 確認不明建築物	・ 12 条 5 項報告情報 ・ 適法性の調査結果 ・ 劣化情報	・ 物販店舗 S 造 2 階 150 m² H3 年頃築 ・ 法 12 条 5 項報告 H29.7.7 第〇〇号 ・ 建設当時の実態上の適法性に支障なし ・ 著しい劣化無し
（補強）コンクリートブロック塀	・ 適法性の表現 ・ 劣化情報	・ 既存補強 CB H1.4m 控え壁@3.4m ・ 建設当時の実態上の適法性に支障なし、又は現行法適合 ・ 著しい劣化無し

2. 建築物の完了検査について

敷地単位にて検査を行う。したがって複数棟の申請に係る建築物がある場合、建築物単位での検査済証交付は行わない。法第 6 条第 1 項第一号から第三号までの建築物を検査済証交付前に使用する場合には法第 7 条の 6 第 1 項第一号、第二号の手続き（仮使用）を行うこと。

別棟の建築行為に伴い既存建築物の法条件が変わった場合についてはその内容についても検査対象とする。

法第 12 条第 5 項の手続きを行った既存建築物の検査については、その是正完了を確認する。



熊本市建築基準法取扱

総 14008	検査済証の交付について	法 7 条、 令 9 条他
---------	-------------	------------------

法 7 条 5 項及び法 18 条 18 項の規定による検査済証は、原則として、令 9 条に規定するすべての建築基準関係規定に適合していることの確認ができた時点において、建築主に交付する。各規定に適合していることの判断方法については、一例を以下に示す。

① 令 9 条 1 号に規定する消防法 17 条の適法性について

完了検査対象建築物が、消防法 17 条の 3 の 2 による消防用設備等の検査を受け、検査済証の交付を受けていること、または消防法 4 条による立入検査を受け、立入検査結果通知書の交付を受けていることの確認をもって、適法と判断する。ただし、上記による検査、及び立入検査を要しない建築物については、この限りではない。

② 令 9 条 15 号に規定する浄化槽法 3 条の 2・1 項の適法性について

熊本市浄化槽設置手続要領 11 条・1 項の規定による完了検査を受け、同条 4 項による浄化槽検査結果通知書（改善の指摘のないものに限る。）の交付を受けていることの確認をもって、適法と判断する。



熊本市建築基準法取扱

総 15009	確認手続きにおいて計画通知となる機関について	法 18 条
---------	------------------------	--------

国と密接な関連を有する機構や独立行政法人等、その機関の性質からして国に準ずるものと考えられる場合は、その機関の根拠法令において国等とみなされており、計画通知の対象となる（下表参照）。

一方、民営化されている法人等は、建築する場合には計画通知ではなく確認申請を提出しなければならない。

法 18 条の規定が準用される機関	
機関名称	根拠法令
日本下水道事業団	日本下水道事業団法施行令 7 条 1 項 2 号
地方道路公社	地方道路公社法施行令 10 条 1 項 2 号
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法施行令 2 条 1 項 1 号
独立行政法人都市再生機構	独立行政法人都市再生機構法施行令 34 条 1 項 2 号
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令 28 条 1 項 1 号
独立行政法人水資源機構	独立行政法人水資源機構法施行令 56 条 1 項 1 号
国立大学法人	国立大学法人法施行令 25 条 1 項 7 号
独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令 2 条 1 項 1 号
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構法施行令 16 条 1 項 9 号

※この表は計画通知の対象となるすべての機関を網羅したものではないため、申請の際は、その機関の根拠法令を確認すること。

※根拠法令の廃止・改正があった際は、その都度当該根拠法令を確認すること。

参考：建築基準法質疑応答集 第 1 巻 P1354

：誰にもわかる建築法規の手引 第 2 巻 P1084



熊本市建築基準法取扱

総 14110	マンション等の納戸等における開口部の取扱い	法 28 条、 令 19、20 条他
---------	-----------------------	-----------------------

次に掲げるいずれかの設備を設けたマンション等の室については、住宅の居室とみなし、法 28 条に定める採光・換気等のための窓その他の開口部を設けなければならない。ただし、ふすま、障子その他随時開放することができるもので仕切られた室については、この限りではない。

- ① テレビ、電話等を接続するための設備
- ② 空調機器を設置するための設備
- ③ 畳、ベッド等の設備

解説：

マンション等の住戸において、法 28 条に定める採光・換気等のための窓その他の開口部がない室を納戸等として建築確認済証の交付を受けながら、当該室内にテレビや電話、空調機器等を設け居室として利用するものが見受けられる。

これは建築基準法違反となるため、居室に必要な設備などを設けた室については、たとえ室名が納戸等であっても住宅の居室とみなし、法令に適合するように定めるものである。



熊本市建築基準法取扱

総 13111	住宅展示場のモデルハウスの取扱い	法 48 条他
---------	------------------	---------

住宅展示場のモデルハウスについては、以下のとおりに取扱うこととする。

1. 建築物の主要用途の取り扱い

確認申請書における主要用途は「住宅展示場」もしくは「モデルハウス」と記載し、建築物用途コードについては、08470（事務所）とする。（用途規制上は事務所として取扱う）。

2. 一般構造、建築設備、避難施設等の取扱い

(1) 採光、換気の検討（法 28 条 1 項及び 2 項）について

「一戸建ての住宅」と同様のものとして扱う。

(2) 無窓の検討について

事務室、商談スペースについて、無窓の検討を行う。

(3) 型式認定（法 68 条の 10～）について

認定・認証等を受けている建築物については、認定証を添付する。なお、当該認定証中に記載されている認定・認証に係る型式の用途等が、条件に適合していること。特に、事務室部分については、原則として専用住宅程度の荷重までとし、構造計算書の添付は不要とする（特に荷重の増加が想定される場合は、構造計算書を添付する等、別途協議が必要）。

(4) 非常用照明（令 126 条の 4）について

各居室からの避難経路上にある階段、廊下、出入口（玄関）等に設置する。

（この場合、平成 12 年告示 1411 号は適用できない）

3. 消防関係法令の取り扱い

(1) 消防同意（法 93 条）について

消防同意が必要である。

(2) 住宅用火災警報器及び避難口誘導灯について

設置に関しては、管轄消防署と協議を行うこと。



熊本市建築基準法取扱

総 15012	指定障害福祉サービス事業を行う店舗等の取扱いについて	法 48 条他
---------	----------------------------	---------

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）5 条 7 項（生活介護）、5 条 13 項（就労移行支援）又は 5 条 14 項（就労継続支援）の事業所として本市の認可を受けた施設は「建築基準法等の運用について（熊本県版）令和 2 年 3 月」A1206 のとおり児童福祉施設等として取り扱うが、店舗、事務所、又は工場等（以下、店舗等）をこれらの施設とする場合、児童福祉施設と店舗等との複合建築物に該当するものとし、それぞれの規制を満足することとする。

（例）	主要用途の用途区分及び具体的な用途の名称	用途規制	その他の規制
既存飲食店（08450、2 低に建築可能な食堂又は喫茶店でないもの）で障害福祉サービス事業の認可を受ける	（08210）児童福祉施設等、飲食店	下記の複合建築物としてそれぞれの法規制を適用	下記の複合建築物としてそれぞれの法規制を適用
		法別表第 2（い）項 9 号（令 130 条の 4・1 項 2 号） 法別表第 2（は）項 4 号「 <u>老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</u> 」 法別表第 2（は）項 5 号（令 130 条の 5 の 3・1 項 2 号）「 <u>飲食店</u> 」	法別表第 1（い）欄（2）項（令 115 条の 3・1 項 1 号）「 <u>児童福祉施設等</u> 」 法別表第 1（い）欄（4）項（令 115 条の 3・1 項 3 号）「 <u>飲食店</u> 」



熊本市建築基準法取扱

総 15013	認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育施設の取扱いについて (1/2)	法 48 条他
---------	--	---------

認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育施設は以下のように取扱う。

施設の分類		「根拠法令」及びそれによる位置付け	建築基準法上の取扱い		
			主要用途の用途区分及び具体的な用途の名称※1	法 48 条	左記以外
幼稚園		「学校教育法」 学校	(08070) 幼稚園	学校	幼稚園
保育所		「児童福祉法」 保育施設	(08180) 保育所	保育所	保育所
認定こども園	幼 保 連 携 型	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、認定こども園法という。）」 教育及び保育施設	(08132) 幼保連携型認定こども園	学校	幼稚園又は保育所の両方の基準※2
	幼稚園型	「認定こども園法」 主に教育施設	(08070) 幼稚園型認定こども園	学校	幼稚園 ※併設保育施設は保育所に準ずる
	保育所型	「認定こども園法」 主に保育施設	(08180) 保育所型認定こども園	保育所	保育所
	地 方 裁 量 型	「認定こども園法」 県または市による設置にかかる条例の定めが無いので熊本市には設置無し			
地域型保育事業所	家 庭 的 保 育	「子ども・子育て支援法」 「児童福祉法」 家庭的保育事業等を行う認可施設	(08470) 家庭的保育事業を行う施設	保育所	事務所※3
	小 規 模 保 育		(08470) 小規模保育事業を行う施設	保育所	事務所※3
	事 業 所 内 保 育		(08470) 事業所内保育事業を行う施設	保育所	事務所※3
	居 宅 訪 問 型 保 育		利用者の居宅で行われる事業なので定め不要		
認可外保育施設		「児童福祉法」または「認定こども園法」の認可を受けていない保育施設	(08470) 認可外保育施設	保育所	事務所※3

※1 用途別の記載欄には各々の用途区分及び具体的な用途の名称を記載すること

※2 満 3 歳未満の子どもの利用する部分が明確に区画されている場合は、当該部分のみを保育所として扱う旨の技術的助言及び補足あり

※3 保育幼稚園課による設置基準あり

参考：都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行について

平成 5 年 6 月 25 日 住指発第 225 号 住街発第 94 号

：子ども・子育て支援法等の施行に伴う幼保連携型認定こども園の建築基準法上の取扱い等について
(技術的助言) 平成 27 年 2 月 13 日 国住指第 4185 号



熊本市建築基準法取扱

総 15013	認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育施設の取扱いについて (2/2)	法 48 条他
---------	--	---------

解説：

認定こども園とは、「認定こども園法」に規定されるものであり、幼稚園と保育所の機能をあわせもつ施設である。機能または形態により幼保連携型、幼稚園型、保育所型または地方裁量型に分かれ、法令に基づき制定された条例により知事又は市長の認可を受ける。

これらの施設は法令により具体的に用途が定められており、その定めに従い法 48 条の規定及びその他の規定を適用する。

地域型保育事業所とは、「子ども・子育て支援法」及び「児童福祉法」に規定される家庭的保育事業等を行う事業所である。家庭的保育事業等として家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の 4 事業があり、「児童福祉法」による認可を受けるものをいう（「児童福祉法」の認可を受ける保育所とは異なる）。

これらの事業所は、児童福祉の向上及び待機児童の解消に資し、近隣住民に必要な社会福祉事業を行い、一般的に認可保育所より定員及び規模が小さく行われることから、法 48 条の規定の適用としては全ての用途地域で建築可能な保育所として取扱い、その他の規定の適用としては事務所として取扱う。

認可外保育施設とは「児童福祉法」に規定する保育業務を目的とする施設であって、同法または「認定こども園法」の認可を受けていないものをいう（児童福祉施設、家庭的保育事業等または幼保連携型認定こども園の認可を取消されたものを含む）。

これらの施設は、地域型保育事業所に類するものであることから、法 48 条の規定の適用としては全ての用途地域で建築可能な保育所として取扱い、その他の規定の適用としては事務所として取扱う。

根拠法令：

幼保連携型認定こども園：認定こども園法 2 条 7 項

幼稚園型認定こども園：認定こども園法 3 条 1 項・2 項 1 号

保育所型認定こども園：認定こども園法 3 条 1 項・2 項 2 号

地域型保育事業所（家庭的保育事業）：子ども・子育て支援法 7 条 5 項・6 項、児童福祉法 6 条の 3・9 項、34 条の 15

地域型保育事業所（小規模保育事業）：子ども・子育て支援法 7 条 5 項・7 項、児童福祉法 6 条の 3・10 項、34 条の 15

地域型保育事業所（事業所内保育事業）：子ども・子育て支援法 7 条 5 項・9 項、児童福祉法 6 条の 3・12 項、34 条の 15

地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業）：子ども・子育て支援法 7 条 5 項・8 項、児童福祉法 6 条の 3・11 項、34 条の 15



熊本市建築基準法取扱

総 21003	大学又は高等専門学校における学生食堂・売店等の取扱いについて	法 48 条他
---------	--------------------------------	---------

大学又は高等専門学校内の学生食堂・売店等の付随施設の取扱いについて以下のように取扱う。

学校校内の付随施設の分類	建築基準法上の取扱い			
	主要用途の用途区分及び具体的な用途の名称※1	法 48 条	令 126 条の 2 第 1 項第二号における取扱い	左記以外
学生食堂・カフェ	(08110) 大学又は高等専門学校	大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 又は 学校、図書館その他これらに類するもの	「学校等」ではない	その他 ※2 ※3
売店（書籍等）				物品販売業を営む店舗 ※3
コンビニエンスストア	上記の他、学校の形態による		学校等	物品販売業を営む店舗 ※3
サークル棟・部室棟				学校

※1 用途別の記載欄には各々の用途区分及び具体的な用途の名称を記載すること。

※2 学校関係者の利用が中心であれば、『飲食店』としては扱わない。

※3 『学校』と『学校以外』の用途境界には、規模により異種用途区画（令 112 条 18 項、法 27 条）が発生する場合があるため注意すること。



熊本市建築基準法取扱

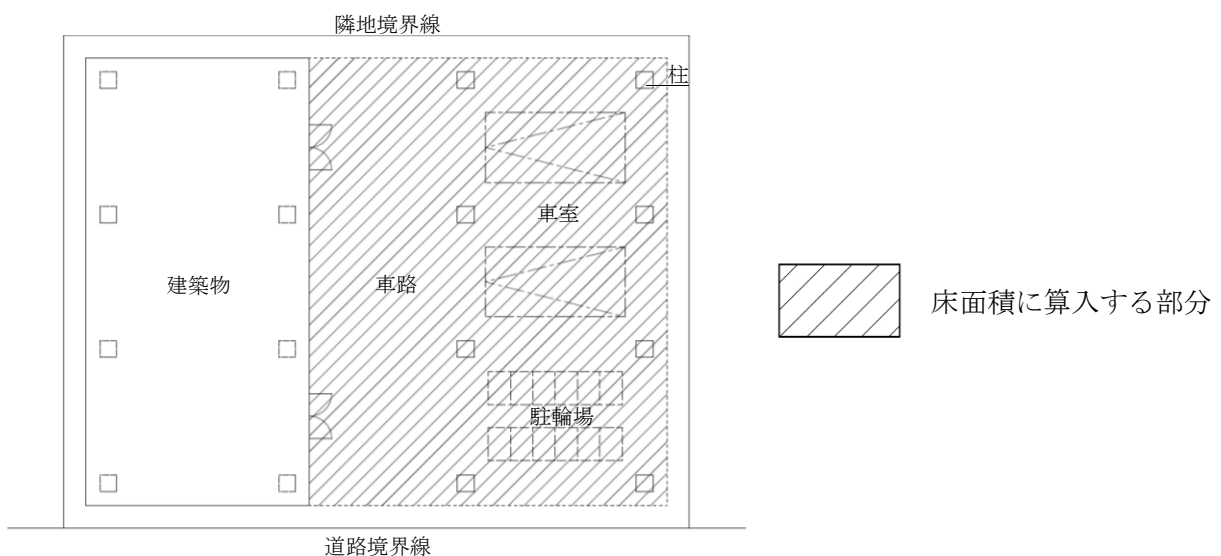
総 18103	自動車車庫の用途に供する部分の床面積の算定について	法 52 条 市条例 28 条他
----------------	---------------------------	---------------------

自動車車庫の用途に供する部分の床面積の算定については以下のとおりとする。

		法	市条例		県例規	[参考] 駐車場法 11 条 (駐車の用に供する部分)
		52 条他	19 条・20 条 (車庫等の構造)	28 条 (車庫等の敷地と 道路の関係)	A8665 (開放車庫の取扱)	
建築物内	車室+車路	○		車室のみ○	車室のみ○	車室のみ○
	駐輪場 (車室と一体の場合)	○			×	×
	車路のみ	×			×	×
機械式	準用工作物	○※				○※
	上記以外	×				○※
屋外駐車場		×				

[凡例] ○：面積算入 ×：面積不算入 ※15 m²/台で算入

また、ピロティ部分の床面積の取扱いについて、「十分に外気に開放され、屋内的用途に供しない部分」は床面積に算入しない(昭和 61 年 4 月 30 日 建設省住指発第 115 号)とあるが、自動車駐車場や車路、自転車駐車場等の用途に供している場合には、「屋内的用途に供する」と判断し、床面積に算入する。



熊本市建築基準法取扱

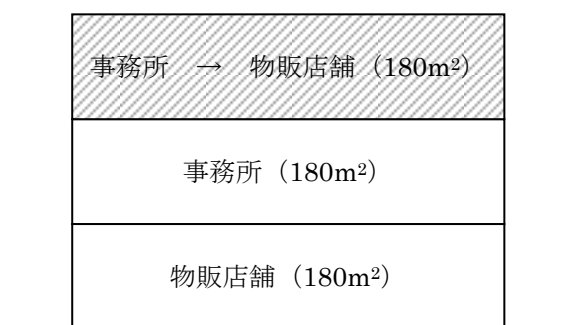
総 13014	用途変更の取扱い	法 87 条他
---------	----------	---------

建築物の一部の用途を変更する場合、変更後の用途が法 6 条 1 項 1 号の特殊建築物のいずれかとする場合には確認申請が必要であるが、具体的には、変更後の用途が法別表 1 (い) 欄に掲げるもので、その部分の床面積の合計が 200m²を超えるものとする。

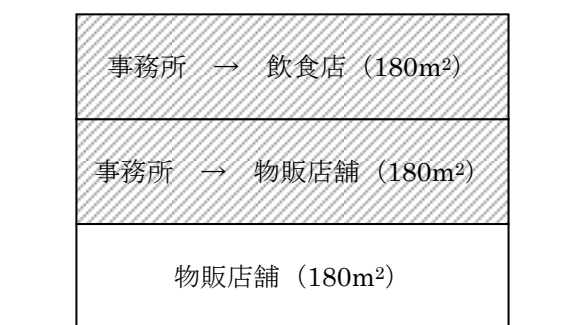
なお、申請が不要な用途変更についても、法に適合する必要がある。



用途変更部分



用途変更後の用途は
法別表 1 (い) 欄に該当するが、
当該床面積が 200m²を超えないため、
申請不要



用途変更後の用途が
法別表 1 (い) 欄に該当し、
当該床面積が 200m²を超えるため、
申請必要

法 87 条 3 項による既存不適格建築物の用途変更については、既存不適格部分についても用途変更に伴い準用しなければならないものについて規定されている。中でも、法 36 条については、「第 36 条中 28 条 1 項若しくは 35 条に関する部分」と規定されており、具体的には採光、階段、防火壁、防火区画、消火設備に関する規定について準用するものとする。よって、防火区画や防火上主要な間仕切りについても準用規定として取扱うこととする。

解説：

用途変更の確認申請手続きの有無については、用途変更後の法 6 条 1 項 1 号の特殊建築物とする部分を、建築物全体で捉えるか、当該変更部分のみとするかによって、大きく変わる。熊本市では、テナントビルでの店舗単位の申請を鑑み、建築物全体ではなく、当該用途変更をする部分の床面積の合計が法 6 条 1 項 1 号の特殊建築物に該当するかにより、用途変更の確認申請手続きの可否を判断する。

建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号、平成 30 年 6 月 27 日公布）の施行後は、改正法に従う。



熊本市建築基準法取扱

総 13215	外気に有効に開放されている部分の判断について (1/3)	法 92 条、 令 2 条
----------------	-------------------------------------	--------------------------

1. 屋外階段について

外気に有効に開放されている部分の判断については以下のとおりとする。

- ① 隣地境界線より有効で 1m 以上（近隣商業地域、商業地域では 0.5m 以上）離れている部分及び同一敷地内の他の建築物又は当該建築物の他の部分より有効で 2m 以上離れている部分については外気に有効に開放されているとみなす。また、階段が道路、公園、広場、水面等の公共的空地に面しており、将来にわたって空地として担保されるような場合は、それら空地の反対側の境界線で算定する。
ただし、屋外避難階段とする場合は『建築物の防火避難規定の解説 2016』P115 により、隣地境界線より有効で 0.5m 以上離れている部分及び同一敷地内の他の建築物又は当該建築物の他の部分より有効で 1m 以上離れている部分については外気に有効に開放されているとみなす。
- ② 階段のみを支える小規模な柱は、柱が無いものとして外気に有効に開放されている部分とみなす。
- ③ 建築物本体の柱・梁で囲まれている場合は、開放性が阻害されていると判断する。
- ④ 簡易なパイプ等で囲まれている場合は、次の条件を満たせば外気に有効に開放されている部分とみなす。なお簡易なパイプ等の間隔は、安全面を考慮して有効 110mm 以下とすること。

・ $[1/2 \times L \geq L_n]$ であること。

L：階段の周長 ($L = (L_a + L_b) \times 2$)

L_n ：外部に開放されていない部分の長さ

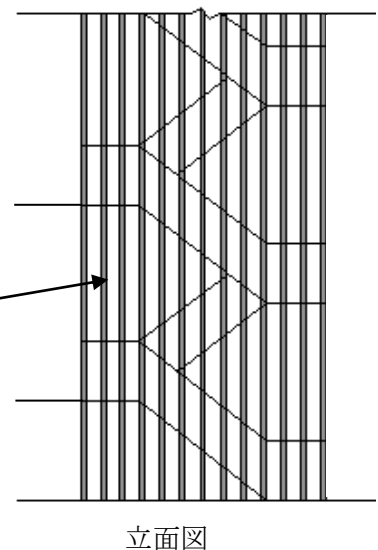
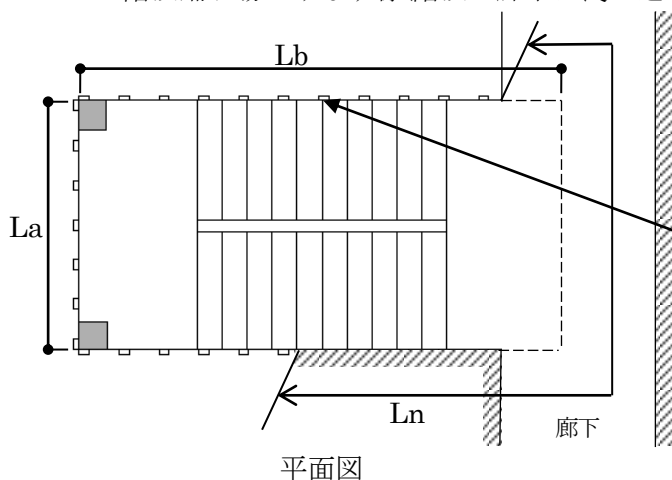
W：縦格子等の幅

N：縦格子等の数

・ $[1/4 \times (L - L_n) > W \times N]$ であること。

■：階段のみを支える小規模な柱

---：階段踊り場とみなす線(階段が廊下に食い込む場合)



また、簡易なパイプ等を耐火建築物、準耐火建築物、防火地域又は準防火地域の建築物、及び法 22 条 1 項の規定により特定行政庁が指定する区域で延焼のおそれのある部分に設置する場合、又は避難経路である屋外階段に設置する場合、不燃材料とすること。



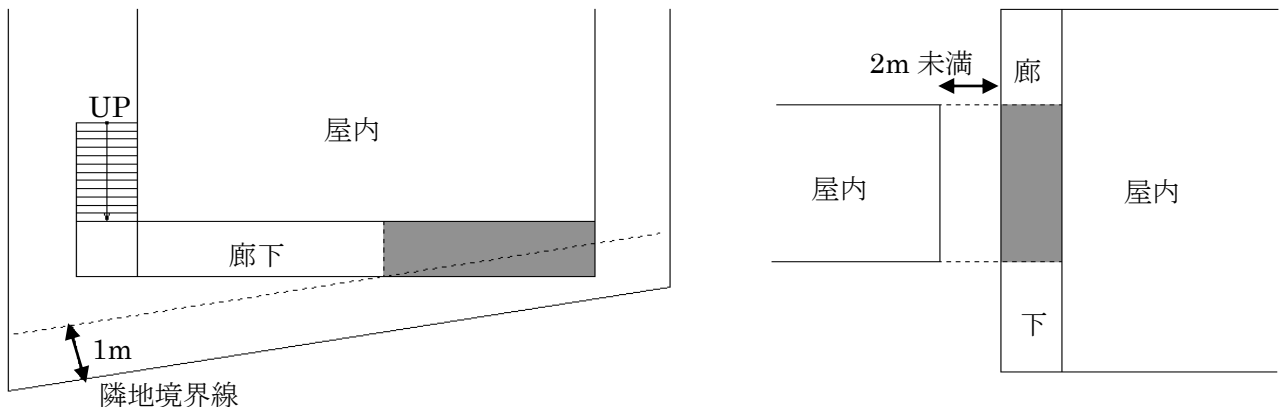
熊本市建築基準法取扱

総 13115	外気に有効に開放されている部分の判断について (2/3)	法 92 条、 令 2 条
---------	------------------------------	------------------

2. 吹きさらしの廊下について

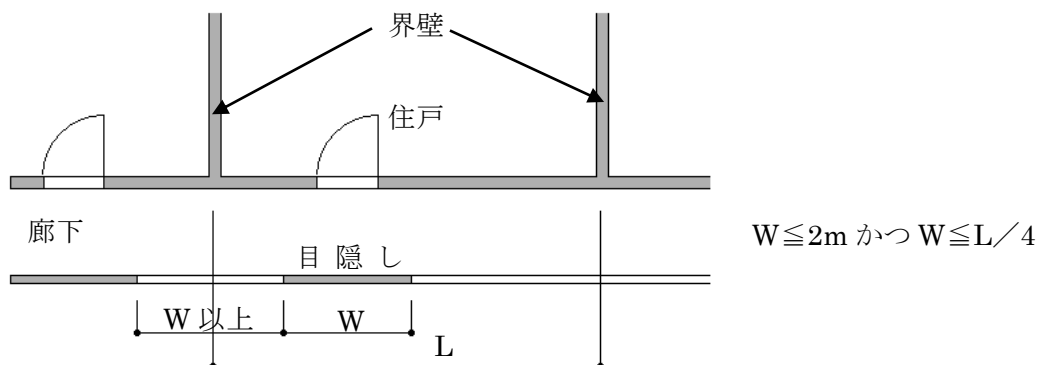
外気に有効に開放されている部分の判断については以下のとおりとする。

- ① 隣地境界線より有効で 1m 以上（近隣商業地域、商業地域では 0.5m 以上）離れている部分及び同一敷地内の他の建築物又は当該建築物の他の部分より有効で 2m 以上離れている部分については外気に開放されているとみなす。また、廊下が道路、公園、広場、水面等の公共的空地に面しており、将来にわたって空地として担保されるような場合は、それら空地の反対側の境界線で算定する。



凡例 ■ 外気に有効に開放されていない部分

- ② 通常形態の柱は、柱が無いものとして外気に有効に開放されている部分とみなす。
- ③ スクリーンや目隠し（以下「目隠し等」という）は、住戸出入口又はエレベーターの前面に設けられるもので、幅 2m 以下かつ廊下に面する壁が界壁間の長さの $1/4$ 以下であり、目隠し等相互の間隔が目隠し等の幅以上のものは、目隠し等が無いものとして外気に有効に開放されている部分とみなす。ただし、外気に有効に開放されている部分とみなす場合であっても、居室の採光に有効な部分とはみなさない。



熊本市建築基準法取扱

総 13115	外気に有効に開放されている部分の判断について (3/3)	法 92 条、 令 2 条
---------	------------------------------	------------------

- ④ 簡易なパイプ等で囲まれている場合は、次の条件を満たせば外気に有効に開放されている部分とみなす。なお簡易なパイプ等の間隔は、安全面を考慮して有効 110mm 以下とすること。

・ $[1/4 \times (L - L_n) > W \times N]$ であること。

L : 廊下の長さ

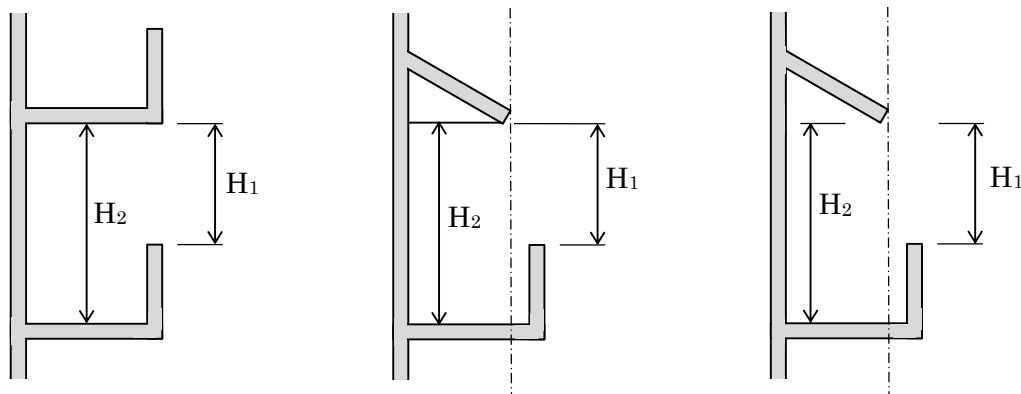
L_n : 外部に開放されていない部分の長さ

W : 簡易なパイプ等の幅

N : 簡易なパイプ等の数

また、目隠し等、簡易なパイプ等を耐火建築物、準耐火建築物、防火地域又は準防火地域の建築物、及び法 22 条 1 項の規定により特定行政庁が指定する区域で延焼のおそれのある部分に設置する場合、又は避難経路である廊下に設置する場合、不燃材料とすること。

- ⑤ 外気に有効に開放されている部分の高さの考え方については、下図における H_1 を外気に有効に開放されている部分の高さとし、 H_2 を開放性の判断に用いる天井の高さとして扱う。



H_1 : 外気に有効に開放されている部分の高さ

H_2 : 天井の高さ

参考：昭和 61 年建設省住指発第 115 号（昭和 61 年 4 月 30 日）

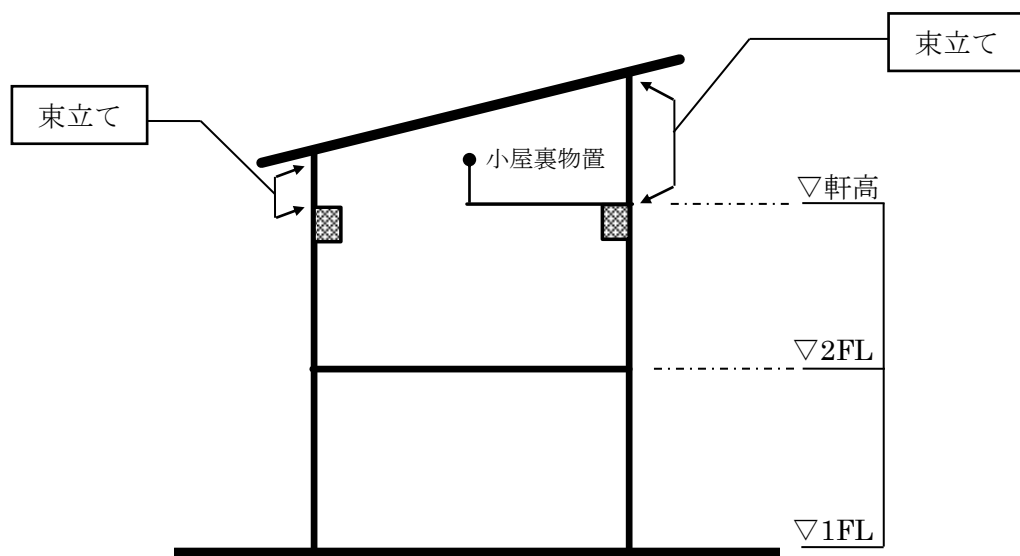


熊本市建築基準法取扱

総 14016	階とみなさない小屋裏物置等の取扱い	法 92 条、 令 2 条 1 項 8 号
----------------	-------------------	--------------------------

小屋裏や床下等の部分を利用して設ける物置等（以下「小屋裏物置等」という。）を階とみなさない取扱いについては、『建築確認のための基準総則集団規定の適用事例（2017 年度版）』P110-111 を適用するが、以下のすべての条件についても満足することとする。

- ① 居室としての利用をしないこと。
- ② 小屋裏物置等への専用の階段を固定階段とする場合は、下記の条件をすべて満たすこと。
 - ・ 令 23 条及び 25 条の規定を満たすこと。
 - ・ 固定階段部分と小屋裏物置等の水平投影面積の合計が、当該小屋裏物置等が存する階の床面積の $1/2$ 未満であること。
- ③ 小屋裏の空間を大きくとるために、束立てする構造でないこと（事例 1）。



事例 1

（この場合は余剰空間を利用して設ける小屋裏物置等と見なされず、階数及び床面積に算入しなければならない。）



熊本市建築基準法取扱

総 18004	計画変更手数料の算定基準について (1/2)	熊本市都市計画・建築事務 に関する手数料条例 2 条 (1)
---------	------------------------	--------------------------------------

第 1 「熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例」別表 1 備考 1 項 (2) の変更に係る部分の床面積 (増加する部分を除く。) は次のとおりに読替えるものとする。

1 次の各号に掲げる変更に応じて、それぞれ当該各号に掲げる面積を変更に係る部分の床面積として算定する。

	変更内容	算出基準面積
(1)	敷地に接する道路の幅員、敷地が道路に接する部分の長さ、敷地面積、敷地境界線又は敷地内における建築物の位置の変更	申請に係る建築物の建築面積
(2)	建築面積の変更	変更される建築面積
(3)	高さ又は階数の変更	高さが変更される部分の床面積又は変更される階の床面積
(4)	床の変更	変更される部分の床面積
(5)	階段の変更	変更される部分の水平投影面積
(6)	柱、はり又はけたの変更	当該変更に係る柱、はり又はけたが荷重を負担する部分の床面積 (変更前と変更後で荷重を負担する部分の床面積が異なる場合にあっては、その大きい方の面積を変更する部分の床面積とする (次号において同じ。))
(7)	壁の変更	当該壁のある室の床面積に当該室の壁全体の長さに占める変更される壁の長さの割合を乗じた面積
(8)	屋根、軒、軒裏、ひさし又は天井の変更	変更される部分の水平投影面積
(9)	開口部の変更	変更される開口部の面積
(10)	土台、基礎又は基礎ぐいの変更	土台、布基礎又はこれに類する基礎にあっては壁に、その他の基礎又は基礎ぐいにあっては柱に準じて算出された面積
(11)	小屋組の変更	変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積
(12)	斜材	変更される部分の水平投影面積。ただし、当該斜材が壁に含まれる場合にあっては壁の変更として算出した面積とする。



熊本市建築基準法取扱

総 18004	計画変更手数料の算定基準について (2/2)	熊本市都市計画・建築事務 に関する手数料条例 2 条 (1)
---------	------------------------	--------------------------------------

(13)	建築設備（建築基準法第 8 7 条の 4 第 1 項に該当するものを除く。）の変更	変更される建築設備の水平投影面積。ただし、防煙壁の変更にあっては、当該防煙壁のある防煙区画部分の床面積に当該防煙区画部分の壁全体の長さに占める変更される防煙壁の長さの割合を乗じた面積
------	---	---

2 前項各号に掲げる変更以外のもの（当該建築物の計画に前項各号に掲げる変更が含まれる場合を除く。）にあっては、30㎡以下であるものとして取り扱うものとする。

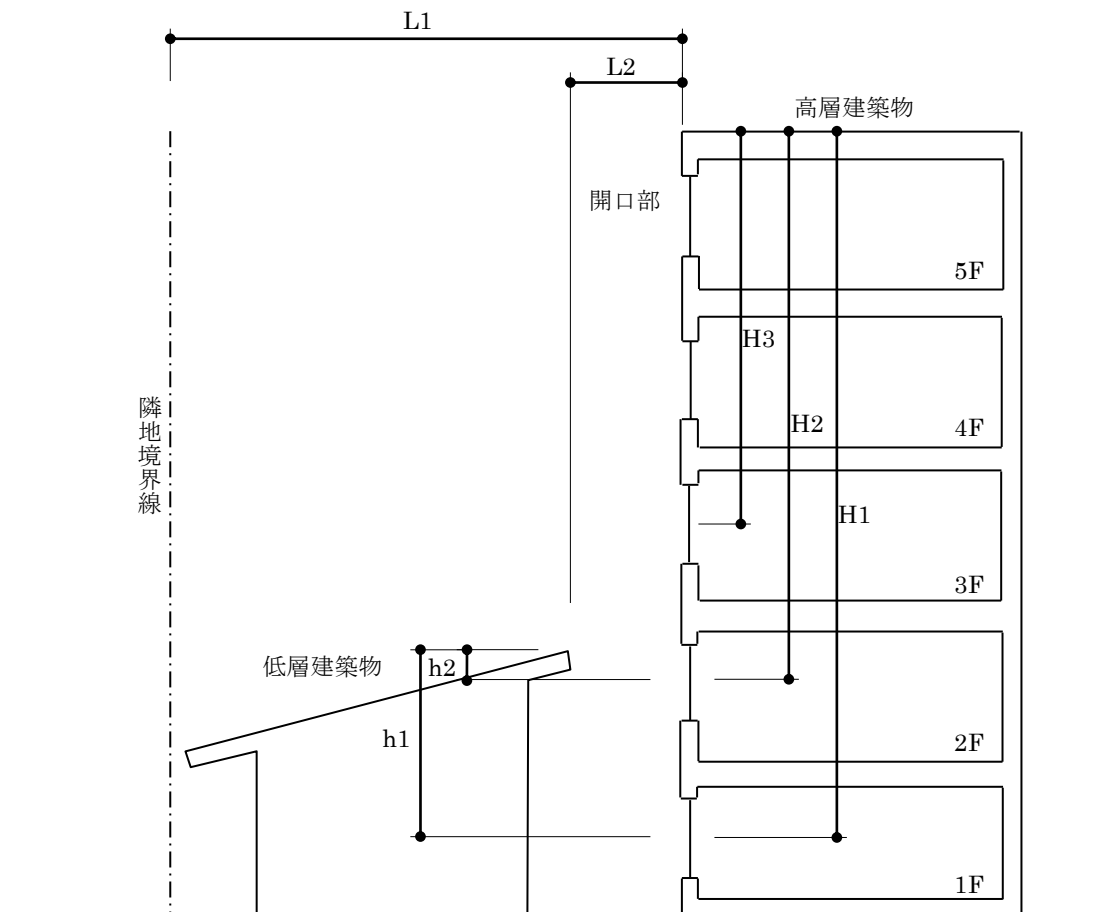
第2 第1の規定により算定した変更に係る部分の床面積の合計が変更前の計画の床面積の合計を超える場合にあっては、変更前の計画の床面積の合計を上限とする。



熊本市建築基準法取扱

単 13001	敷地内に別棟建築物がある場合の採光関係比率	法 28 条、 令 20 条
----------------	------------------------------	---------------------------

同一敷地内に別棟建築物がある場合において、採光補正係数は原則として、隣棟間の水平距離と当該建築物の開口部直上の部分までの垂直距離で算定するが、高層建築物と附属の低層建築物との関係の場合、高層建築物の採光補正係数に用いる採光関係比率は次のとおりとする。



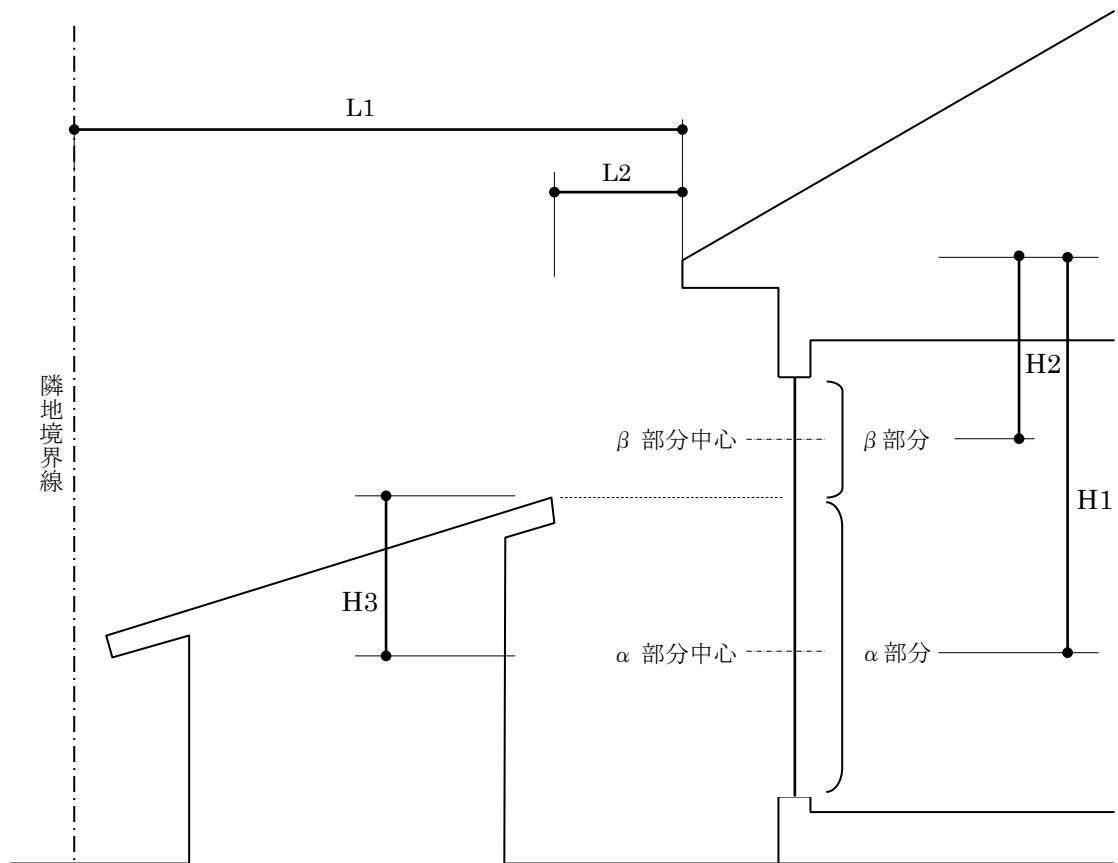
- 高層建築物 1F の採光関係比率
 $L1/H1$ と $L2/h1$ のうち最小値を採用
- 高層建築物 2F の採光関係比率
 $L1/H2$ と $L2/h2$ のうち最小値を採用
- 高層建築物 3F の採光関係比率
 $L1/H3$ の値を採用



熊本市建築基準法取扱

単 13002	開口部前面の状況が部分的に異なる場合の採光関係比率	法 28 条、 令 20 条
----------------	----------------------------------	---------------------------

同一敷地内に別棟建築物がある場合において、採光補正係数は原則として、隣棟間の水平距離と当該建築物の開口部直上の部分までの垂直距離で算定するが、下図のような場合においては、部分的に採光関係比率を算定して採光補正係数を求めることができることとする。



採光補正係数の算定については、 α 部分（採光関係比率 $L1/H1$ と $L2/H3$ のうち最小値）と β 部分（採光関係比率 $L1/H2$ ）を別々に検討することができるものとする。



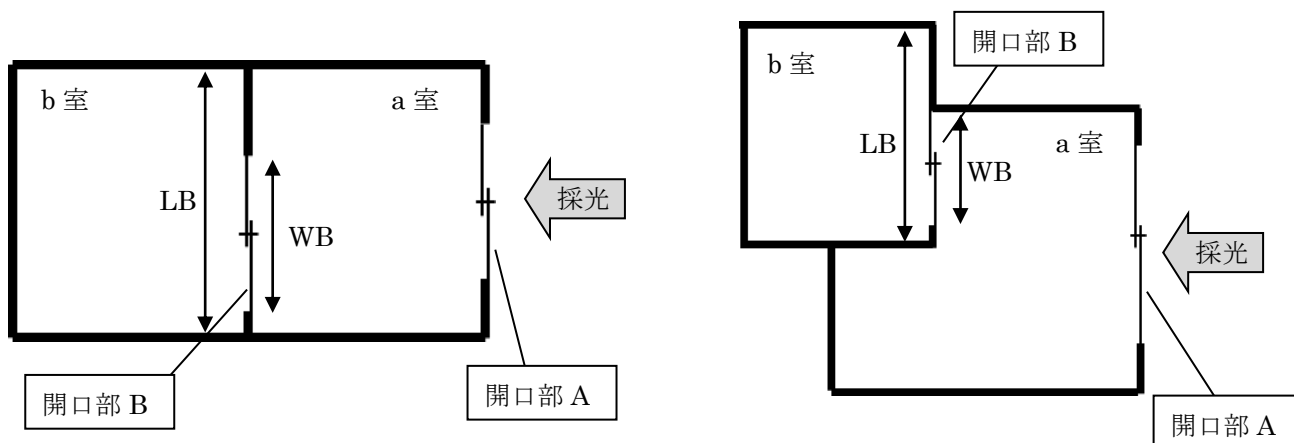
熊本市建築基準法取扱

単 21001	2 室採光の際の開口部の幅の考え方について	法 28 条、 令 19 条
---------	-----------------------	-------------------

2 室採光の際の開口部の幅の考え方については、以下の考え方を参考とする。なお、この時、開口部 B の面積は b 室の必要採光面積を、開口部 A の面積は a 室と b 室の必要採光面積の合計を満たしていることとし、開口部 B は「ふすま、障子その他随時開放することができるもの」とする。

1. B 室の間口の長さで開口部の幅の関係について

① $WB \geq LB/2$

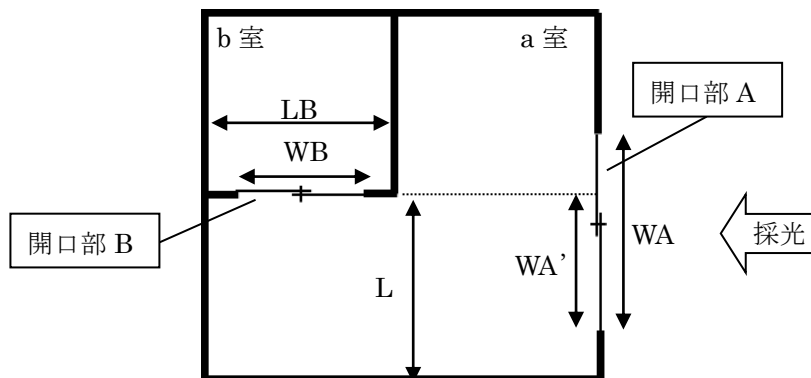


2. 2 室採光で、奥の居室の開口部が採光を取り入れる開口部と同じ方向を向いていない場合

① $WB \geq LB/2$ ※ (1) と同様

② $WB \leq WA'$

③ $L \geq WB$



参考：建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例 2022 年度版 P125、P126



熊本市建築基準法取扱

単 13003	非常用昇降機の設置免除に係る法 2 条 9 号の 2 ロに規定する 防火設備の取扱い	法 34 条 2 項、 令 129 条の 13 の 2
----------------	---	--------------------------------

令 129 条の 13 の 2・1 項 3 号のかっこ書の「廊下に面する窓で開口面積が 1m^2 以内のものに設けられる法 2 条 9 号の 2 ロに規定する防火設備」について、以下のように規定する。

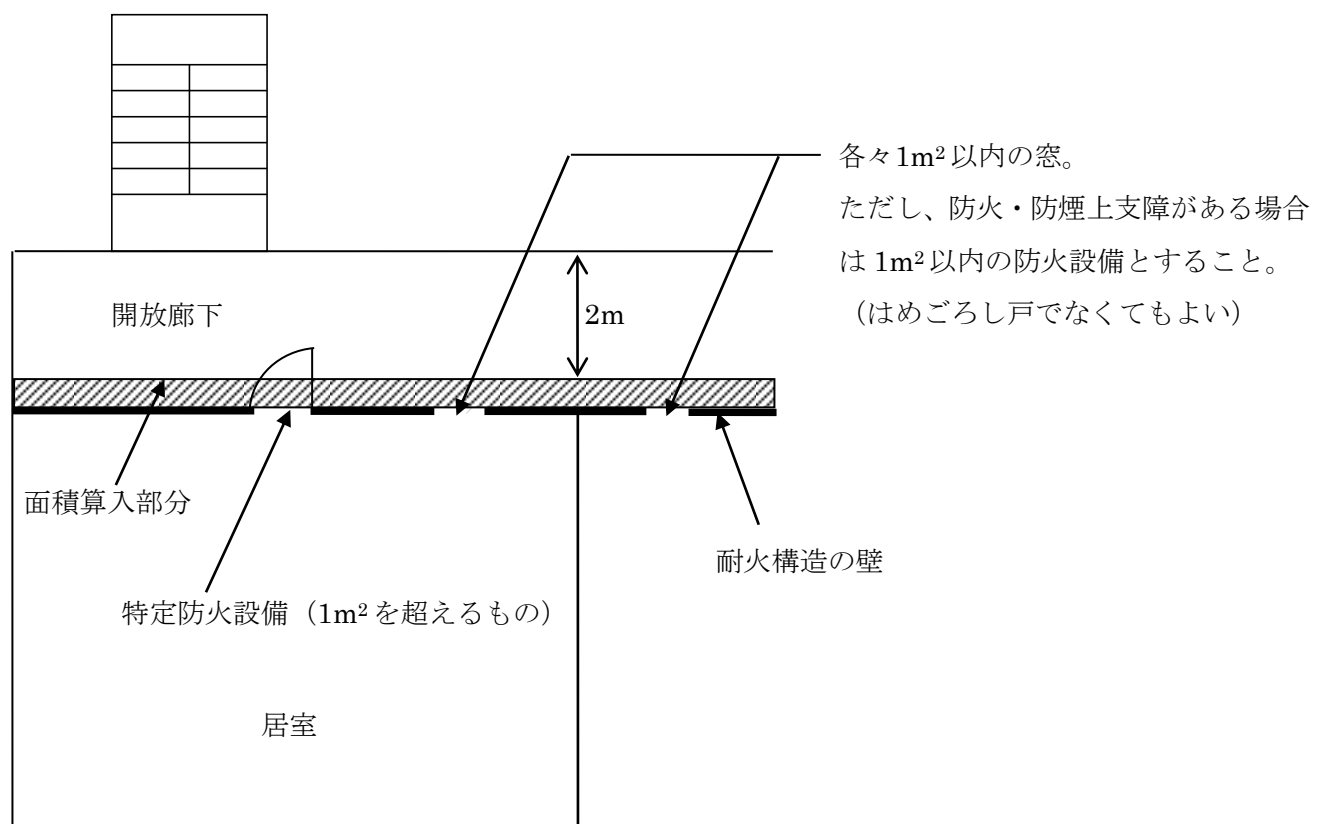
(1) 開放廊下に面する場合・・・各々 1m^2 以内の窓とし、防火設備の設置は要しない。

ただし、避難上有効なバルコニーの設置により、2 以上の直通階段の設置を緩和した場合など、防火・防煙上支障があるものは 1m^2 以内の防火設備とすること。

(2) 屋内廊下に面する場合・・・ 1m^2 以内の防火設備で、はめごろし戸とすること。

なお、この場合の屋外・屋内の区別は、面積算入の有無に関係しない。

【開放廊下に面する場合の防火設備設置の例】



参考：建築物の防火避難規定の解説 2016（第 2 版） P31

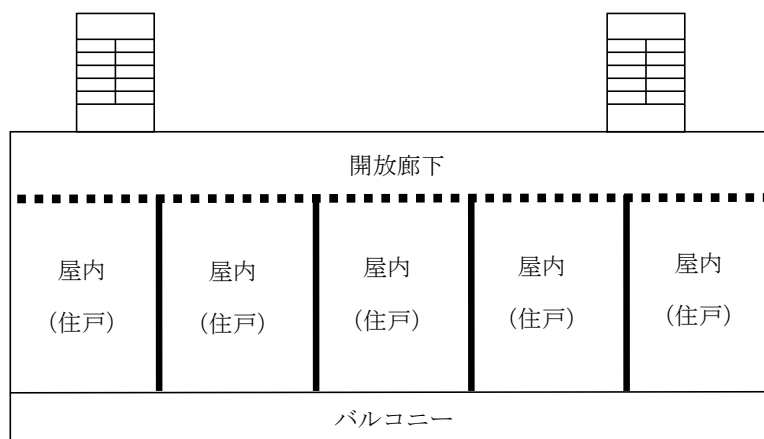


熊本市建築基準法取扱

単 13104	令 126 条の 2・1 項 1 号における区画について	法 35 条、 令 126 条の 2
---------	------------------------------	-----------------------

令 126 条の 2・1 項 1 号に規定する（法別表 1（い）欄（2）項に揚げる・・・準耐火構造の床若しくは壁又は法 2 条 9 号の 2 ロに規定する防火設備で区画された部分で、その床面積が 100m²（共同住宅の住戸にあっては 200m²）以内のもの）区画において、開放廊下と屋内を区画する壁に開口部を設ける場合には、法 2 条 9 号の 2 ロに規定する防火設備の設置を要しないものとする。

【例：共同住宅の場合】



..... は準耐火（耐火）構造の壁を示す。※防火設備の設置を要しない。

———— は準耐火（耐火）構造の壁（界壁）を示す。



熊本市建築基準法取扱

単 13105	排煙設備設置の適用除外について（令 126 条の 2・1 項 3 号）	法 35 条、 令 126 条の 2
---------	-------------------------------------	-----------------------

令 126 条の 2・1 項 3 号のその他これらに類する建築物の部分として排煙設備の適用除外と扱う部分は、他の部分と防火区画されている「DS・PS・EPS」、又は壁・天井仕上げ（開口部を除く）を不燃材料とした 5m² 以内の「小規模な便所・浴室・洗面所・物入れ・DS、PS、EPS」が該当するものとする。

（参考）

当該取扱い及び平 12 建告 1436 号四号の二（１）、（２）との比較

項目	当該取扱い		平 12 建告 1436 号四号の二	
箇所	DS・PS・EPS	小規模な便所・浴室・洗面所・物入れ・DS・PS・EPS	（１）	（２）
床面積	制限無	5 m ² 以内	制限無	100 m ² 以内
壁・天井 仕上	区画の仕様による	不燃材	準不燃材	制限無 （防煙区画部分 を除く）
区画	他の部分との 防火区画 （開口部を含む面積区 画、竪穴区画等）	<u>開口部の仕様制限無</u> （室としての間仕切り壁 等は必要）	開口部の常閉等防火 設備による区画	防煙区画 ※例規単 21003 参照



熊本市建築基準法取扱

単 18002	平 12 建告第 1436 号第一号、第二号及び第三号の同時適用について	法 35 条、 令 126 条の 2
---------	--------------------------------------	-----------------------

平 12 建告 1436 号 1 号（閉鎖状態保持等の緩和規定）、2 号（劇場等の防煙区画面積の緩和規定）及び 3 号（天井高さ 3m 以上の排煙口の位置の緩和規定）については、同一防煙区画部分に対して同時に適用することができる。

表：平 12 建告 1436 号 1 号から 3 号までの適用

平 12 建告 1436 号 令 126 条の 3・1 項		単独で適用			同時に適用			
		1号	2号	3号	1号・2号	1号・3号	2号・3号	1号・2号・3号
1号	500㎡の防煙区画	●	②	●	②	●	②	②
2号	風道等の不燃	●	●	●	●	●	●	●
3号	排煙口までの距離等	●	●	③※	●	③※	③※	③※
4号	手動開放装置	①	●	●	①	①	●	①
5号	手動開放装置の高さ等	①	●	●	①	①	●	①
6号	排煙口の常時閉鎖等	①	●	●	①	①	●	①
7号	排煙風道の構造等	●	●	●	●	●	●	●
8号	排煙機の設置	●	●	●	●	●	●	●
9号	排煙機的能力	●	②	●	②	●	②	②
10号	予備電源	●	●	●	●	●	●	●
11号	中央管理室	—	●	●	●	●	●	●
12号	昭45建告1829号	●	●	●	●	●	●	●

[凡例] ●：政令を適用 ①②③：告示を適用（それぞれ 1 号、2 号、3 号を示す。）

※ 排煙口の壁における位置に関する規定のみ適用

告示 1 号から 3 号までの規定を 2 つまたは 3 つ同時に適用する場合は、表の区分に応じて、告示①～③の規定を同時に適用し、かつ必要な政令の規定●を適用する。

参考：建築設備設計・施工上の運用指針 2019 年版 P98、P99 及び同講習会「質問及び回答」



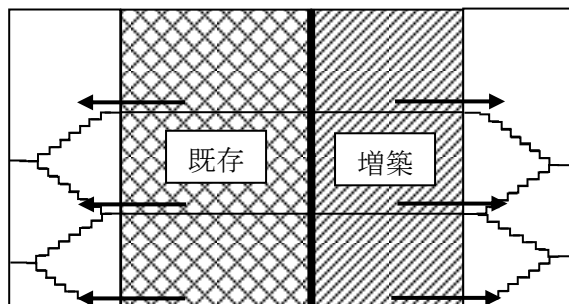
熊本市建築基準法取扱

単 15006	排煙規定上の別棟扱いについて	法 35 条、 令 126 条の 2
---------	----------------	-----------------------

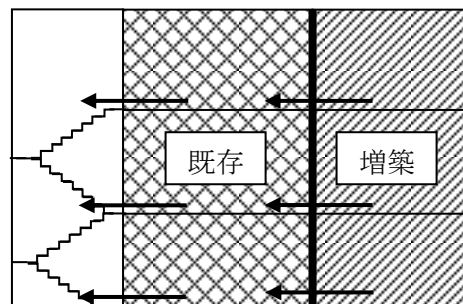
令 126 条の 2・2 項の規定は、既存不適格の建築物の増築に対する救済規定として設けられたものである。新築の建築物には適用しない。

なお、令 126 条の 2・2 項に規定する排煙規定上の別棟とみなす為には、それぞれの区画で避難規定を満足する必要がある。

◆ 《2 以上の直通階段が必要でない場合》

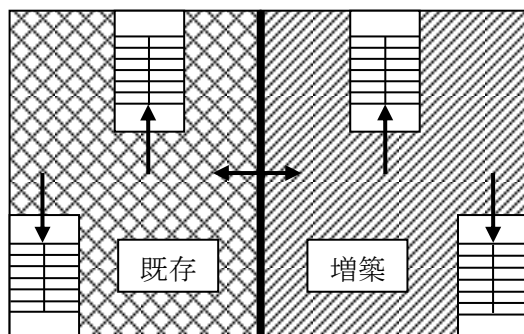


断面図 【例 1】排煙上別棟扱い 可
(それぞれの区画に避難経路がある)

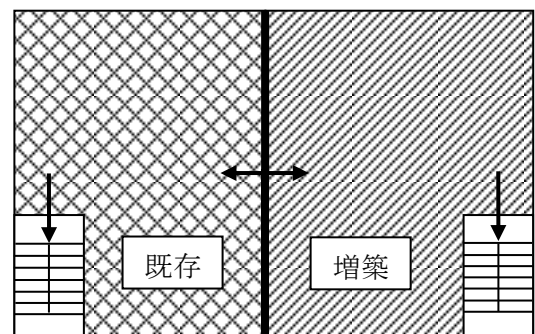


断面図 【例 2】排煙上別棟扱い 不可
(避難経路を共有している)

◆ 《増築によって 2 以上の直通階段が必要となる場合》



平面図 【例 3】排煙上別棟扱い 可
(既存、増築部分それぞれで
2 以上の直通階段を満たす)



平面図 【例 4】排煙上別棟扱い 不可
(2 以上の直通階段までの避難経路を共有している)

——— 準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備
(常時閉鎖又は煙感知器連動) による区画

解説：

増築部分、既存部分それぞれの区画の避難経路を共有することは出来ない【例 2】。また、避難規定の要求により 2 以上の直通階段を設ける場合も、同様にそれぞれの区画の避難経路を共有することは出来ない【例 4】。いずれも、それぞれの区画で避難規定を満足する必要がある【例 1】、【例 3】。

参考：詳解建築基準法改訂版 P438、建築設備設計・施工上の運用指針 2019 年版 P97、質疑応答集

第 1 巻 P2202



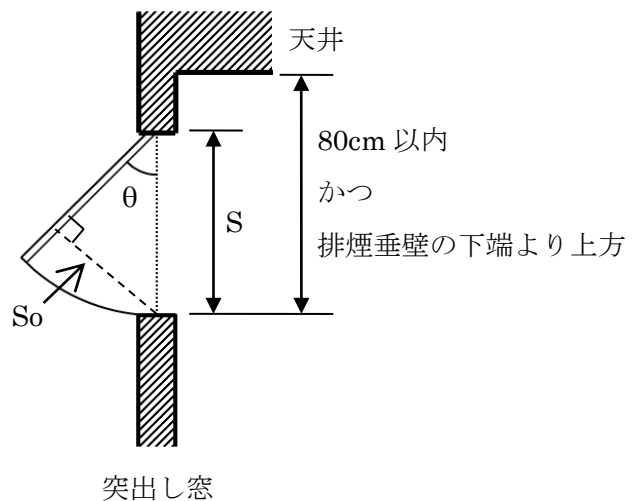
熊本市建築基準法取扱

単 14007	排煙上有効な開口面積の算定について	法 35 条、 令 126 条の 3
---------	-------------------	-----------------------

排煙上有効な開口部の取扱いについては、『建築物の防火避難規定の解説 2016』等に解説されているところであるが、突出し窓に関しての記載はないため、以下の取扱いとする。

突出し窓の下端が、天井面から下方に 80cm 以内 かつ 排煙垂壁の下端より上方にある場合に、排煙上有効な開口部と取扱う。その開口部の面積（S）と有効開口面積（So）の関係は、回転角度（ θ ）に応じて、次のように計算する。

$$90^\circ \geq \theta > 0^\circ \quad \text{の時} \quad S_o = S \times \sin \theta$$



解説：

突出し窓を排煙上の開口部とする場合、その他の開き方の窓に比べ排煙上不利となるため、上記によって求めた面積を排煙上有効な開口面積とする。

参考：建築物の防火避難規定の解説 2016（第 2 版）P78、建築設備設計・施工上の運用指針 2019 年版 P106



単 13008	避難経路に設ける建具について	法 35 条、 令 125 条の 2
----------------	-----------------------	-------------------------------

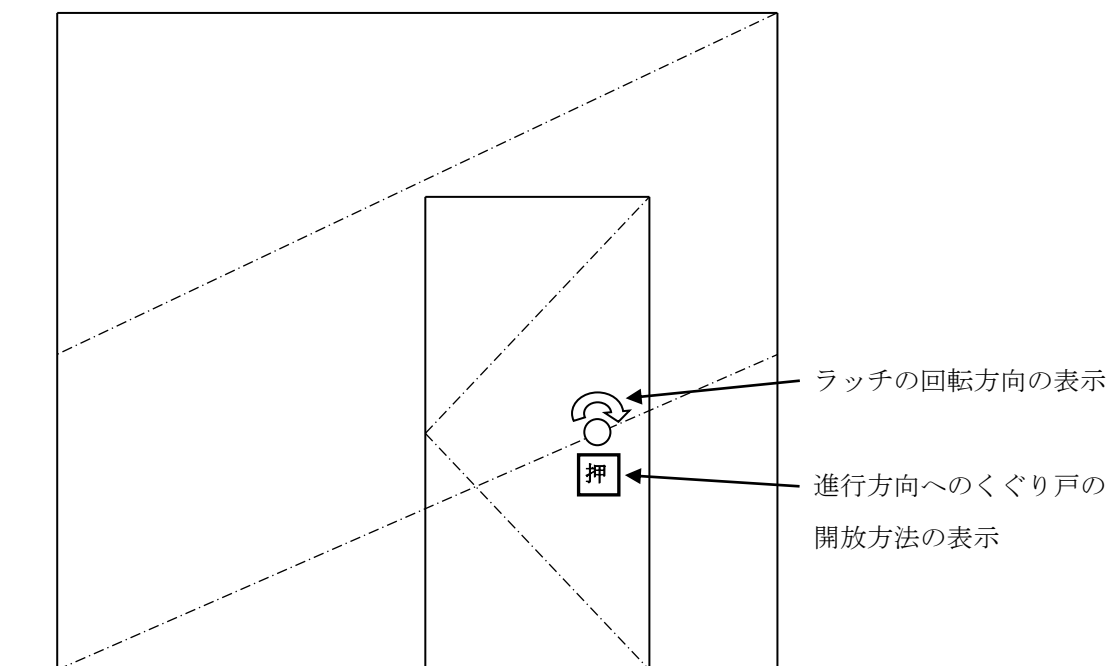
1. 避難経路に設ける建具の開き勝手について

法別表 1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する特殊建築物、階数が 3 以上である建築物、令 116 条の 2・1 項 1 号に該当する窓その他の開口部を有しない居室を有する階又は延べ面積が 1,000m²を超える建築物において、避難経路の通路に設ける開き戸（引戸は除く）は避難方向に開くこととする。

2. 随時閉鎖式の防火戸について

避難経路に設ける随時閉鎖式の防火戸は、避難に支障の無いように戸の開放方法を表示すること。

【随時閉鎖式防火戸のくぐり戸の表示例】



3. 自動ドアについて

避難経路に設ける自動ドアで停電時に手動でなければ開放できないものは、避難に支障の無いように手動で開放できることの旨の表示をすること。

（自動ドアが非常時開放システムである場合は除く。）

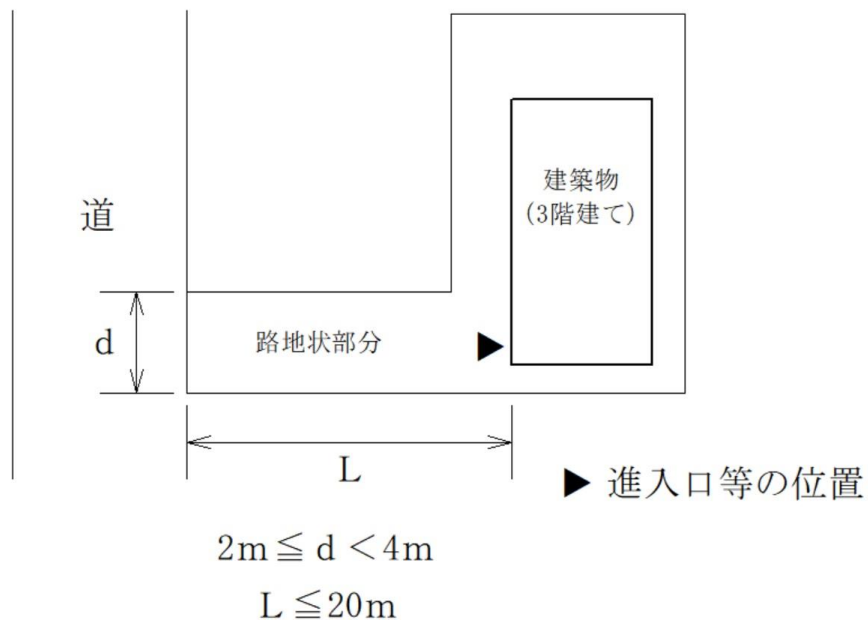


熊本市建築基準法取扱

単 22001	路地状敷地の非常用進入口等の取扱いについて	法 35 条 令 126 条の 6、7
----------------	-----------------------	------------------------

路地状敷地の非常用進入口等^{※1}については以下のように取り扱うものとする。

- ① 道から非常用進入口等までの延長が 20m以下であること。
- ② 路地状部分の幅員が 2m以上であること。
- ③ 地階を除く階数が 3 であること。
- ④ 特殊建築物の用途に供するものでないこと。
- ⑤ 非常用進入口等(当該非常用の進入口等に付随するバルコニーその他これに類するものを含む。)が、道から直接確認できる位置に消火活動上有効に設置されていること。



※1 令 126 条の 6 1 項 2 号の代替進入口も同様の取り扱いとする。

参考：建築物の防火避難規定の解説 2016（第 2 版） P144



熊本市建築基準法取扱

単 14009	非常用進入口（代替進入口）のガラスの種類について	法 35 条、 令 126 条の 6、7
---------	--------------------------	-------------------------

非常用進入口（代替進入口）に使用するガラスの種類は、『熊本市消防用設備等の運用基準』に準ずることとする。

解説：

令 126 条の 6、7 では、非常用進入口の構造は、「外部から開放し、又は破壊して室内に進入できる構造」と規定されており、また、代替進入口は「格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないもの」と規定されているが、具体的にガラスの仕様については規定されていない。

非常用進入口（代替進入口）は、消防活動の際に外部から進入することを目的としているため、その構造は『熊本市消防用設備等の運用基準』に規定されている、『第 2 章 第 1 節 第 5 避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱い』『6 開口部の構造』（1）、（2）を参考にすることとした。

参考：熊本市消防用設備等の運用基準、建築物の防火避難規定の解説 2016（第 2 版） P98



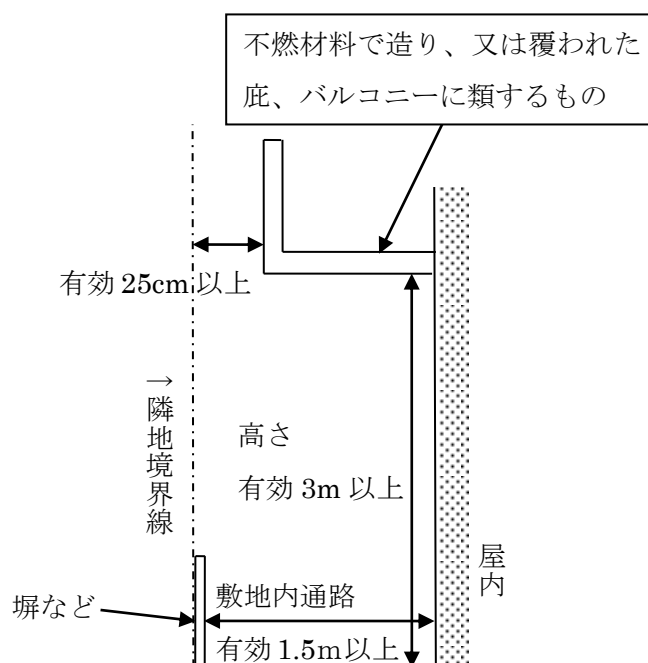
熊本市建築基準法取扱

単 15010	令 128 条の敷地内の通路における建築物上部の突き出しについて	法 35 条、 令 128 条
---------	----------------------------------	--------------------

令 128 条の敷地内の通路は建築物の避難階段等から、避難上有効な空地までスムーズに避難を行わせるための通路であり、敷地内の屋外通路を原則とする。

ただし、当該通路には、不燃材料で造り、又は覆われた庇、バルコニーに類するものを高さ有効 3m 以上に突き出すことができるものとする。

なお、当該部分について、隣地境界線（隣地境界部分に塀などがあれば当該塀）からの離れ有効 25cm 以上を確保しなければならない。



参考：建築物の防火避難規定の解説 2016（第 2 版）P99、建築設備設計・施工上の運用指針 2019 年版 P37、P107、P108



熊本市建築基準法取扱

単 21002	100 ㎡を超える廊下の平 12 建告第 1436 号四号ニ (2) の適用について	法 35 条、令 126 条の 2 平成 12 年建告第 1436 号 県例規 A1212
---------	--	---

平 12 建告第 1436 号四号ニ (2) を適用する目的で廊下等を防煙たれ壁で区画しても室としては 100 ㎡超であるため、適用できない。

令第 126 条の 2 第 1 項第 5 号の規定に基づき、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分が定められており、平 12 建告第 1436 号四号ニ (2) の適用については、「建築物の防火避難規定の解説 2016 (第 2 版) P83」により廊下も室として扱うことができるが、同解説の「平成 29 年度アフターフォロー質問と回答」にあるように、100 ㎡を超える場合に防煙たれ壁で 100 ㎡以下に区画しても適用できない。また、県例規 A1212 により、病院・児童福祉施設等の廊下については、同告示の適用を認めず、原則として排煙設備を義務づけている。

参考：「建築物の防火避難規定の解説 2016 (第 2 版)」P83、P188

建築基準法等の運用について (熊本県版) (令和 2 年 3 月) A1212



熊本市建築基準法取扱

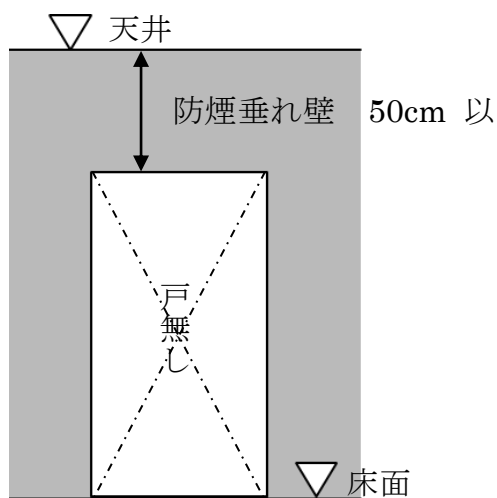
単 21003	平 12 建告 1436 号四号ニの (2) (4) の屋内に面する開口部に設置する戸の取扱い	法 35 条、 令 126 条の 2
---------	---	-----------------------

告示を適用する場合、出入口の戸については規定されていない。そのため、ニの (2) (4) を適用する場合、他の排煙区画間への出入口については、防煙垂れ壁のたけによって、それぞれ下に示す内容とする。

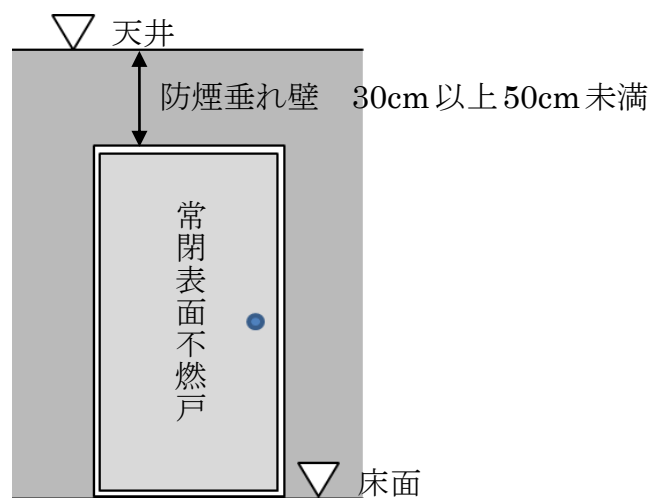
1. ニの(2)を適用する場合

※この場合の防煙垂れ壁は、不燃材料で造り、又は覆われたもの

防煙垂れ壁 50cm 以上→戸無し



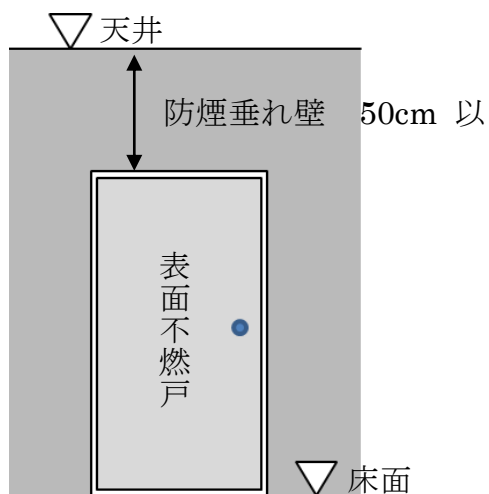
防煙垂れ壁 30cm 以上 50cm 未満
→常閉の表面を不燃材とした戸を設ける



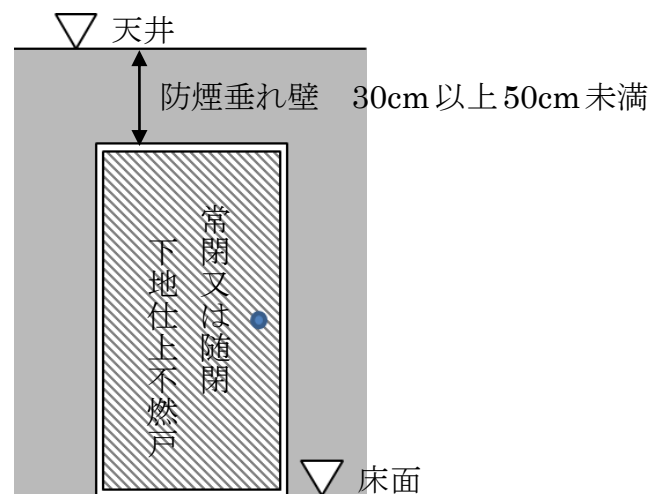
2. ニの(4)を適用する場合

※この場合の防煙垂れ壁は、下地仕上げ共に不燃材料

防煙垂れ壁 50cm 以上
→表面を不燃材とした戸を設ける



防煙垂れ壁 30cm 以上 50cm 未満
→常閉又は随時閉鎖の下地仕上不燃戸を設ける



参考：建築設備設計・施工上の運用指針 2019 年版 P110、P111

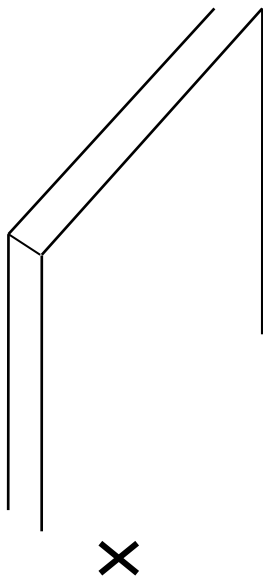


熊本市建築基準法取扱

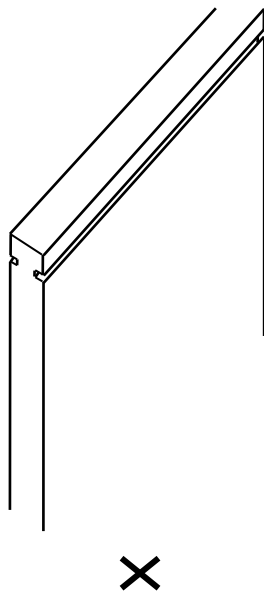
単 15011	階段、スロープ等の手すりについて	法 36 条、 令 25 条
---------	------------------	-------------------

階段、スロープ等の手すりは、有効に機能するような形状であることが必要であり、以下のような形状は手すりとしてはみなせない。

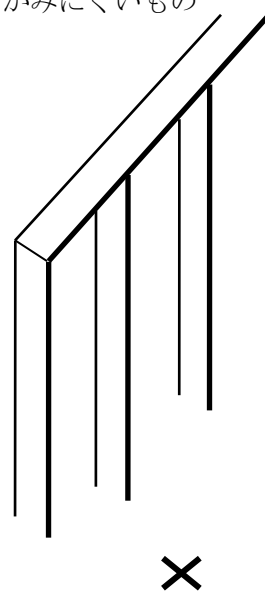
腰壁だけのもの



笠木状のもの



薄い金属板等で構成され、
つかみにくいもの



解説

階段、スロープ等の手すりとしての機能を満たすためには、昇降する際に、手をかけ力が加えられる形状であることが必要である。よって、腰壁だけのもの、笠木状のものや薄い金属板等で構成され、つかみにくいものは手すりとしてはみなせない。



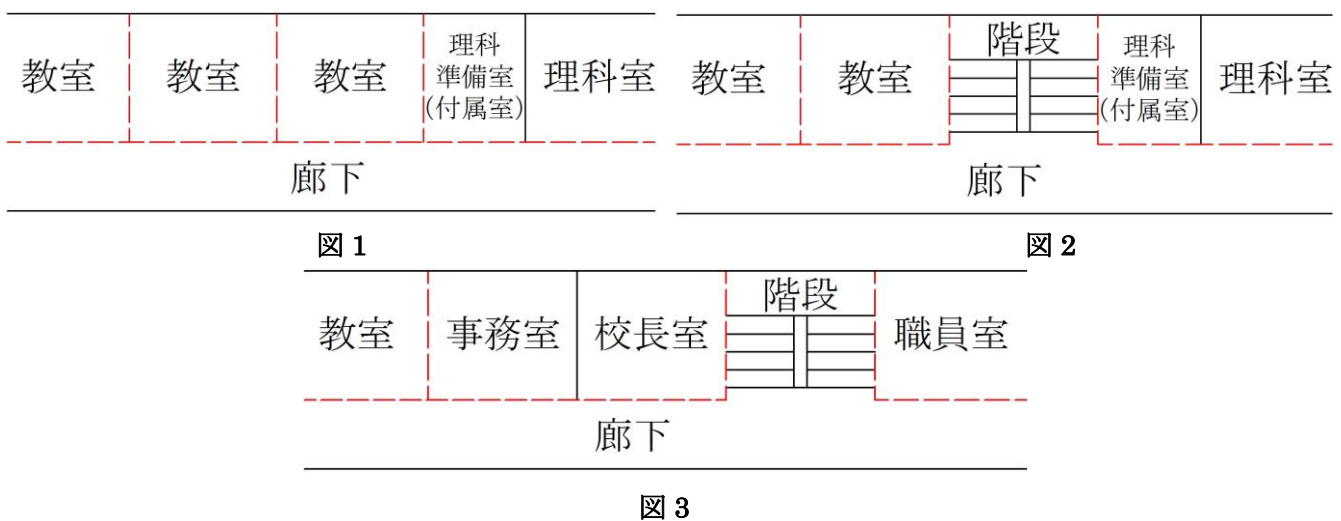
熊本市建築基準法取扱

単 18201	防火上主要な間仕切壁の設置位置について	法 36 条、 令 114 条 2 項
---------	---------------------	------------------------

『建築物の防火避難規定の解説 2016(第 2 版)』P135 における防火上主要な間仕切壁(令 114 条 2 項)の学校、病院・診療所・児童福祉施設等・ホテル・旅館・下宿及び寄宿舍(以下、病院等とする)での範囲について、詳細については下記によるものとする。

1. 学校について

生徒が常時使用する居室は、室相互の区画及び避難経路(廊下、階段等)との区画を必要とし、それ以外の室※1は避難経路との区画を必要とする。



--- 部分が防火上主要な間仕切壁を示す。

○生徒が常時使用する居室に該当する室の例

普通教室、理科室、音楽室、家庭科室、情報室、美術室、音楽室、図書室、保健室、視聴覚室

○生徒が常時使用する居室に該当しない室の例

各準備室※2、放送室、PTA 室、生徒会室、進路指導室、更衣室、職員室、事務室

※1 トイレ、シャワー室、可燃物・危険物等を保管しない小規模な倉庫等は除く。

※2 各準備室は付属室として主要室と一体として扱う。(図 1、図 2 参照)

2. 病院等について

「病室、就寝室等」は 3 室以下かつ 100 ㎡以下(100 ㎡を超える室にあたってはこの限りではない。)の区画及び避難経路との区画を必要とし、「病室、就寝室以外の室」は避難経路との区画を必要とする。

参考：建築物の防火避難規定の解説 2016(第 2 版) P135



熊本市建築基準法取扱

単 22002	防火上主要な間仕切壁の仕様について	法 36 条 令 114 条 2 項
---------	-------------------	-----------------------

防火上主要な間仕切壁に木材などの可燃物（以下、木材等とする）を施す場合については、以下の取扱いとする。

- （１） 大臣認定を取得した構造に木材等を施す場合・・・認定条件として木材等の仕上げを認めていない場合は、使用不可とする。
- （２） 告示仕様に示された構造に木材等を施す場合・・・防火上主要な間仕切りに必要な性能を損ねないものと判断でき、使用可とする。

※学校にあっては、『建築物の防火避難規定の解説 2016（第 2 版）』P135 により「教室と廊下が不燃材料で造られたパーティションパネル等（建具含む。）で区画されているものは、この部分を開口部として取り扱うことができる」とあるが、不燃材のパーティションパネル等に木材等を施す場合は、この規定は適用できない。

参考：建築物の防火避難規定の解説 2016（第 2 版） P14 P135

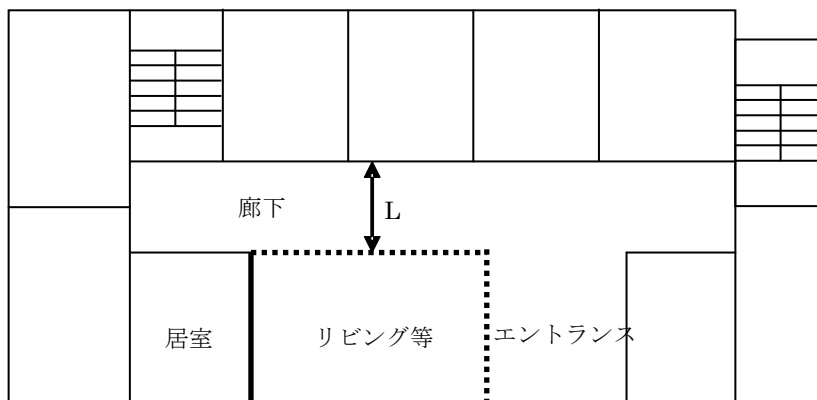


熊本市建築基準法取扱

単 13012	廊下と一体となった居室の取扱い	法 36 条、 令 114 条 2 項
----------------	------------------------	--------------------------------

病院等（単 18201 参照）のユニットごとに設けられる、廊下と一体となったリビング等は以下のように取扱う。

- ① リビング等と避難経路とは防火上主要な間仕切壁で区画すること。
- ② リビング等と他の室とは防火上主要な間仕切壁で区画すること。



事例 1

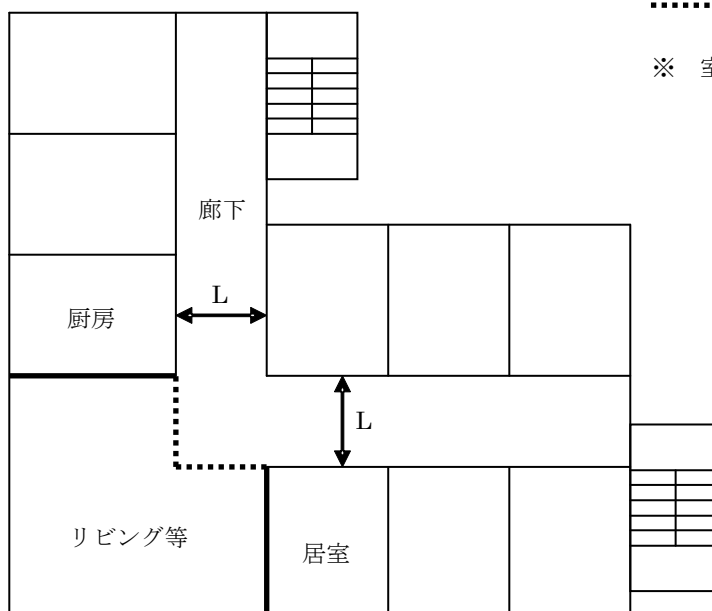
【凡例】

L : 必要廊下幅以上

— : 防火上主要な間仕切壁※

..... : 防火上主要な間仕切壁（天井裏）

※ 室と廊下の区画は必要（単 18201 参照）



事例 2

【凡例】

L : 必要廊下幅以上

— : 防火上主要な間仕切壁※

..... : 防火上主要な間仕切壁（天井裏）

※ 室と廊下の区画は必要（単 18201 参照）



熊本市建築基準法取扱

単 15013	天井がない場合の小屋裏隔壁の設置について	法 36 条、 令 114 条 3 項・4 項
---------	----------------------	----------------------------

令 114 条 3 項及び 4 項の適用については、天井の有無を問わず小屋裏に隔壁を設けるものとする。

解説：令 114 条 3 項及び 4 項は小屋組が木造である場合に適用される隔壁の規定であり、天井裏との記載がないが天井の有無を問わず小屋裏に設けることを要する。また、一般に火炎及び熱気流は小屋裏を水平に走るため、この隔壁はその下部に壁等が連続していない場合も必要である。

条項	設置要件	設置するもの（準耐火構造または耐火構造のうち必要とされる構造のもの）	設置箇所	緩和規定
令 114 条 1 項	長屋、共同住宅	各戸の界壁	小屋裏又は天井裏に達するまで	
令 114 条 2 項	学校、病院、診療所（患者収容無しをく）、児童福祉施設等、ホテル、旅館、下宿、寄宿舍、又はマーケット	防火上主要な間仕切壁	小屋裏又は天井裏に達するまで	国住指第 1784 号平成 26 年 8 月 22 日の技術的助言
令 114 条 3 項	建築面積 300 ㎡超で、小屋組が木造	けた行間隔 12m 以内ごとに隔壁	小屋裏	一、主要構造部耐火、又は同等（耐火性能検証法、大臣認定） 二、仕上げ難燃又はスプリンクラー等及び排煙設備 三、平 6 建告 1882 号に適合する畜舎等
令 114 条 4 項	延べ面積 200 ㎡超えの耐火建築物以外を連絡する渡り廊下で、小屋組が木造でけた行きが 4m を超えるもの	隔壁	小屋裏	

参考：建築基準法質疑応答集第 1 巻 第 26 条関係

建築基準法令解説 昭和 25 年 11 月版

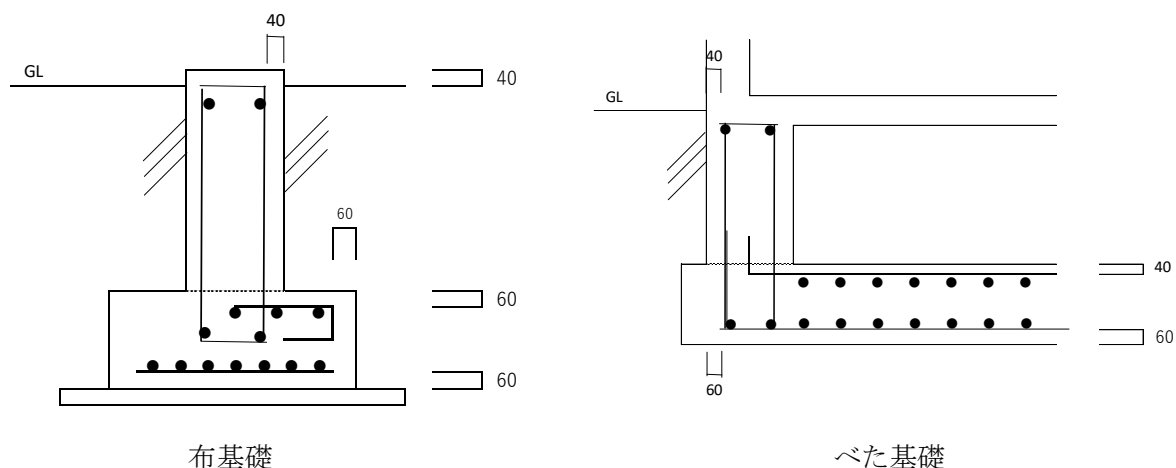


単 21004	べた基礎の鉄筋かぶり厚さについて	法 37 条 令 79 条
----------------	-------------------------	--------------------------

べた基礎の場合の鉄筋のかぶり厚さについては、布基礎の場合と同様に取り扱うこととする。

べた基礎の立上り部分にあつては、4cm 以上、

基礎（立上り部分及び土に接しない部分を除く）にあつては、6cm 以上としなければならない。



【解説】

鉄筋のかぶり厚さについては、建築基準法施行令第 79 条において、「耐力壁以外の壁又は床にあつては 2cm 以上、耐力壁、柱又ははりにあつては 3cm 以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては 4cm 以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては、捨コンクリートの部分を除いて 6cm 以上」と定められている。

これはコンクリートの耐火性と耐久性（中性化）から定められた数値であり、土に接する部分は耐久性上不利なので 4cm 以上、基礎は有機酸・塩類の作用を考慮して 6cm 以上のかぶり厚さを必要としている。

ここで、基礎については布基礎のことを記載しているが、べた基礎については触れられていない。

べた基礎については、構造的には、その立上り部分ははりと同様と考えられるため、はり又は布基礎の立上り部分と同様と考え、4cm 以上とし、立上り部分を除く基礎にあつては 6cm 以上として取り扱うこととする。

なお、日本建築学会「建築工事標準仕様書 5 鉄筋コンクリート工事」（JASS 5）や「壁構造配筋指針」においても、基礎のかぶり厚さは、布基礎とべた基礎で使い分けされておらず、同様に扱われている。



熊本市建築基準法取扱

単 15114	別棟基準の渡り廊下の取扱いについて（1／2）	県例規 A0703
---------	------------------------	-----------

「建築基準法等の運用について（熊本県版）令和 2 年 3 月」（以下「県例規」という。）における別棟の取扱いについて、さらに詳細については下記によるものとする。

1. 渡り廊下の接続箇所について

渡り廊下の接続箇所は原則として、接続建築物相互間に 1 層かつ 1 ヶ所とする。

ただし、吹きさらしの渡り廊下で接続される場合は、やむを得ず吹きさらしの渡り廊下を複数接続することは可能とするが、利用形態上必要最低限とすること。

2. 接続建築物の外壁及び屋根、外壁及び屋根の開口部について

県例規 P72 表	
②	接続建築物の外壁及び屋根（渡り廊下との接続部分からそれぞれ 3m 以内の距離にある部分及び接続建築物間の延焼の恐れのある部分に限る。） ※渡り廊下と接続建築物が並行に配置されている場合においては、渡り廊下の外壁面から 3m 以内の部分は全て適用すること。
③	接続建築物の外壁及び屋根（渡り廊下との接続部分からそれぞれ 3m 以内の距離にある部分に限る。）の開口部 ※渡り廊下と接続建築物が並行に配置されている場合においては、渡り廊下の外壁面から 3m 以内の部分は全て適用すること。



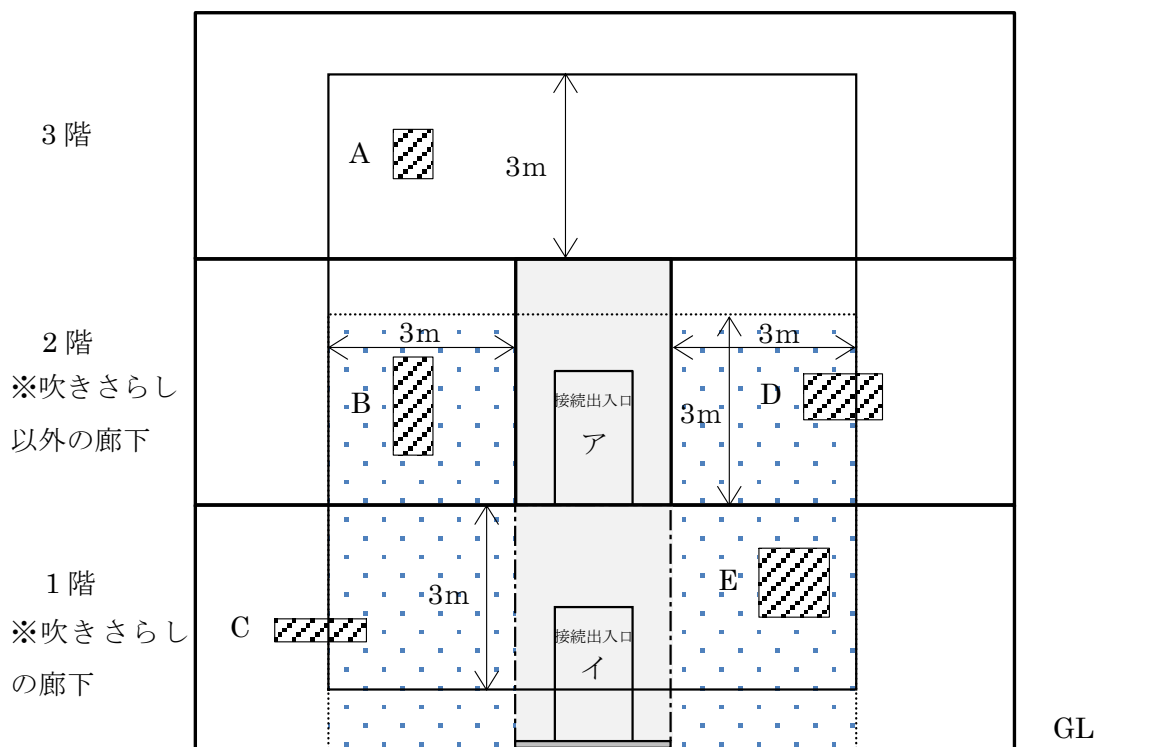
熊本市建築基準法取扱

単 15114	別棟基準の渡り廊下の取扱いについて (2/2)	県例規 A0703
---------	-------------------------	-----------

3. 開口部制限の考え方について

1 階を吹きさらしの廊下、2 階を吹きさらし以外の廊下で接続する場合

(接続建築物の外壁の相互間の距離が、1階において6m以内、2階において10m以内の場合)



①渡り廊下の接続出入口の面積

$$\mathcal{A} \leq 4 \text{ m}^2 \quad \mathcal{I} \leq 4 \text{ m}^2$$

②渡り廊下との接続部分から 3m以内にある開口部の面積



1 階接続部分廻りの開口部の面積

$$B+C+D+E \leq 4 \text{ m}^2$$

2 階接続部分廻りの開口部の面積

$$A+B+C+D+E \leq 4 \text{ m}^2$$



※算定に用いる A～E の開口部の面積は開口部全体（ ）の面積とする。



熊本市建築基準法取扱

集 13001	敷地の用途上不可分の取扱い	法 2 条、 令 1 条 1 号
---------	---------------	---------------------

敷地とは、一の建築物又は用途上不可分の関係にある 2 以上の建築物のある一団の土地をいう。

用途上不可分の関係とは、下記の (1) に掲げる例のように、用途が機能的に連携しているために敷地分割のできない建築物群をいい、一般的には敷地の用途を決定する建築物（主要用途建築物）とこれに関連する建築物（附属建築物）とから構成される。

しかし、下記の (2) に掲げる例のように、主要用途建築物と附属建築物が直接機能上の関連を持たず、単に隣り合っていて敷地の一部を共通で利用しているにすぎないような場合は用途上不可分の関係とはならない。

(1) 「用途上不可分の関係」となる例

主要用途建築物	附属建築物
一戸建ての住宅	離れ※1、自動車車庫、物置、茶室、温室
農林漁業従事者住宅	離れ※1、自動車車庫、農業漁業用倉庫、温室、畜舎、生産物仕分け作業場
共同住宅	自動車車庫、駐輪場、物置、プロパン庫、変電室
工場	事務棟、自動車車庫、倉庫、変電室、危険物の貯蔵庫、機械室、更衣棟、浴室棟、食堂棟、守衛室
学校	実習棟、図書館、体育館、給食調理棟※2、倉庫、自動車車庫
病院	自動車車庫、食堂棟、売店棟、実験動物飼育棟
旅館、ホテル	離れ（客室）、浴室棟、東屋、自動車車庫、倉庫
寮	寮※3、共同浴場棟、共同食堂棟、共同電気機械室棟、自動車車庫

※ 1 台所、便所及び風呂の全てが設置されたものは「一戸建ての住宅」としての機能を満たすため用途上不可分の関係とみなさない

※ 2 他の学校の給食調理も合わせて行う場合を除く

※ 3 寮としての機能を満たすためには他方の寮の存在が不可欠である場合（例：他方の寮に共同の食堂がある）

(2) 「用途上不可分の関係」とならない例

主要用途建築物	附属建築物
工場	社員寮
病院	職員寮、看護学校

解説：

用途上不可分の関係か否かの判断は、建築物の用途面における機能上の関連性に着目して行われるものであって、土地または建物の所有状況は直接これに影響を及ぼさない。また、たとえ (1) に該当する場合であっても道路等により分割され、物理的に一団の土地と認め難いものについては、一敷地とはみなされない。 参考：建築基準法質疑応答集 第 3 巻 P4371



熊本市建築基準法取扱

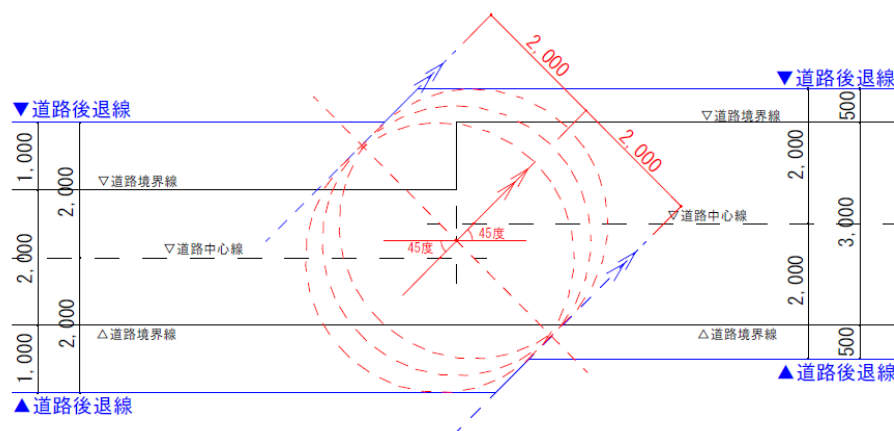
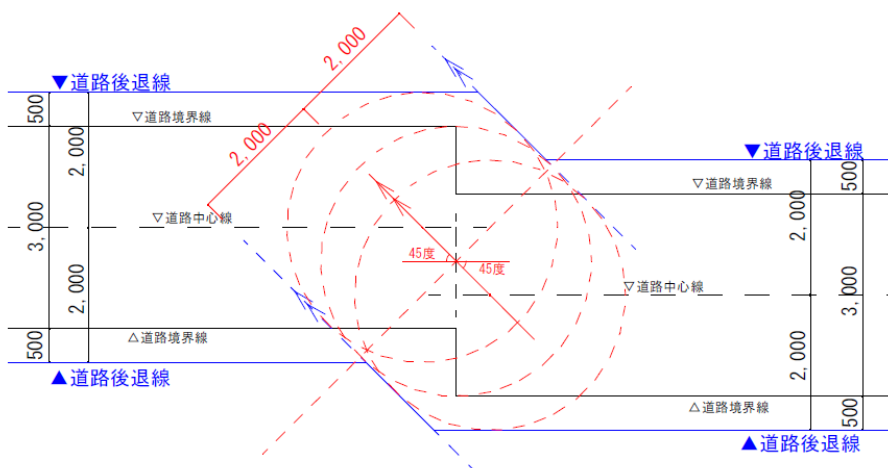
集 21001	道路後退線の擦り付け方法について	法 42 条 2 項
---------	------------------	------------

法 42 条 2 項道路において、道路幅員（元幅員）が段ずれ等で様でない場合は、道路中心線が引き通らないために道路後退線に段ずれが生じてしまうことで、道路後退不足等の問題が起こるため、段ずれ等が生じる場合の擦り付け方法は以下の通り取り扱うものとする。

【段ずれの場合の擦り付け方法】

- ① 段ずれ手前と段ずれ先のそれぞれに道路中心線を引き通し、各中心線間の中心に線を引く
- ② 道路形状に段ずれがある箇所で、垂線を引く
- ③ ①平行線と②垂線の交点に 45 度の斜線を引く
- ④ ③45 度斜線に各道路後退線（2m）を平行なラインで引く

擦り付け方法（例）



熊本市建築基準法取扱

集 13002	暗渠水路またぎの敷地に関する接道の取扱い	法 43 条
---------	----------------------	--------

1. 接道の取扱い

法 42 条の道路（以下「道路」という。）に沿って存在する、蓋掛け等により道路と一体となって通行可能となっている水路（以下「暗渠水路」という。）については、道路区域の確認を行うこと。

暗渠水路が道路区域に含まれている場合またはその予定のものについては、接道の規定を満たしているものとして取扱う。

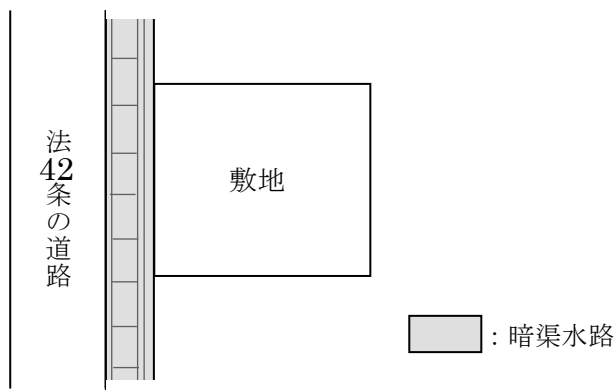


図 1

2. 確認申請における注意事項

本取扱いは、予定建築物の用途や規模にかかわらず適用するものとする。1 に該当する敷地の場合、建築確認申請の配置図の暗渠水路部分に、道路区域内の水路または編入される予定の水路である旨を明記すること。

法 42 条 2 項、それに準じる道路および道路状空地（道路判定で B-1、B-2 及び D-1～6）における道路後退の方法については、別途、建築指導課との協議を要する。

なお、本取扱いは必要に応じ随時改訂を行う。

※敷地の状況に応じて、別途協議書等の書類の添付が必要な場合があります。

※予定建築物の工事施工者による暗渠水路部分の工事が伴う場合は、事前に管轄の各土木センターと協議の上、必要に応じ工事施行承認が必要となります。



熊本市建築基準法取扱

集 18001	路地状の敷地で接する場合の取扱い	法 43 条 県例規 A8651 【改正】
---------	------------------	--------------------------

「建築基準法等の運用について（熊本県版）令和 2 年 3 月」における路地状の敷地で接する場合の取扱いのただし書きの適用条件については、以下のすべての条件を満たすものとする。なお、その他の事例については、特定行政庁と協議を行うこと。

- ① 本取扱施行時(昭和 61 年 6 月 1 日)より前に既に存在又は着工していた建築物の建替であり、既存建築物と同規模、同用途であること
- ② 建築物に一定の防火性能※が確保されていること

※一定の防火性能については下記のとおり

地域地区	部位		必要な措置	
法22条区域	屋根		不燃材料等	準防火地域の 規制と同等以上
	外壁	延焼のおそれのある部分	防火構造	
	軒裏		防火戸等	
	開口部			
防火指定なし	屋根		不燃材料等	法 22 条区域の 規制と同等以上
	外壁	延焼のおそれのある部分	準防火構造	
	軒裏			
	開口部			



熊本市建築基準法取扱

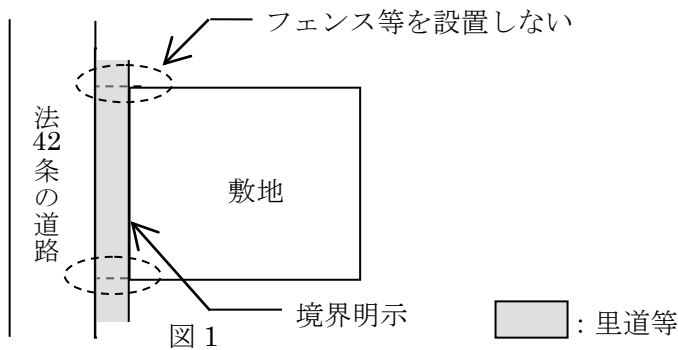
集 13303	里道またはつぶれ水路等をまたいだ敷地等に関する取扱い (1/2)	法 43 条、 令 1 条 1 号
---------	-------------------------------------	----------------------

1. 里道、つぶれ水路※1（以下「里道等」という。）または開渠水路（官管理）をまたいで道路に接している敷地（図1）

(1) 道路に並走している里道等をまたいで敷地が前面道路に接している場合、接道規定等に適合するためには、原則として、里道等の付け替え又は払い下げを行なうことが必要である。

ただし、里道等の管理者と協議の結果、やむを得ず里道等の付け替え又は払い下げができない場合は、
下記①～⑥に示す条件をすべて満足することで接道の規定を満たしているものとして取り扱う。

- ① 里道等と敷地との境界が確定しており、道路判定において E 判定※2 であること。
- ② 縁石や境界プレート等で里道等との境界を明示すること。
- ③ 里道等の部分にはフェンス、ブロック等の工作物の設置を行わないこと。
- ④ 里道等の部分には、樹木または庭石その他の障害物を設けないこと。
- ⑤ 里道等の部分を駐車場等として使用しないこと。
- ⑥ 管理者との協議経緯及び①～⑤の計画内容を確認申請書へ明記すること。



里道等の掘削工事や舗装工事等を行う場合は、事前に管轄の各土木センターと協議を行うこと。その場合、工事施行承認を受けた範囲は上記③の条件を満たしているものとして取扱う。

※1 つぶれ水路：字図上は水路であるが、現に水路として機能していないもの及び形態が無いもの。

※2 E 判定：「熊本市建築行為等に係る道等の判定要領」第3条に規定する E 判定。

(2) 道路に並走している開渠水路（官管理）をまたいで敷地が前面道路に接している場合、必要な接道幅の法定外公共物使用許可が取得できるのであれば接道の規定を満たしているものとして取り扱う。



熊本市建築基準法取扱

集 13303	里道またはつづれ水路またぎの敷地に関する接道の取扱い (2/2)	法 43 条
---------	-------------------------------------	--------

2. 里道等または開渠水路（官管理）により分断された敷地

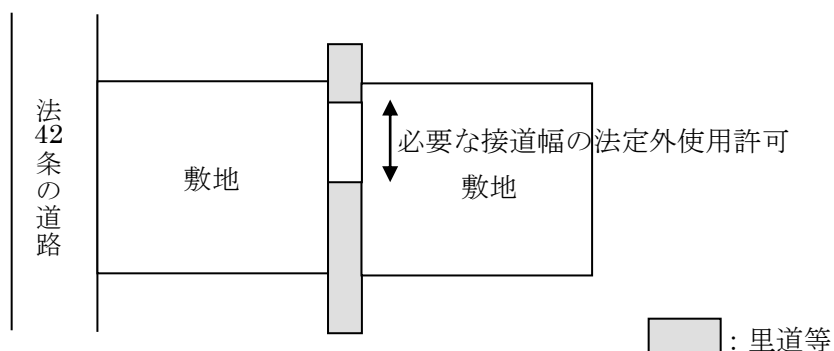
(1) 里道等により敷地が分断されている場合、一の敷地と扱うためには原則として、里道等の付け替え又は払い下げを行なうことが必要である。ただし、里道等の管理者と協議の結果、やむを得ず里道等の付け替え又は払い下げができない場合は、特定行政庁との協議をおこなうこと。

(2) 開渠水路（官管理）により敷地が分断されている場合、必要な接道幅の法定外公共物使用許可が取得できるのであれば一の敷地として扱う。

なお、建築確認申請において、敷地は里道等を含んだ区域とし、敷地面積は里道等の面積を除いた面積とする。2 に該当する敷地の場合、建築確認申請の配置図に本例規の番号を明記すること。

※敷地の状況に応じて、別途協議書等の書類の添付が必要な場合があります。

※予定建築物の用途や規模により、別途対応を求める場合があります。



熊本市建築基準法取扱

集 15004	令 130 条の 3・1 項 1 号の事務所について	法 48 条
---------	----------------------------	--------

次に掲げるものは、令 130 条の 3・1 項 1 号の事務所に該当するものとする。

- ・ 個人タクシー営業所（これに附属する自動車車庫については、令 130 条の 5 の規定による）
- ・ 弁護士事務所

解説：第一種低層住居専用地域における兼用住宅の非住宅部分については、当該住宅地における近隣住民に対するサービスを旨とし、かつ、近隣の良い住環境を害するおそれのない施設とされている。上記用途は、当該施設に該当するものとして扱う。

参考：建築基準質疑応答集 第 3 巻 P4389、4460



熊本市建築基準法取扱

集 15105	放課後等デイサービス、児童発達支援センターの取扱いについて	法 48 条 他
---------	-------------------------------	----------

放課後等デイサービスを行う施設は、法 48 条については令 130 条の 4・2 号に規定する「老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」に該当し、その他の規定については「児童福祉施設等」に該当するものとして取扱う。

また、児童発達支援センターは、法 48 条については法別表第 2（い）六号「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」に該当し、その他の規定については、「児童福祉施設等」に該当するものとして扱う。

解説

・放課後等デイサービスとは、児童福祉法 6 条の 2 の 2・4 項に規定されており、学校教育法 1 条 に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障がい児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

・児童発達支援センターとは、児童福祉法 6 条の 2 の 2・2 項及び法 43 条に規定されている。児童発達支援とは、障がい児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

また、児童発達支援センターは、次の各号に掲げる区分に応じ、障がい児を日々保護者の下から通わせて、当該各号に定める支援を提供することを目的とする施設とする。

一 福祉型児童発達支援センター

日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練

二 医療型児童発達支援センター

日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療

参考：建設省住指発第 225 号、建設省住街発第 94 号



熊本市建築基準法取扱

集 13006	ガソリンスタンドの用途判断について	法 48 条
---------	-------------------	--------

ガソリンスタンドは建築物の用途の制限において、令 130 条の 5 の 3・2 号に規定する「物品販売業を営む店舗」に該当し、第 1 種中高層住居専用地域内に建築可能として取扱う。

ガソリンスタンド (物品販売業を営む店舗)	1 低	2 低	1 中 高	2 中 高	1 住	2 住	準 住	近 商	商 業	準 工	工 業	工 専
	×	×	△	△	△	△	△	○	○	△	△	×
			※1	※2	※3	※4	※4			※4	※4	

※1 当該用途部分の床面積 500m² 以下（3 階以上の部分に当該用途を設けないこと）

※2 当該用途部分の床面積 1500m² 以下

※3 当該用途部分の床面積 3000m² 以下

※4 当該用途部分の床面積 10000m² 以下（準工業地域は「熊本市大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例」による制限）

なお、「作業場」「機械式自動車洗車場」を併設する場合は以下の取扱い基準を運用するので注意すること。

～ガソリンスタンドに「作業場」を併設する場合の取り扱い～

県例規 P61 の A8918 参照

～ガソリンスタンドに「機械式自動車洗車場」を併設する場合の取り扱い～

県例規 P62 の A8919 参照

参考：逐条解説 建築基準法 P796

（逐条解説建築基準法編集委員会／編著 平成 24 年 12 月 10 日 初版）



熊本市建築基準法取扱

集 13007	容積率算定の際の前面道路幅員について(1/2)	法 52 条
---------	-------------------------	--------

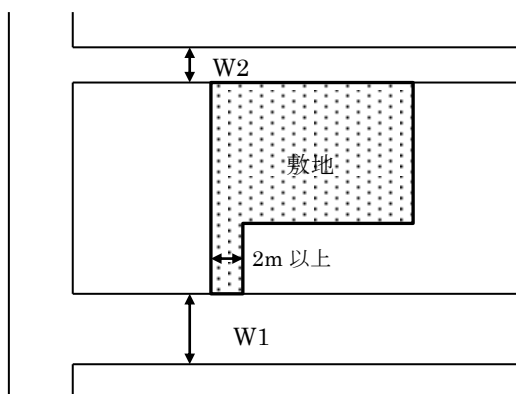
前面道路の幅員による容積率算定（法 52 条）の幅員は次のとおりとする。

1. 敷地が 2 以上の道路と接している場合

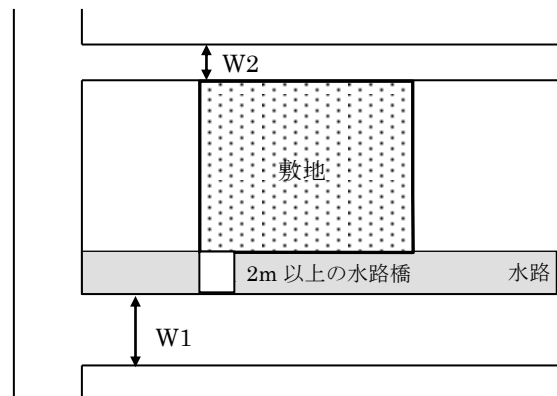
法 52 条 2 項に規定される前面道路には接道長さについて特段の定めはないことから、下図のような場合には $W1 > W2$ であっても、敷地が 2m 以上接続していることを条件に、 $W1$ を容積算定の幅員とすることができる。（ケース 1、ケース 2）

また、法 52 条 9 項（特定道路延長からの容積率緩和）に規定される前面道路についても、敷地が 2m 以上道路に接していることを条件とする。

ケース 1



ケース 2（水路橋で水路をまたぐ接続の場合）



※水路橋部分は水路管理者から法定
外公共物使用許可を得ていること
が条件

参考：建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例 2022 年度版 P236

：建築基準法質疑応答集 第 3 巻 P4740



熊本市建築基準法取扱

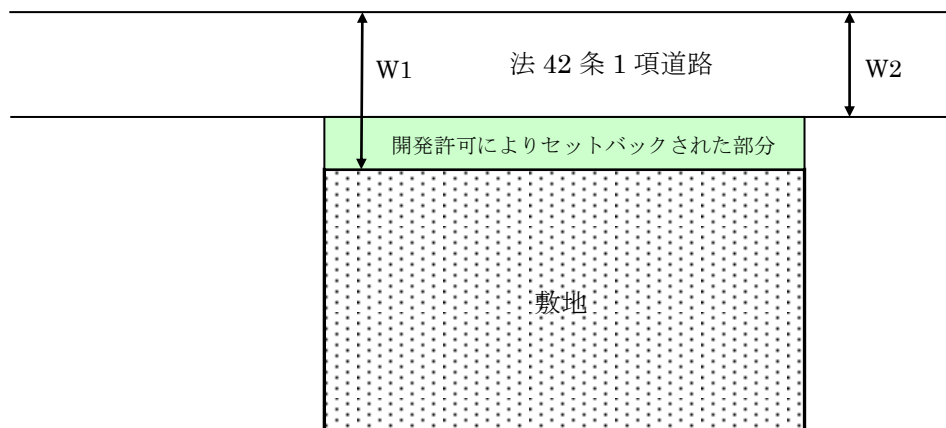
集 13007	容積率算定の際の前面道路幅員について(2/2)	法 52 条
---------	-------------------------	--------

2. 開発許可を受けて前面道路を拡幅した場合

容積率限度の算定にかかる前面道路の幅員は相当区間にわたる道路の幅員によるものが原則であり、開発行為によって部分的に敷地前面のみ拡幅されたとしても、その幅員を採用することは出来ない。

ただし、下記の条件をすべて満たす場合は前面道路幅員を **W1** とすることができる。

- ① セットバック部分は、敷地全体にわたる前面道路の拡幅であり、市道認定基準に適合し市へ帰属されることが明らかなこと。
- ② 前面道路が法 42 条 1 項道路であること。



参考図



熊本市建築基準法取扱

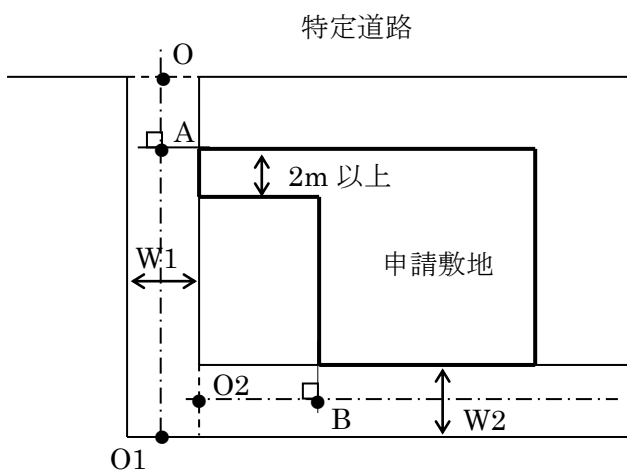
集 13008	容積率：特定道路からの延長と加算幅員	法 52 条 9 項、 令 135 条の 18
---------	--------------------	----------------------------

【令 135 条の 17 による W_a と W_r 】

特定道路からの延長により算定される数値 (W_a) を算出する際に適用される、前面道路幅員 (W_r) と当該数値が加算される前面道路幅員は同一となる。

※ケース 1、2 とも法 52 条 2 項における容積率制限値の算定においては、 W_2 を前面道路幅員としている

ケース 1： W_1 と W_2 は共に 6m 以上 12m 未満とする



(W_a) A：特定道路から A 点までの距離
($\overline{OA}$) により算定される数値

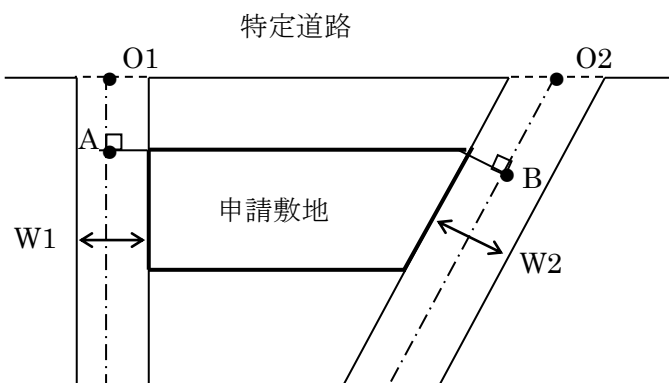
(W_a) B：特定道路から B 点までの距離
($\overline{OO1} + \overline{O2B}$) により算定される
数値

○法 52 条 9 項による容積率制限値

$\underline{W_1 + (W_a)A}$ or $\underline{W_2 + (W_a)B}$ の
大きい方の値を前面道路幅員とする

ケース 2： W_1 と W_2 は共に 6m 以上 12m 未満

$\overline{O1A} \leq 70m$ $\overline{O2B} > 70m$ とする



(W_a) A：特定道路から A 点までの距離
($\overline{O1A}$) により算定される数値

○法 52 条 9 項による容積率制限値：

$\underline{W_1 + (W_a)A}$ or $\underline{W_2}$ の大きい
方の値を前面道路幅員とする。

なお、 $\underline{(W_a)A}$ を W_2 に加算することは
できない。

参考：建築基準法質疑応答集 第 3 巻 P4757～4764

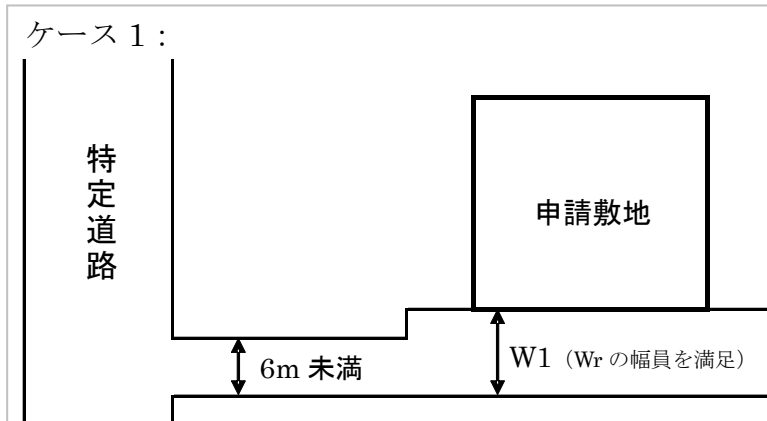


熊本市建築基準法取扱

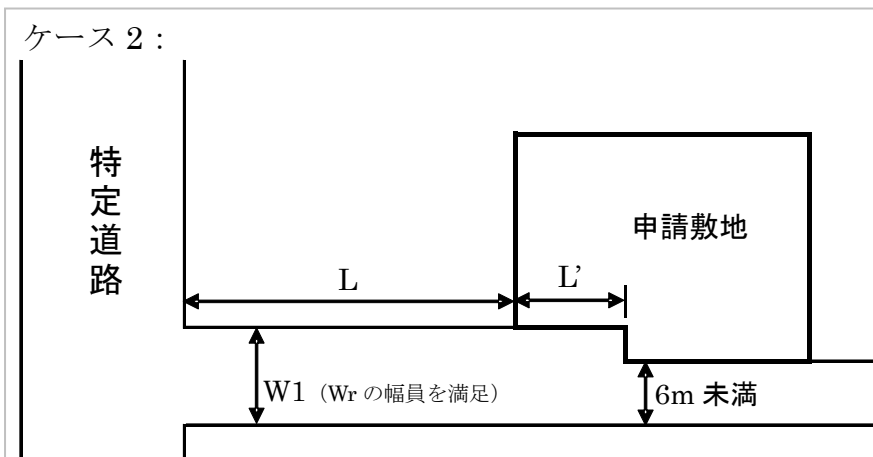
集 13009	特定道路による容積率の緩和：前面道路の幅員	法 52 条 9 項、 令 135 条の 18
---------	-----------------------	----------------------------

令 135 条の 18 で規定する前面道路の幅員 W_r ($6m \leq W_r < 12m$) は以下のように取扱う。

【特定道路：幅員が一律でない場合】

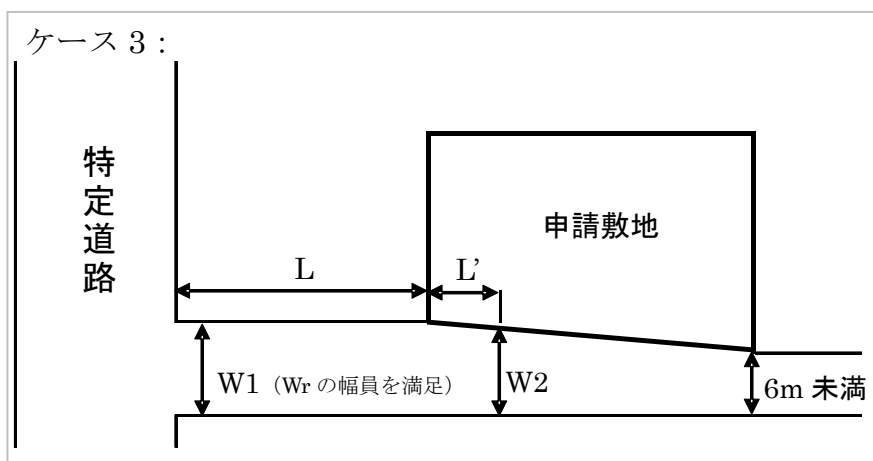


法 52 条 9 項は、適用できない。



$L' \geq 2m$ であれば、 $W1$ を令 135 条の 18 における式を適用する際の (W_r) とする。

また、特定道路からの延長距離は L となる。



$L' = 2m$ の地点における $W2$ が $6m$ 以上 $12m$ 未満であれば、 $W2$ を前面道路の幅員 (W_r) として、令 135 条の 18 が適用される。

また、特定道路からの延長距離は L となる。

参考：建築基準法質疑応答集 第 3 巻 P4761～4762



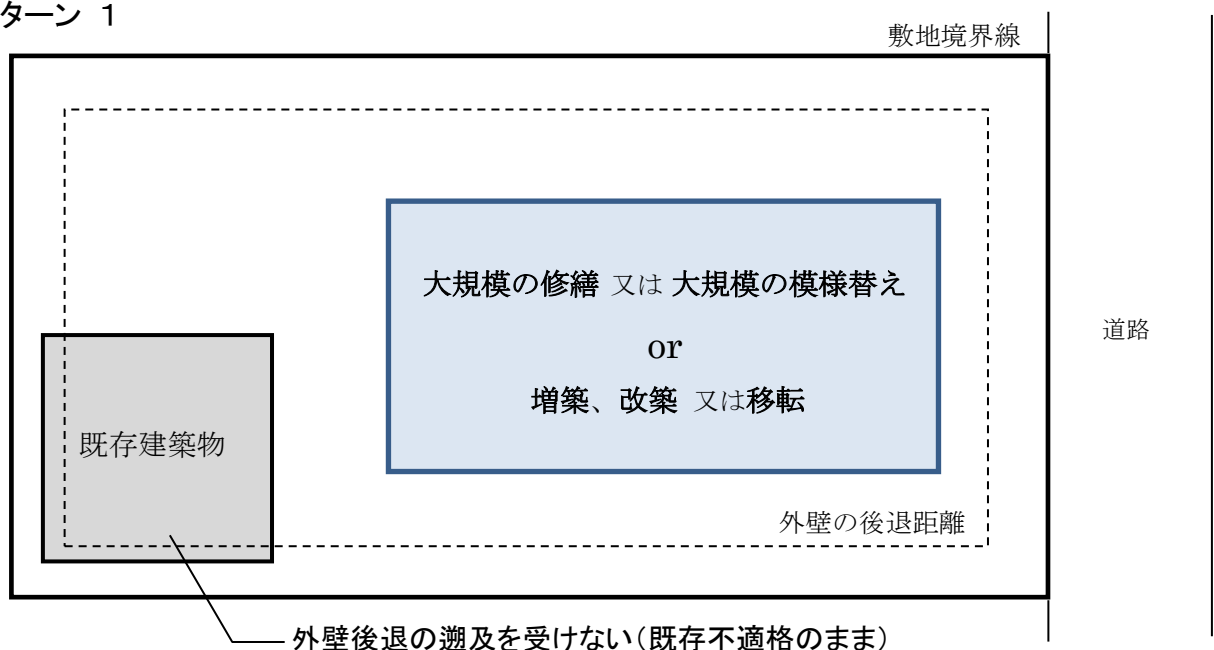
熊本市建築基準法取扱

集 21002	敷地内の既存建築物に対する制限の緩和 (外壁の後退距離、高さの限度)	法 54 条、法 55 条 法 86 条の 7 令 137 条の 12
---------	---------------------------------------	---

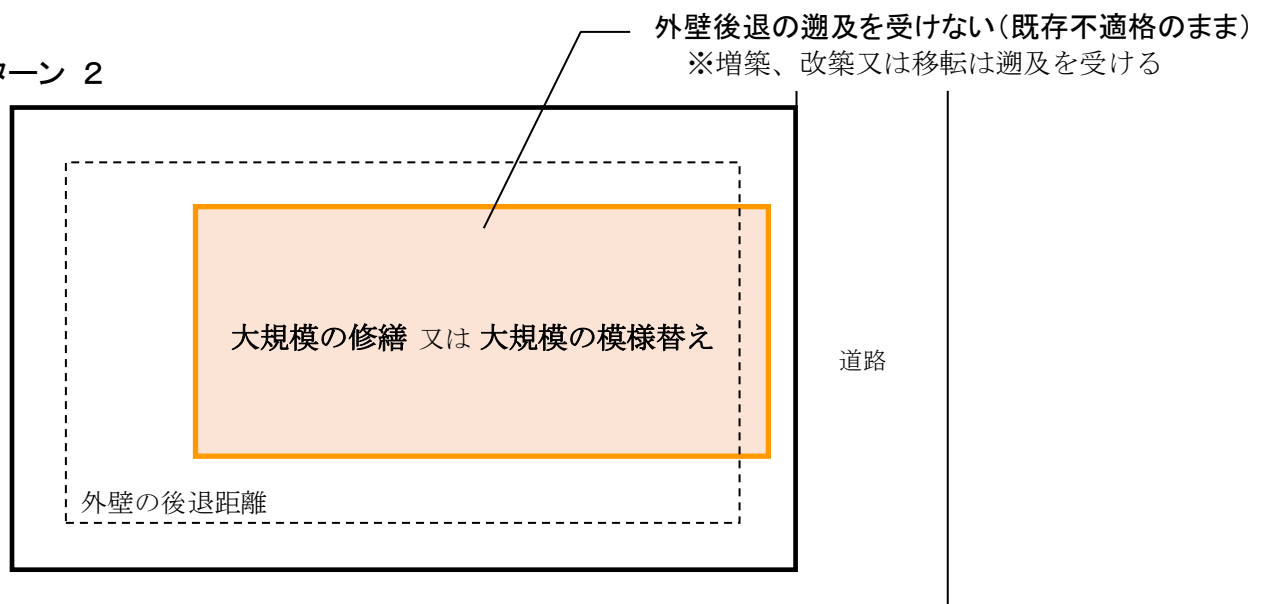
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における敷地境界線からの外壁の後退距離については、建物単体にかかるものとして取扱い、令 137 条の 12 に規定する「大規模の修繕又は大規模の模様替え」だけでなく、「増築、改築又は移転」についても、**別棟**の既存不適格は継続するものとする（外壁後退の遡及を受けない）。

また、法 55 条（高さの限度）についても同様の取扱いとする。

◆パターン 1



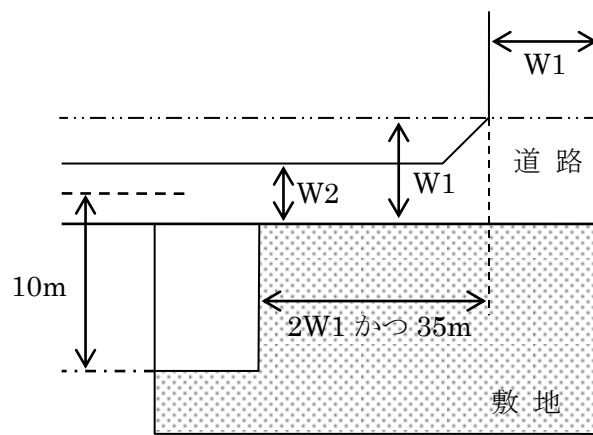
◆パターン 2



熊本市建築基準法取扱

集 13010	屈折道路に接する敷地の高さ制限（道路斜線制限）	法 56 条 1 項 1 号、 令 132 条
---------	-------------------------	----------------------------

下図のような屈折道路に接する敷地において、前面道路の幅員が異なる場合は、令 132 条の規定により、2 つの前面道路があるものとみなして道路斜線制限を適用する。2W1 かつ 35m 以内及び幅員 W2 の道路の中心線からの水平距離が 10m を超える区域については、下図のとおりである。



$W1 > W2$

 部分の前面道路の幅員は W1 とみなす

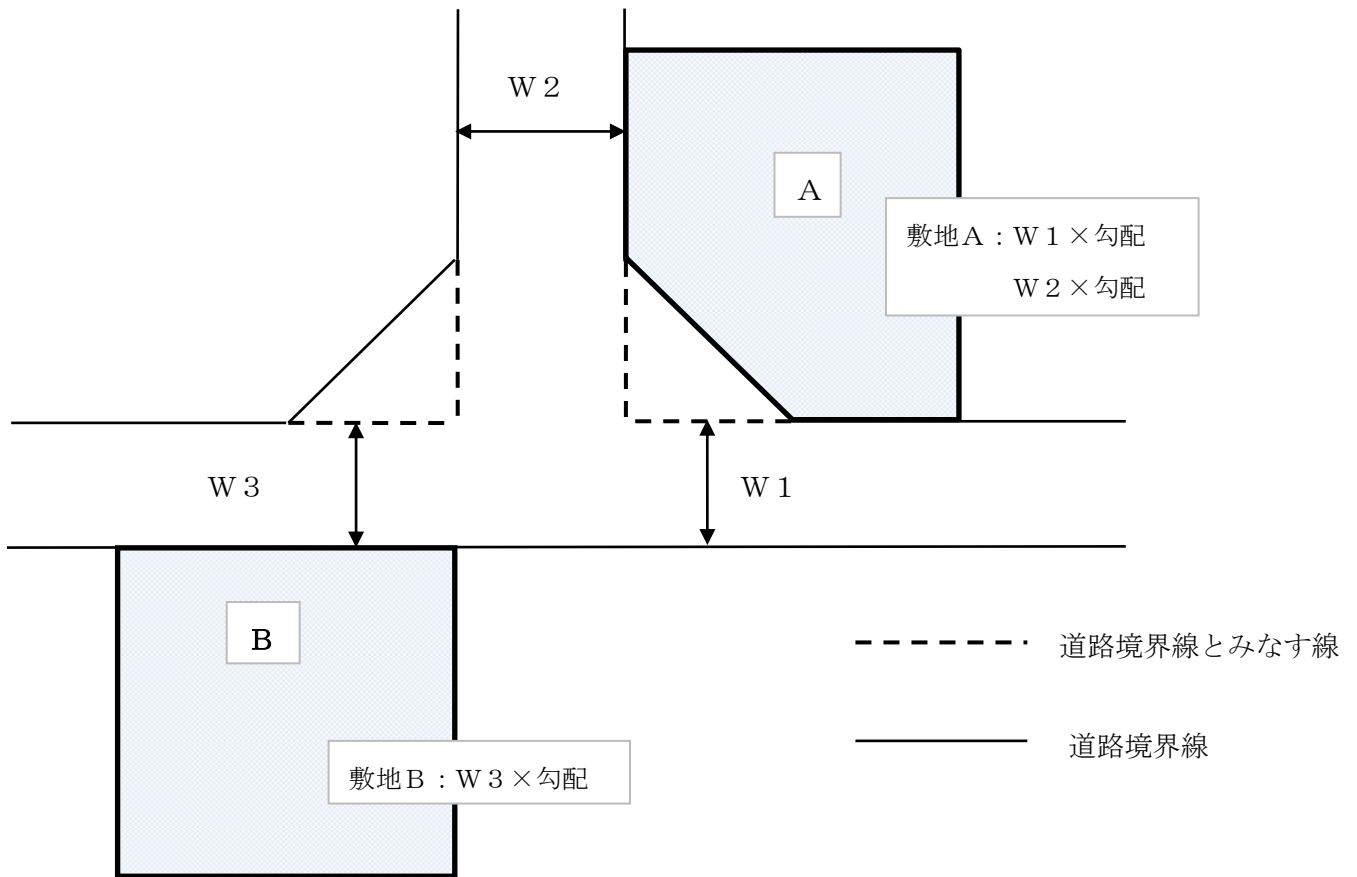
参考：建築確認のための基準総則 集団規定の適用事例（2022 年度版）P253



熊本市建築基準法取扱

集 18002	道路交差点隅切り部分からの道路斜線について	法 56 条 1 項 1 号
---------	-----------------------	----------------

道路交差点隅切り部分からは道路斜線を適用しない。



関係条例

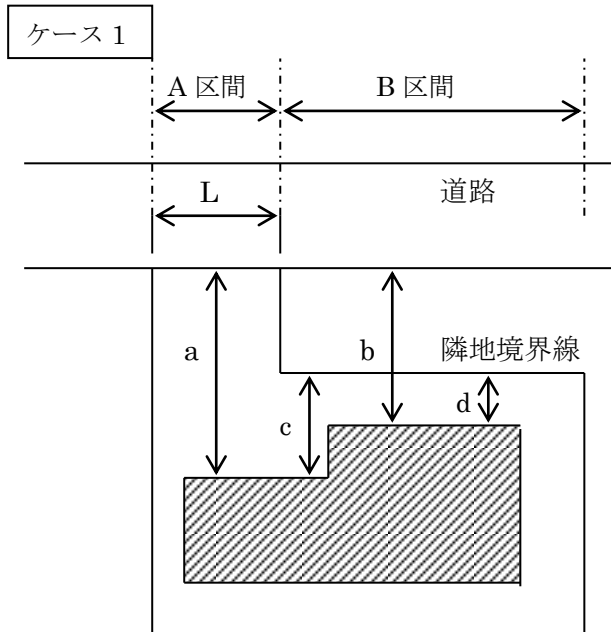
- ・集 13010 : 屈折道路に接する敷地の高さ制限 (道路斜線制限)



熊本市建築基準法取扱

集 13011	道路と敷地との間に他の敷地がある場合の斜線制限	法 56 条 1 項 1 号、2 号
---------	-------------------------	--------------------

道路と敷地との間に他の敷地がある場合について、次に示すケース 1、2 の B 区間の部分には、道路斜線制限と隣地斜線制限を適用する。



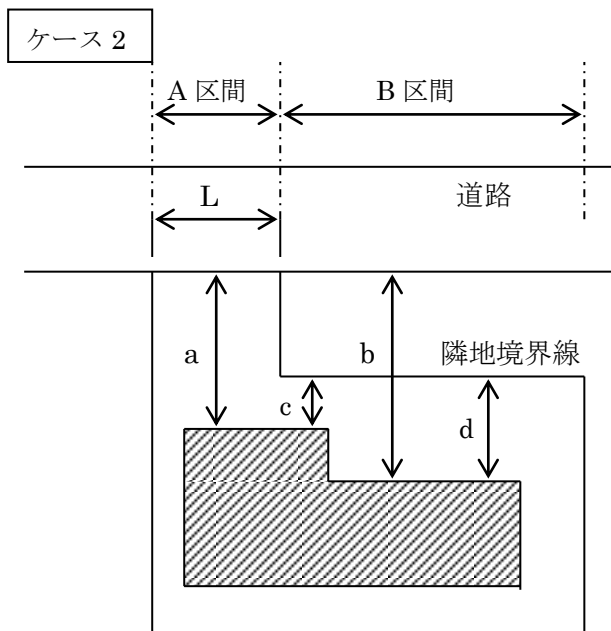
後退距離について

(1) 道路斜線制限の場合

A、B 両区間の後退距離は、 $a > b$ であれば b を一律に適用する。

(2) 隣地斜線制限の場合

B 区間の後退距離は、 $c > d$ であれば後退距離は d を適用する。



後退距離について

(1) 道路斜線制限の場合

A、B 両区間の後退距離は、 $a < b$ であれば a を一律に適用する。

(2) 隣地斜線制限の場合

B 区間の後退距離は、 $c < d$ であれば後退距離は c を適用する。

※ L の長さは 2m 以上かつ市条例第 23～26 条で付加する長さ以上

参考：建築確認のための基準総則 集団規定の適用事例（2022 年度版）P256



熊本市建築基準法取扱

集 15012	道路と敷地との間に水路がある場合の斜線制限	法 56 条 1 項 1 号、2 号 法 56 条 6 項、令 132 条
---------	-----------------------	--

1. 斜線制限の考え方

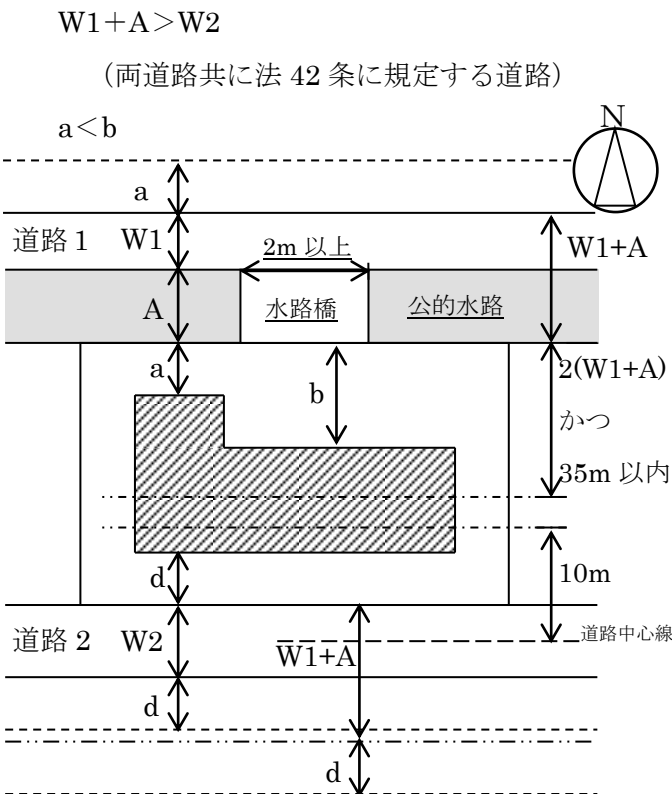
道路が水路橋によって 2m 以上敷地と接続し、敷地と道路の間に水路がある場合は、道路斜線制限と隣地斜線制限のうち、厳しい方の制限値を適用する。

※水路橋部分は水路管理者から法定外公共物使用許可を得ているものとする。

2. 令 132 条への適用

下図のとおり、令 132 条への適用については、 $W1+A$ を前面道路の幅員としてみなすものとする。なお、容積率算定の際の前面道路幅員については集 13005 を参照とする。

$W1+A > W2$ の場合、「 $2(W1+A)$ かつ 35m 以内」の起点については、敷地と水路との間の境界で接しているものとみなし、起点はその敷地境界線とする。



※道路の反対側に水路がある場合の考え方は、令 134 条に規定されている。

敷地北側について

道路斜線制限

- 道路斜線制限を適用する。後退距離を a とする。

隣地斜線制限

- 水路からの隣地斜線制限を適用し、隣地境界線は水路幅の 1/2 だけ外側にあるものとする。後退距離を a とする。

敷地南側について

道路斜線制限

- 道路 2 の道路中心から 10m を超える範囲の道路斜線に用いる幅員は $W1+A$ とする。後退距離を d とする。

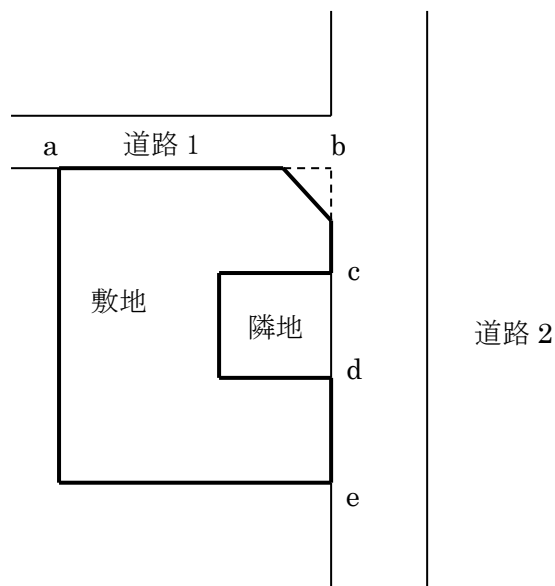
- 道路 2 の道路中心から 10m 以内の区域における道路斜線制限に用いる幅員は $W2$ とする。後退距離を d とする。



熊本市建築基準法取扱

集 13013	道路斜線制限の後退距離算定の特例に関する開口率について (1/2)	法 56 条 2 項、4 項、 令 130 条の 12
---------	--------------------------------------	--------------------------------

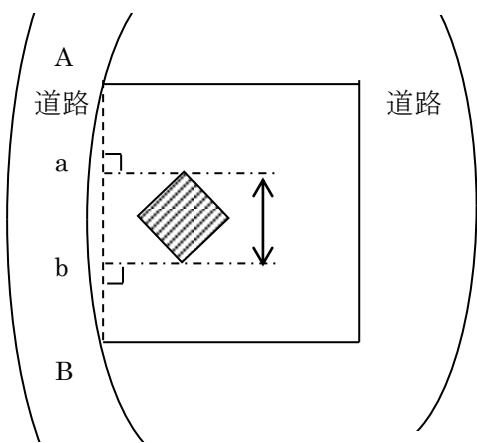
道路斜線制限における後退距離に関して、対象から除外できる部分について令 130 条の 12 に規定されているが、令 130 条の 12・1 号ロ（当該部分の水平投影の前面道路に面する長さを敷地の前面道路に接する部分の水平投影の長さで除した数値（以下「開口率」とする。）が $1/5$ 以下であること）、同条 2 号（ポーチその他これに類する建築物の部分で、前号ロ及びハに掲げる要件に該当し、かつ、高さが 5m 以下であるもの）の捉え方については次のとおりとする。



事例 1

道路 1 の場合： $\overline{ab}$

道路 2 の場合： $\overline{bc} + \overline{de}$



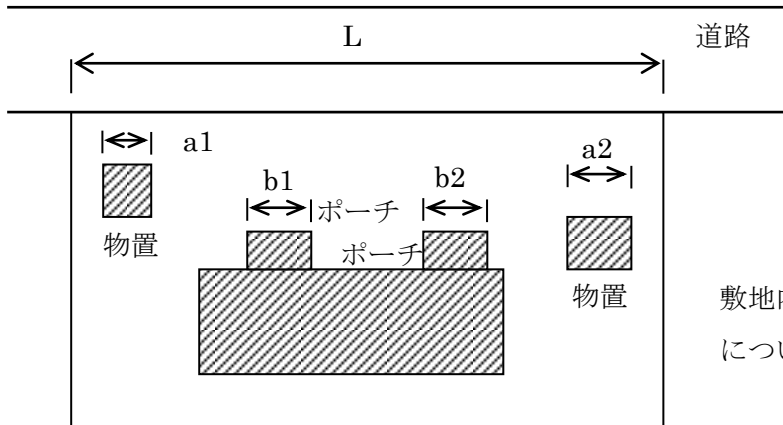
事例 2

「当該部分の水平投影の前面道路に面する長さ」は $\overline{ab}$ とする。
よって、令 130 条の 12 第 1 号ロの開口率は $\overline{ab}/\overline{AB}$ となる。



熊本市建築基準法取扱

集 13013	道路斜線制限の後退距離算定の特例に関する開口率について (2/2)	法 56 条 2 項、4 項、 令 130 条の 12
---------	--------------------------------------	--------------------------------



事例 3

敷地内に物置、ポーチが複数ある場合の開口率については、敷地単位で次のとおり算定する。

令 130 条の 12・1 号の開口率： $(a1+a2) / L$

令 130 条の 12・2 号の開口率： $(b1+b2) / L$

それぞれ開口率が $1/5$ 以下であれば、斜線制限における後退距離の算定において、物置、ポーチを除くことができる。

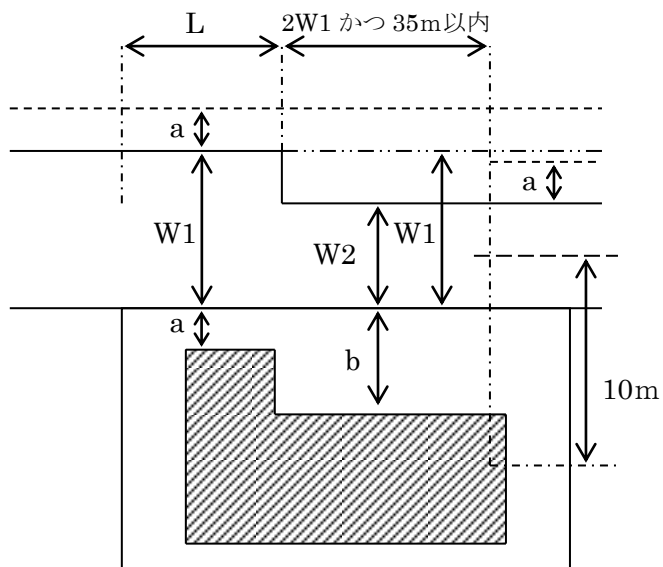


熊本市建築基準法取扱

集 13014	前面道路幅員が一定でない場合の後退距離	法 56 条 2 項、 令 132 条
---------	---------------------	------------------------

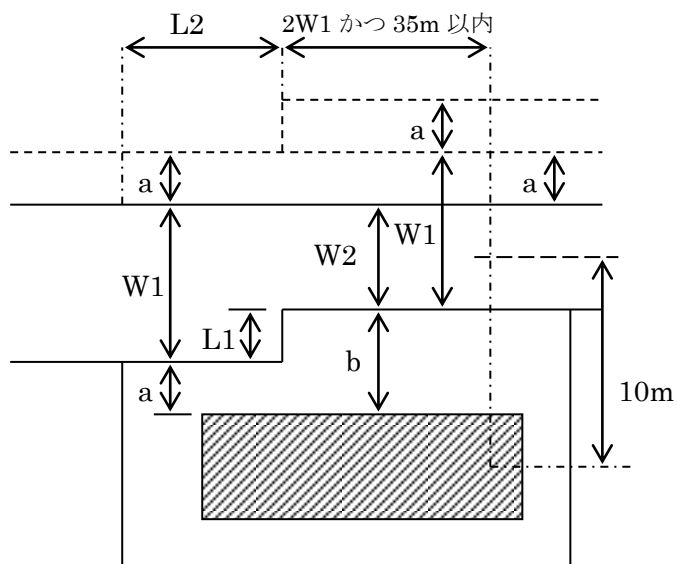
法 56 条 2 項の規定について、前面道路の幅員が一定でない場合は、それを 2 以上の前面道路とみなして令 132 条を適用する。(ケース 1、2 は $W1 > W2$ 、 $a < b$ とする)

ケース 1



W1 幅員の道路への接道の判断基準：
L の長さが 2m 以上

ケース 2



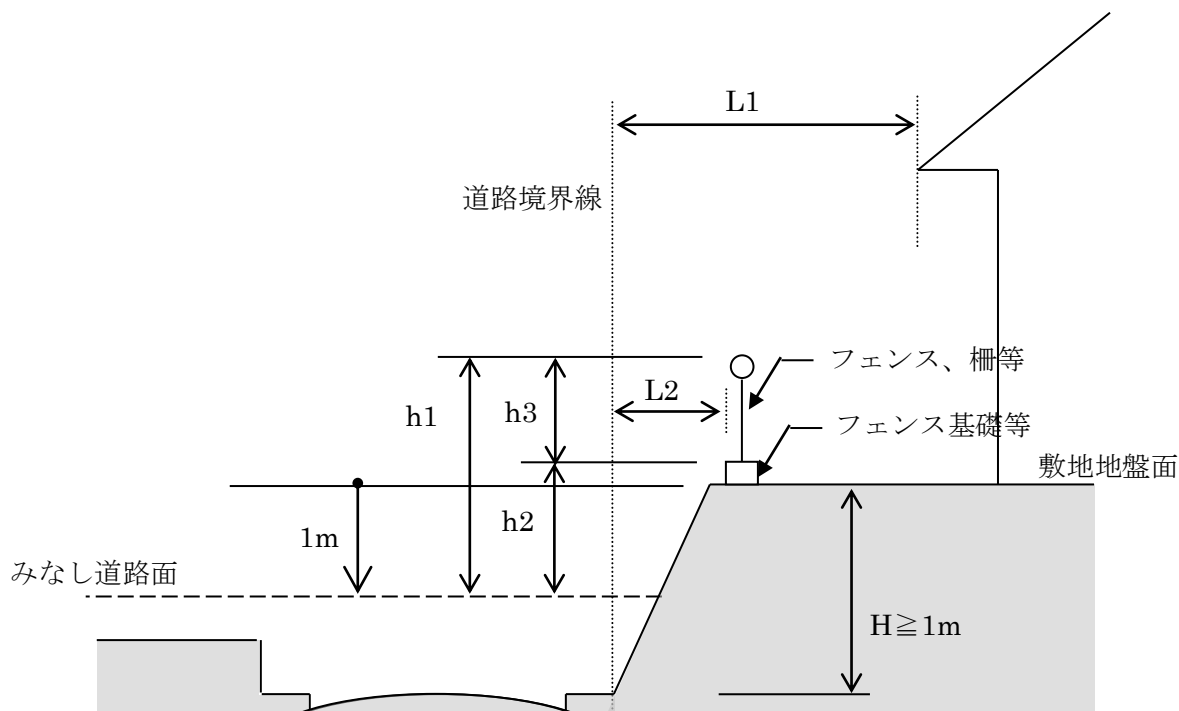
W1 幅員の道路への接道の判断基準：
L1 または L2 の長さが 2m 以上



熊本市建築基準法取扱

集 13015	高さ制限における前面道路と敷地の地盤面に高低差がある場合の後退距離について	法 56 条 2 項、 令 130 条の 12・1 項 3 号、 令 135 条の 2・1 項
---------	---------------------------------------	---

前面道路と敷地の地盤面に高低差があり、門又は塀等を設けた擁壁等（擁壁、がけ、法面等）がある場合の後退距離は以下のとおりとする。



図

前面道路と敷地地盤面との間に 1m 以上の高低差がある場合、「政令第 135 条の 2 第 2 項の規定により規則で定める前面道路の位置は、建築物の敷地の地盤面から 1m だけ低い位置にあるものとみなす」（市細則第 5 条）ため、図の「みなし道路面」が前面道路の位置となる。門や塀の高さは、みなし道路面からの高さとし、図の $h2$ の範囲は透過性のない塀の一部とみなす。

次の条件をすべて満たす場合の法 56 条 2 項による後退距離は $L1$ とする。

- ① $h1$ が 2 m 以下の場合
- ② $h2$ が 1.2 m 以下で、 $h3$ の部分を見通しのきくフェンスや柵といった「網状その他これに類する形状」とした場合

上記条件以外の場合の法 56 条 2 項による後退距離は $L2$ とする。

なお、敷地と道路との高低差に対する転落防止措置については十分に配慮すること。



熊本市建築基準法取扱

集 13016	高さ制限における後退距離について（物置、ポーチその他これらに類するもの）	法 56 条 2 項、4 項、 令 130 条の 12
---------	--------------------------------------	--------------------------------

令 130 条の 12・1 号に規定する「物置その他これに類する用途に供する建築物の部分」は次の用途とする。

〔 自転車置場・自動車車庫・機械室・ポンプ室・受水槽 等 〕

令 130 条の 12・2 号に規定する「ポーチその他これに類する建築物の部分」は次の用途とする。

〔 ゲート（門扉が無く軽微なもの）・車寄せ 等 〕

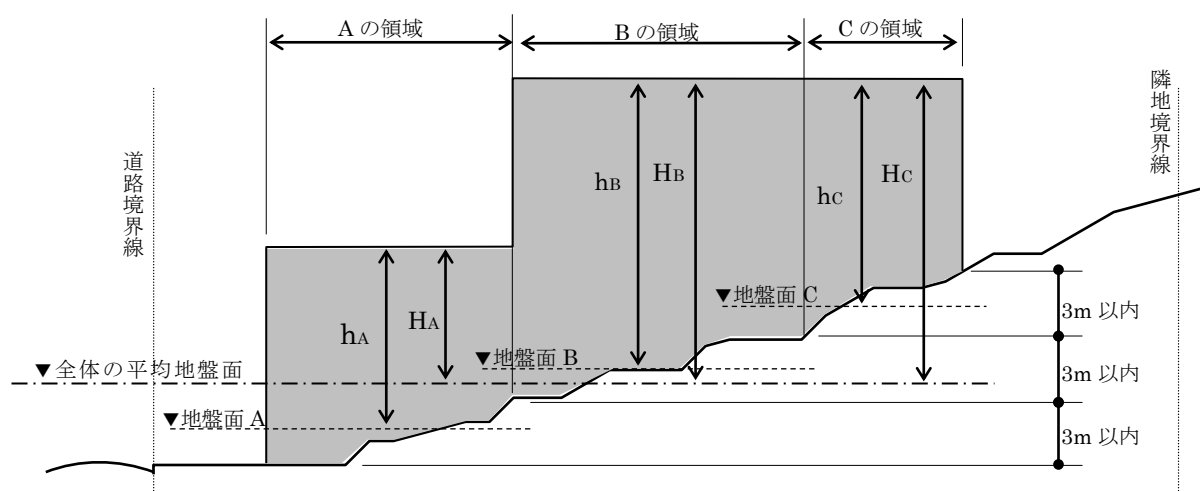
参考：建築基準法質疑応答集 第 4 巻 P5024



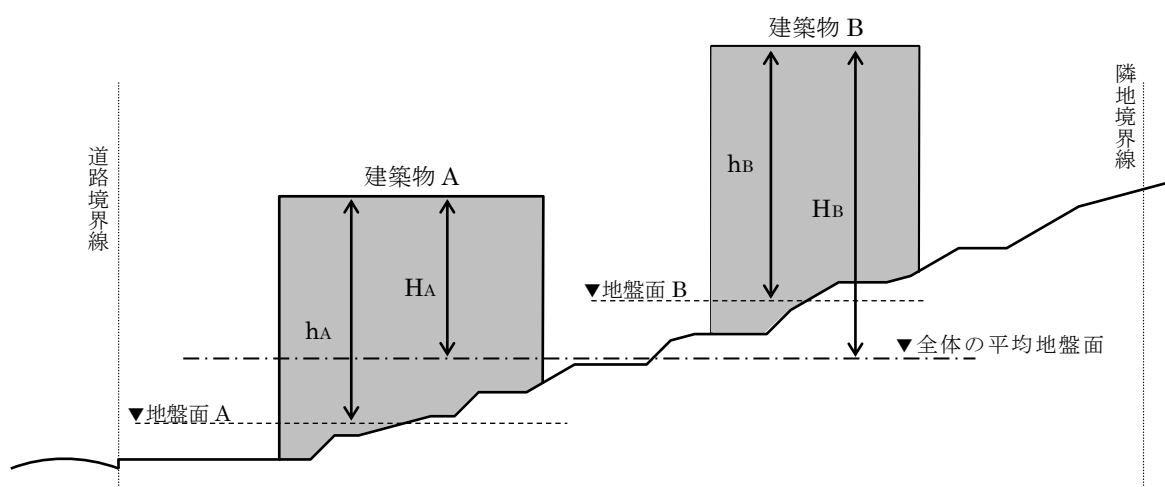
熊本市建築基準法取扱

集 13017	敷地内に高低差がある場合の「日影による中高層の建築物の高さの制限」について (1/2)	法 56 条の 2、 令 2 条 2 項など
---------	---	---------------------------

敷地に高低差がある場合、その建築物が日影による中高層の建築物の高さの制限（以下「日影規制」という。）の対象になるかどうかの判断は、令 2 条 2 項に規定する地盤面からの高さによる。その場合、日影図の作成においては、法別表 4 に掲げる「当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面」（以下「全体の平均地盤面」という。）からの高さとする。また、一つの敷地の中に複数棟の建築物がある場合において、日影規制の対象になるかどうかの判断は建築物ごとに高さを算出して検討し、規制がかかる建築物が一つでもある場合は、全ての建築物を一つの建築物とみなして日影規制が適用される。



h_A 、 h_B 、 h_C のいずれかが日影規制対象高さ以上であれば、全体の平均地盤面での日影図により日影規制を検討する。なお、日影図を作成する際のそれぞれの建築物高さは H_A 、 H_B 、 H_C とする。



h_A 、 h_B のいずれかが日影規制対象高さ以上であれば、全体の平均地盤面での日影図により日影規制を検討する。なお、日影図を作成する際のそれぞれの建築物高さは H_A 、 H_B とする。

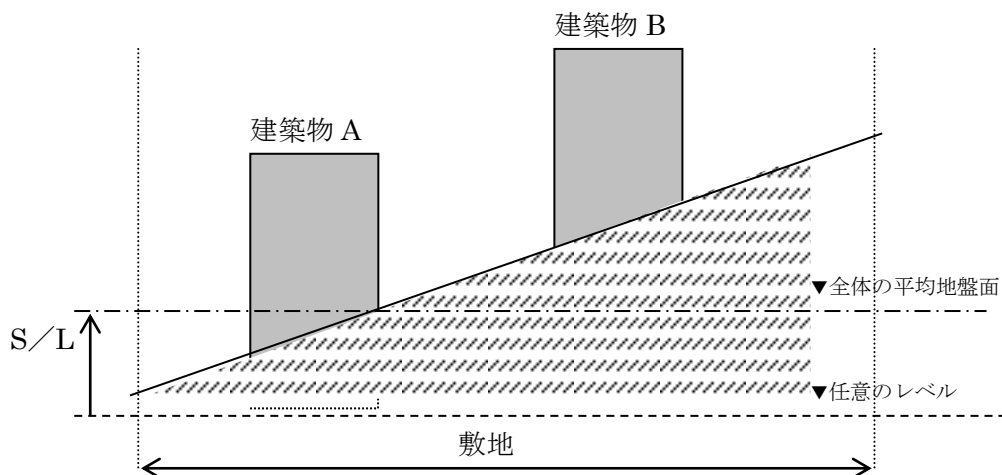


熊本市建築基準法取扱

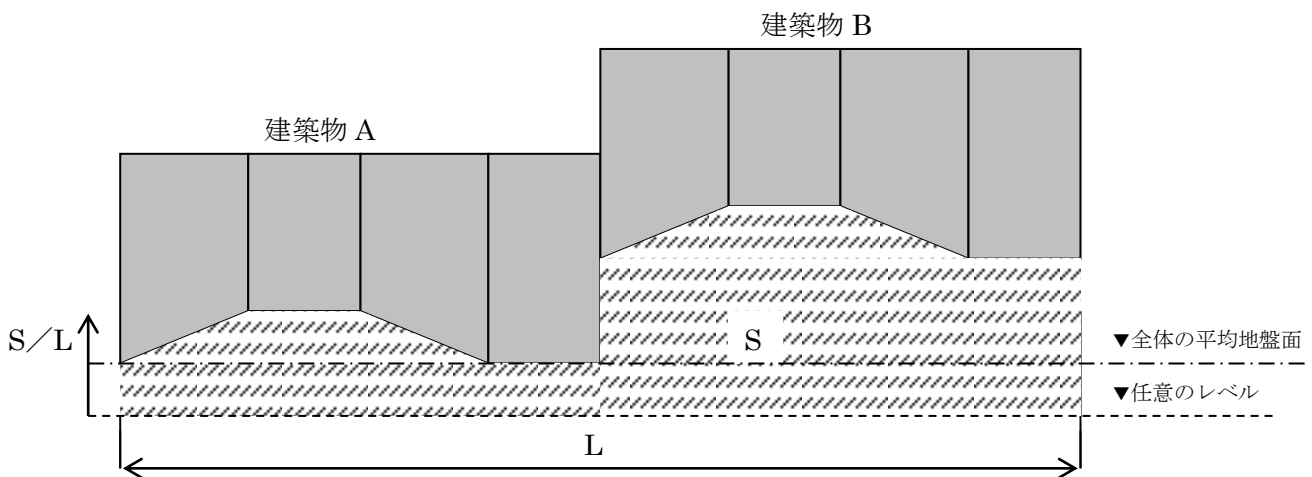
集 13017	敷地内に高低差がある場合の「日影による中高層の建築物の 高さの制限」について (2/2)	法 56 条の 2、 令 2 条 2 項など
---------	---	---------------------------

日影規制における平均地盤面とは、法別表 4 に掲げる全体の平均地盤面とされており、その接する位置の高低差が 3m をこえる場合も平均地盤面は 1 つである。また、1 つの敷地の中に複数棟の建築物がある場合であっても、これらの建築物を 1 の建築物とみなす（法 56 条の 2・2 項）ため、平均地盤面は 1 つである。

高低差のある敷地に複数棟の建築物がある場合の平均地盤面の算定について、算定事例を以下に示す。



側面図



展開図

各建築物の展開図を作成し、建築物の全周長を L 、任意のレベルから建築物の周囲の地面と接する位置までの面積を S とすると、全体の平均地盤面は、任意のレベル + S/L の位置となる。

参考：誰にもわかる建築法規の手引き 第 1 巻 P 324～325



熊本市建築基準法取扱

集 13018	熊本市における日影の倍率表	法 56 条の 2
---------	---------------	-----------

日影による中高層の建築物の高さの制限を検討するにあたり、熊本市における緯度は 33 度を使用することができる。

この緯度における冬至日の日影倍率は下表のとおり。

緯度	時間（※真太陽時）		太陽高度	太陽方位	影の倍率
33°00′	12:00		33°33′	0	1.508
	11:00	13:00	31°46′	16°13′	1.615
	10:00	14:00	26°43′	30°54′	1.987
	9:00	15:00	19°06′	43°21′	2.887
	8:00	16:00	9°40′	53°42′	5.869

※ 真太陽時・・・当該地点における南中時刻を正午とする時刻。

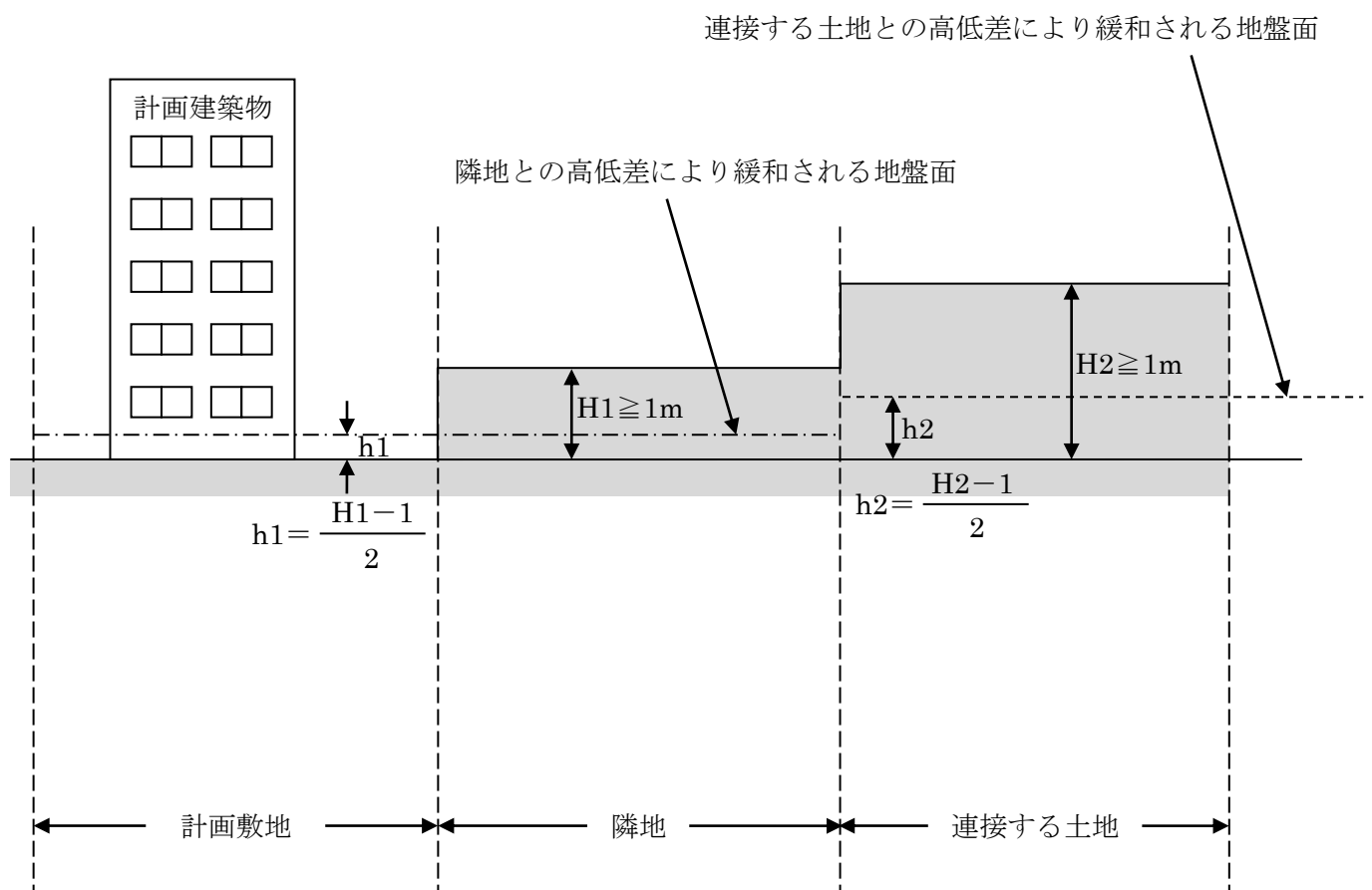


熊本市建築基準法取扱

集 14019	敷地に高低差がある場合に日影制限の緩和を適用する「隣地又はこれに接続する土地」について	法 56 条の 2、 令 135 条の 12
---------	---	---------------------------

令 135 条の 12・3 項 2 号に記載される「隣地又はこれに接続する土地」とは、土地が道路、河川等を隔てて接する場合を含むものとする。

日影制限の緩和規定は、日影の生ずる敷地ごとに適用され、「隣地又はこれに接続する土地」が複数ある場合、それぞれの敷地の地盤面との高低差により適用される。



参考：建築基準法質疑応答集 4 巻 P5193～5195



熊本市建築基準法取扱

集 13020	敷地が地域等の内外にわたる場合における集団規定等の適用 判断	法 91 条
---------	-----------------------------------	--------

法 91 条は建築物の敷地が 2 以上の区域、地域又は地区の内外にわたる（またぐ）場合の取り扱いについて規定したものである。法 91 条の内容に加え、区域の内外にわたる場合の規定適用の判断をまとめると次のようになる。

規定	考え方（原則）
・ 用途地域（法 48 条） ・ 高度利用地区（法 59 条） ・ 採光（法 28 条）	敷地の過半の属する区域等の制限（規定）を適用
・ 容積率（法 52 条） ・ 建ぺい率（法 53 条）	区域ごとの制限値による加重平均を適用
・ 外壁後退距離（法 54 条） ・ 高さ制限（法 55 条） ・ 斜線制限（法 56 条） ・ 高度地区（法 58 条） ・ 日影規制（法 56 条の 2）	敷地の各部分ごとの制限を適用
・ 防火・準防火（法 65 条） ・ 法 22 条区域（法 24 条）	建築物が地域、区域の内外にわたる場合は厳なる方の規制適用（建築物が 1 方の地域、区域のみに存在する場合は、その地域、区域の制限を適用）

参考：建築基準法質疑応答集 第 5 巻 P7291～7296



熊本市建築基準法取扱

構 19001	改良地盤の許容応力度算定について	平 13 国交告第 1113 号 第 4
---------	------------------	-------------------------

本告示第 4 の規定を適用する際には、第 1 に規定される平板載荷試験や載荷試験による評価が原則であるが、第三者評価機関による評価を取得している地盤改良工法(試験・算定式)に基づき、極限応力度(qb)を定めることを可能とする。

第三者評価機関による評価の例

- ・ (財)日本建築センターによる「建築技術審査証明」
- ・ (財)日本建築総合試験所による「建築技術性能証明」 等

参考：2020 年版 建築物の構造関係技術基準解説書 P572～573



熊本市建築基準法取扱

工 21001	防火地域にある防火措置が必要な看板等の取扱い	法 64 条 法 88 条 1 項 令 138 条 1 項 3 号
---------	------------------------	---

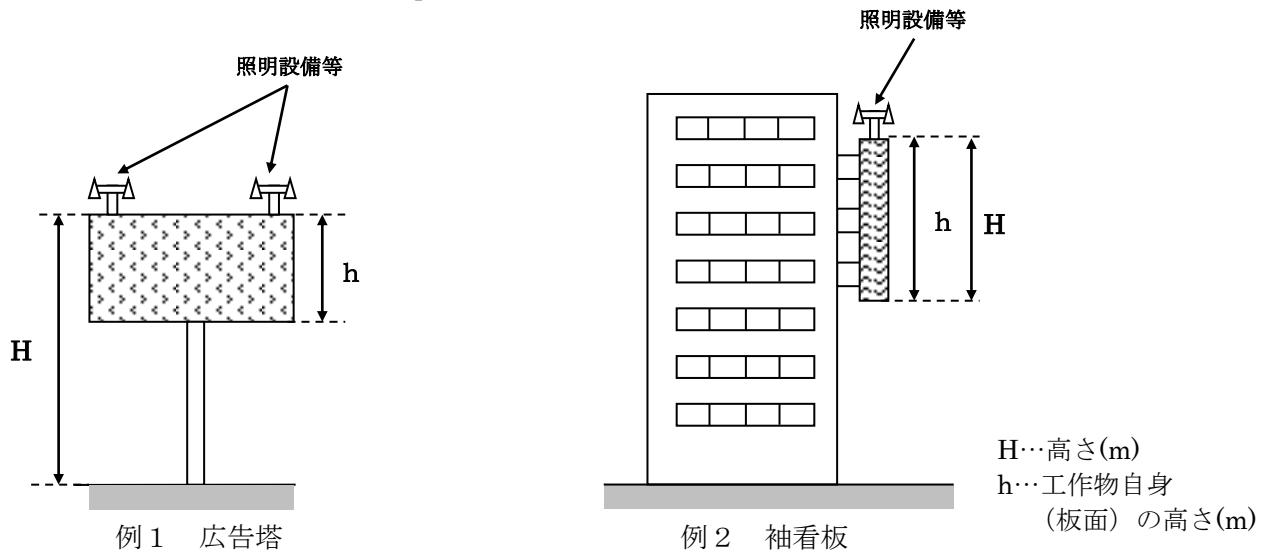
法 64 条の規定において、看板・広告塔等の工作物で高さ 3 m を超えるものは主要な部分を不燃材料で造り、または覆わなければならないが、「高さ」と「主要な部分」について、以下に定めるところによる。

本条にいう工作物の「高さ」とは、工作物自身（板面）の高さであり、地盤面からの高さではないものとする。（下図・下表参照）

また、本条における防火措置（告示仕様もしくは大臣認定品）が必要になる「主要な部分」とは、外部に露出している部分（板面を含む）とする。

なお、防火地域内で建築物の屋上に設けるものは高さに関係なく防火措置が必要。

参考：建築基準法質疑応答集 第 4 巻 （p.5762）



高さ(m)	工作物高さ(m)	広告塔	
		準用工作物	防火措置
$H > 4$	$h > 3$	○	◎
	$h \leq 3$		—
$H \leq 4$	$3 < h \leq 4$	—	◎
	$h \leq 3$		—
屋上に設けるもの		※	◎

高さ(m)	工作物高さ(m)	袖看板	
		準用工作物	防火措置
$H > 4$	$h > 4$	○	◎
$H \leq 4$	$3 < h \leq 4$	—	◎
	$h \leq 3$		—
屋上に設けるもの		△	△

準用工作物に該当し、確認申請が必要…○

防火措置を要するもの（防火地域の場合）…◎

※ A1208 の取り扱い参照【建築基準法等の運用について（熊本県版）令和 2 年 3 月 p.33】



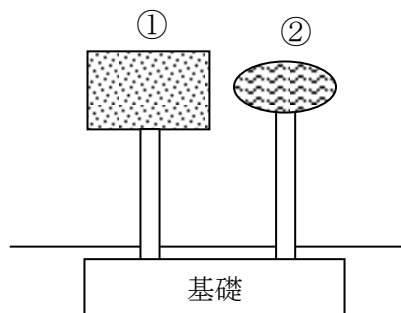
熊本市建築基準法取扱

工 13001	工作物の申請について	法 88 条
---------	------------	--------

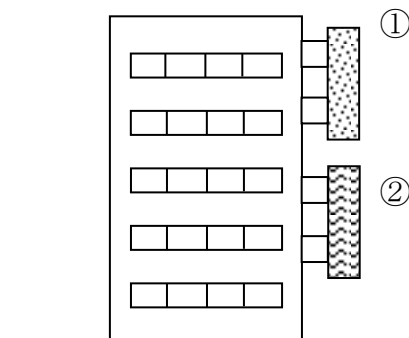
工作物の確認申請にあたり、工作物の申請の数は、「建築基準法等の運用について（熊本県版）令和 2 年 3 月」の例規 A8670、A8714 を参考とし、下記のとおり取扱う。

1. 広告塔、袖看板

代表的なものの例を以下に示す。



例 1-1 計 2 つの申請の広告塔

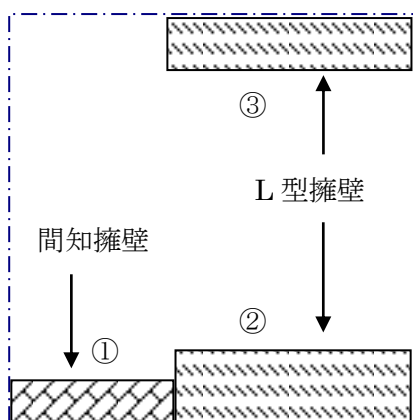


例 1-2 計 2 つの申請とする袖看板

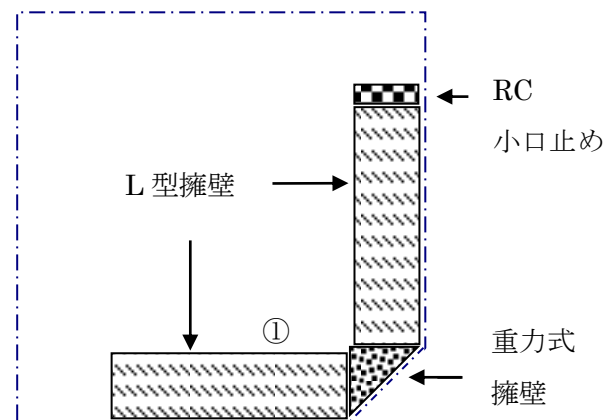
2. 擁壁

同一敷地内であっても別の場所に築造され連続性がない擁壁は、それぞれ 1 つの申請と算定する。

連続性がある擁壁であっても構造形式が異なる擁壁は、構造上一体と見なさず、それぞれ 1 つずつの申請と算定する。ただし、隅角部及び端部の処理としてやむを得ず別の構造形式とする場合は、構造上一体と見なし、1 つの擁壁として取扱う。



例 2-1 計 3 つの申請の擁壁



例 2-2 1 つの申請の擁壁



熊本市建築基準法取扱

工 14102	工作物として取扱うものの参考事例	法 88 条 1 項、 令 138 条 1 項
----------------	------------------	----------------------------

令 138 条 1 項 1 号に該当する事例、令 138 条 1 項 2 号、3 号及び 4 号の「その他これらに類するもの」に該当する参考事例を以下に掲げる。

令 138 条 1 項	工作物の参考事例
1 号 高さが 6m を超える煙突（支枠及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。）	煙突（土地に独立して造られるものに限る。）
2 号 高さが 15m を超える RC 柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざおを除く。）	ゴルフ練習場・バッティングセンターのネットポール 携帯電話・アマチュア無線の鉄塔
3 号 高さが 4m を超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	噴水塔、時計塔 鳥居、自立式十字架
4 号 高さが 8m を超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	飼料・肥料・セメントなどを貯蔵するもの 災害避難用の架台

なお、都市計画区域外に築造する場合でも、法 88 条 1 項で準用される工作物（「建築基準法等の運用について（熊本県版）令和 2 年 3 月」A8669 各号に掲げるものを除く）は確認申請が必要となるので留意されたい。



熊本市建築基準法取扱

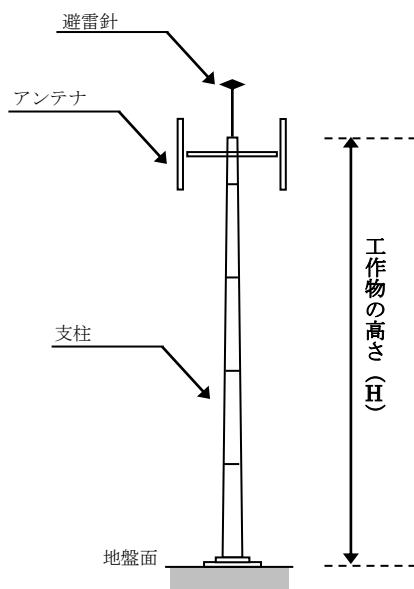
工 14003	工作物の高さについて	法 88 条 1 項、 令 138 条 1 項
---------	------------	----------------------------

令 138 条 1 項に掲げる工作物の高さの算定方法は、次に定めるところによる。

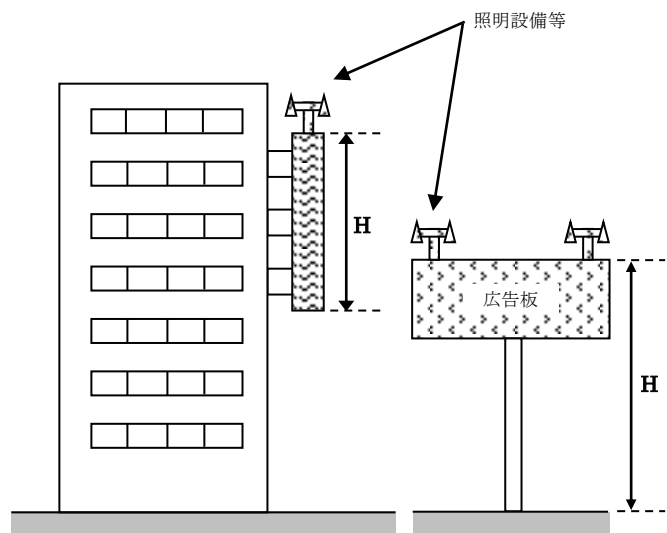
- ① 1 号から 4 号までに掲げるものは、地盤面（袖看板についてはその下端）からその上端までの高さによる。ただし、工作物に付随する照明設備、アンテナ設備及び避雷設備その他これらに類するもので、構造上軽微なものを除く。
- ② 5 号に掲げるものは、その前面の下部が地盤面と接する部分から、背面の上部が地盤面と接する部分までの高さによる。

以下に参考例を示す。

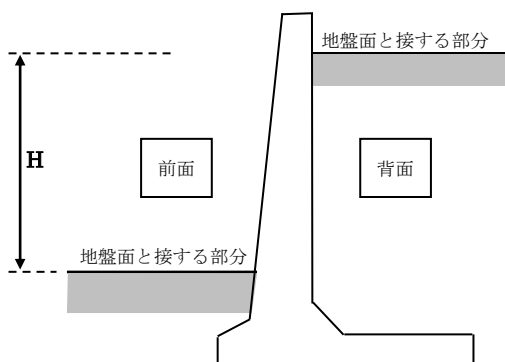
例 1 アンテナ・避雷針がある電波塔



例 2 照明設備がある広告塔及び広告板



例 3 擁壁



熊本市建築基準法取扱

設 13101	シックハウス対策の換気計画について	法 28 条の 2
---------	-------------------	-----------

1. 建築確認申請添付図書について

P-Q 線図等換気扇能力が確認できるもの（カタログ等）を添付すること。また、換気経路にダクトを用いる場合は、設計換気量による圧損計算書も添付すること。

2. 増築時の既存遡及範囲について

増築部と建具等で気積が切れる既存部分にはシックハウス対策の換気の遡及はしないが、気積が繋がる部分は換気必要箇所とする。なお、引き戸等は気積的に切れると考えられるが、ガラリ等がある戸については気積的に切れるとは考えられないものとする。



熊本市建築基準法取扱

設 13102	寝台用エレベーターの設置条件について	法 34 条
---------	--------------------	--------

寝台用エレベーターが設置できる建築物の用途は、ストレッチャー等を日常的に使用する施設（病院等、又は老人福祉施設等（以下「病院等」という。））とされている。このため、多数の乗客が集中するおそれのある場合は、乗用又は人荷用エレベーターを併設するなど、使用状況に応じたエレベーターの設置を行うこととする。

解説：

寝台用エレベーターは、ストレッチャー等の運搬を目的としているため、同一定員の乗用エレベーターよりかご床面積が大きい。

このため、定員を超える乗り込みや積載荷重を超える荷物の積み込み等が起こりやすく、ブレーキ保持力を超える危険な過積載になる可能性がある。

よって、人荷を運搬するには、乗用又は人荷用エレベーターを用いなくてはならない。

ただし、建築物の用途が、ストレッチャー等を日常的に運搬する必要（例えば、機械浴で寝たまま入浴する等）がある病院等で、建築物の配置上若しくは業務上併設が難しい場合に限り、管理者の責任において単独設置を認めるものである。

なお、寝台用エレベーターが設置されている病院等を、病院等以外の建築物の用途に変更する場合、エレベーターも適正なものに変更すること。

参考：昇降機技術基準の解説 2016 年版 P1.2-9、P1.2-18～25



熊本市建築基準法取扱

設 15003	令 114 条 2 項における自動スプリンクラー設備等設置部分の 防火上主要な間仕切壁の設置の緩和について	法 35 条、 令 112 条、令 114 条他
---------	--	-----------------------------

床面積が 200 m²以下の階又は床面積 200 m²以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法 2 条 9 号の二ロに規定する防火設備で区画されている部分で、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けたもの、その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分にある間仕切壁については、防火上主要な間仕切壁とする必要はない。

なお、上記の緩和を適用する場合のスプリンクラー設備等は、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を消防法施行令 12 条から 18 条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したものとする。



熊本市建築基準法取扱

設 13104	『建築設備設計・施工上の運用指針 2019 年版』の取扱い	法 36 条
---------	-------------------------------	--------

1. 【P-46】 2-13 火気使用室の給気口に関する構造と設置について

「発熱量 1.2kw 当たり 10 cm³程度」と記載されているが、作業者の環境を考慮し、発熱量 12kw 超の器具を設ける場合、給気用開口面積（常時開放面積）は、次の算定式で求めた数値以上とする。

給気用開口面積（m²）＝排気量÷（3600×開口効率×面風速）

- ・ 排気量：排気用換気扇の風量（m³/h）
- ・ 開口効率：50%以下（50%超はカタログ添付）
- ・ 面風速：一般的に 3m/s 以下

やむを得ず直接外気に接する給気口が設けられない場合は、連動運転する給気用換気扇を設置してよいが、その吹き出し口の面風速は、3m/s 以下とすること。

2. 【P.118】 4-32 排煙ダクトの防火区画貫通に関する取り扱いについて

図 4-32 排煙ダクトの防火区画貫通例

(e) の排煙主ダクトが防火区画を貫通することは望ましくないが、やむを得ない場合は、厚さが 1.5mm 以上の鉄板ダクトに、厚さが 25mm 以上のロックウール巻きの耐火仕様のダクトとすること。

3. 【P.200】 6-16 防火戸等（常時開）の感知器連動について

(3) たて穴区画及び異種用途区画に用いる感知器の種類は、煙感知器、若しくは熱煙複合式スポット型感知器と定められているが、誤作動防止のため、やむを得ない場合で、駐車場区画に限り、熱感知器を用いてもよい。

4. 【P.219】 7-1 避雷設備の基本的な考え方について

支持金物及び取付台の安全性を強度計算書により確認するため、建築確認申請書に避雷針の風圧検討書を添付すること。



熊本市建築基準法取扱

関 15001	バリアフリー法による義務化対象時のオストメイト用設備の 取扱い	BF 法 14 条 BF 令 9、14 条
---------	------------------------------------	--------------------------

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、令 14 条 1 項 2 号により設置するオストメイト用設備について、オストメイト簡易型設備（腰掛便器にパウチ・しびん洗浄水洗をつけたもの）は、整備が義務付けられたオストメイト用設備を有する便房とは別に利用者の分散を図るために設置するものであるため、あらかじめオストメイト用設備を 1 以上備えたうえで設置するものとする。

また、当該設備の利用者はその場でパウチを外し、排出・洗浄を行うため、プライバシーへの配慮が必要である。そのため、当該設備は病院や児童福祉施設等の業務用の汚物流しのスペースを兼ねるのではなく、専用のオストメイト用設備のスペースを設けるものとする。

参考：国交省 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

